### 令和6事務年度 国税庁実績評価書

令和7年 10 月 財 務 省

### 目 次

Ι	令和6事務年度 国税庁実績評価書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	参考1 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	参考2 令和6事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標・・・・・・・1	.0
	参考 3 測定指標一覧表······1	. 1
	参考4 税務行政のデジタル化に関する取組 - 令和6事務年度における主な取組 - ・・1	.3
	参考 5 参考条文等······2	20
П	<b>国税庁実績評価書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	
	実績目標(大)1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)・・・・・・・・・・・・・2	
	実績目標 $(小)$ $1-1$ (税務行政の適正な執行)・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	30
	実績目標(小) $1-2$ (税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)・・・・・・・4	
	業績目標 $1-2-1$ (オンラインによる税務手続の推進)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
	業績目標1-2-2 (デジタルの活用による業務の効率化・高度化)・・・・・・・・・・・・・・	
	業績目標 1 - 2 - 3 (事業者のデジタル化促進) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	実績目標 $(小)$ $1-3$ (納税者サービスの充実) $\cdots$	
	業績目標 $1-3-1$ (広報・広聴活動等の充実)・・・・・・・・・・8	
	業績目標 $1-3-2$ (相談等への適切な対応)・・・・・・・・・・・・・・・・・・9	)5
	実績目標(小)1-4 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)・・・・・・・11	.0
	業績目標1-4-1(適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)・・・・・・11	.2
	業績目標1-4-2(期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)・・・・・・・12	29
	業績目標 $1-4-3$ (不服申立てへの取組)・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
	実績目標 $(小)$ $1-5$ (国際化への取組)・・・・・・・・・・・14	
	実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進) ・・・・・・・・・15	
	実績目標(大)3 (税理士業務の適正な運営の確保)・・・・・・・18	
	財務省政策評価懇談会における意見(全体に通じるもの)・・・・・・・18	37
Ш	<b>参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 18	39
	資料1 令和6事務年度において実施したアンケート調査の概要・・・・・・・19	1
	資料2 令和6事務年度において実施したサンプル調査の概要・・・・・・・19	14
	(参考) 用語集····································	<b>)</b> 5



I 令和6事務年度 国税庁実績評価書の概要

- 4 -	
-------	--

### 1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号(P.20)の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務(財務省設置法第20条に定める事務)の実施基準及び準則(P.20)を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」(令和5年3月財務省策定)の定めるところに準じて実施しています。
- (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度(7月1日から翌年6月30日)で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
- (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。

また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

### 2. 「令和6事務年度国税庁実績評価書」の概要

### (1) 目標

令和6事務年度の実施計画は、「令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画」(P.8)のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を5、業績目標を8設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」(P.9)において示しています。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、参考2「令和6事務年度の国税庁が 達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」(P.10)において示しています。

### (2) 評価方法

### イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

なお、各目標に係る指標名等は、参考3「測定指標一覧表」(P.11)において示しています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じ

て、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせて、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績(値)が目標(値)を達成している場合には「 $\bigcirc$ 」、達成していない場合には「 $\times$ 」としています。ただし、実績(値)が目標(値)を達成していないものの、その差が僅かである場合には「 $\triangle$ 」としています。

### ロ施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、 必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s+ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

### ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」
- (注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じています。 なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

### ニ 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標(大)1については、実績目標(小) $1-1\sim1-5$ の 評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標(小)1-2については、業績目標1-2 $-1\sim1-2-3$ 、実績目標(小)1-3については、業績目標 $1-3-1\sim1-3-2$ 、 実績目標(小)1-4については、業績目標 $1-4-1\sim1-4-3$ を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

### 3. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しています。

資料1 令和6事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 令和6事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

### 令和6事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和6事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

### 1. 計画期間 (評価の対象期間)

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間

### 2. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

### 3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標(大)1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標(小)1-1	税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2	税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
業績目標1-2-1	オンラインによる税務手続の推進
業績目標1-2-2	デジタルの活用による業務の効率化・高度化
業績目標1-2-3	事業者のデジタル化促進
実績目標(小)1-3	納税者サービスの充実
業績目標1-3-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1-3-2	相談等への適切な対応
実績目標(小)1-4	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1-4-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1-4-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1-4-3	不服申立てへの取組
実績目標(小)1-5	国際化への取組
実績目標(大)2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標(大)3	税理士業務の適正な運営の確保

# 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度

## 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」 国税庁の使命

財務省政策評価 おける政策目標 γ 2-2

実績日標(大)

内国税の適正かつ公平な 実績目標(大) 1 賦課及び徴収 € ∢

IJ

実績目標(大) 2

実績目標(大)3

酒類業の健全な 発達の促進

\(\frac{\delta}{2}\)

適正な運営の確保 税理士業務の (S) S

[実績目標(小) 1 - 1]

税務行政の 適正な執行

€ ∀

デジタル・トランス (実績目標(小) 1 - 2 レギーメーション 税務行政の € ∀

(実績目標(小)1-4

(実績目標(小) 1-3

答説者サーバスの

充実

|実績目標(川) 1-5]

国際化への取組

適正な調査・徴収等の実施 及び納税者の権利救済

€ ∢

 $\overline{A}$ 

(S) S

(業績目標1-2-1) オンラインによる税務手続の推進

A(A) ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、 請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にで る環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにで 申請、届出、申告、納付等 きる環境を整備し、「あ きる社会」の実現を目指1

|業績目標1-2-2

デジタルの活用による業務の対率化・高度化

事業者のデジタル化促進 [業績目標1-2-3]

(-) 新規追加

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務 処理のデジタル化を促進することにより、社会全体のDXの進 展に貢献します

粣 獹 輔 Ш

問合せや相談に対して迅速かつ的確に 対応するとともに、納税者の満足度が向 上するよう努めます。

相談等への適切な対応

(業績目標1

**(業績目標1-4-1** 

広報・広聴活動等の充実

(業績目標 1-3-1

適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施  $oldsymbol{\mathsf{A}}oldsymbol{\mathsf{A}}$ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認め られる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施する とにより誤りを是正します。

. 回 種

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の意義・役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

期限内域の実現及び滞めの整理促進への政組

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わな 納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します

(業績目標 1-4-3 不服申立てへの国組

(S) S

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益 の教済を図ります。

各目標の符号は令和6事務年度の評定。( )は令和5事務年度の評定。(-)は令和6事務年度に新たに設定した目標となるため、令和5事務年度の評定がないもの。 □□ は令和5事務年度と異なる評定となったもの及び新たに設定した目標。評定は5+、S、A、B、Cの5段階

実績日標

### 令和6事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数		測定	
中传口与(上)。	施策名	+	定量	正1
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			_	-
	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理		3	
実績目標(小)1−1	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			2
税務行政の適正な執行	(3) 守秘義務の遵守	4		1
	(4) 職員研修の充実			1
実績目標(小)1−2				
税務行政のデジタル・トランスフォーメーション		$\angle$		
	(1) オンライン申告等の推進		10	
業績目標1-2-1	(2) マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	_		1
オンラインによる税務手続の推進	(3) 利用者目線に立った情報提供	5	1	1
ス → ノ ₁ ✓ ι ← か ∜ が が が が が が 性 迷	(4) キャッシュレス納付の推進		1	
	(5) 申請・届出等の合理化・デジタル化	-		1
業績目標1-2-2	(1) 内部事務のセンター化の推進			1
デジタルの活用による業務の効率化・高度化	(2) 照会等のオンライン化の推進	3	1	1
	(3) データ活用等による税務執行の効率化・高度化等	***************************************		2
業績目標1-2-3 事業者のデジタル化促進	(1) 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	2		1
	(2) 関係省庁などの関係機関との連携・協力	+		1
<b>実績目標(小)1−3</b> 納税者サービスの充実			-	-
	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	***************************************	2	
	(2) 租税に関する啓発活動		3	1
業績目標1-3-1 広報・広聴活動等の充実	(3) 関係民間団体との協調関係の推進	5		1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保			1
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等			1
	(1) 納税者からの相談等への適切な対応		4	1
業績目標1-3-2 相談等への適切な対応	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	3	1	
1200	(3) 改正消費税法への対応			1
実績目標(小)1-4			l —	_
適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		$-\!$		
業績目標1-4-1	(1) 有効な資料情報の収集			1
適正申告の実現及び	(2) 的確な調査事務の運営	4	2	2
的確な調査・行政指導の実施	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組			1
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施 (1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	-		1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組			
業績目標1-4-2 期限内収納の実現及び	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営	5	1	
滞納の整理促進への取組	(4) 滞納の整理促進への取組		<b>.</b>	-
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	-		-
安佳口 福 1 4 2	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	-	2	
業績目標1-4-3 不服申立てへの取組	(2) 裁決事例の公表の充実	2		1
_	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	-	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施			ŀ
実績目標(小)1−5	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施	_		١,
国際化への取組	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理	6		١,
	(5) 外国税務当局との知見の共有			H
	(6) 開発途上国に対する技術協力		1	
	(1) 日本産酒類の輸出促進の取組		2	
	(2) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応		1	
由结口与/上\_	(3) 酒類の公正な取引環境の整備		1	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応	7		ŀ
The state of the s	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携			1
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進			
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保	-		
安练中悔/十\0	(1) 税理士会等との連絡協調の推進		1	<u></u>
実績目標(大)3 <sup>税理士業務の適正な運営の確保</sup>	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施	3	1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組	100000000000000000000000000000000000000		1
		3	1	4

### 測定指標一覧表

	目標	指標の種類	指標番号	指標名	頁
績E	目標(大)1 内国利	 兑の適正ヵ	への公平な賦課及び	後収	
			主 実 1-1-1-A-1	「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合	31
		(定量的)	主 実 1-1-1-A-2	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合	31
<b>+</b> 4	責目標(小)1−1	(企里的)	主 実 1-1-1-A-3	酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割 合	32
	関ロ標(ハケリー) 说務行政の適正な		主 実 1-1-2-B-1	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	33
執?		(定性的)	主 実 1-1-2-B-2	個人情報保護法及び番号法に基づく(特定)個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	34
		(XE IE #1)	主 実 1-1-3-B-1	守秘義務遵守の周知徹底	35
			主 実 1-1-4-B-1	アンケート調査による受講者の意見の把握等	37
実統	<b>責日標(小)1−2 税</b> 利	<u> </u>	ジタル・トランスフ		
Γ	X = 120 X		主 業 1-2-1-1-A-1	e-Taxの利用状況(所得税の申告手続)	45
			主 業 1-2-1-1-A-2	e-Taxの利用状況(法人税の申告手続)	46
			主 業 1-2-1-1-A-3	e-Taxの利用状況(法人税の添付書類を含めた申告手続)	47
			主 業 1-2-1-1-A-4	e-Taxの利用状況(消費税(個人)の申告手続)	47
			主 業 1-2-1-1-A-5	e-Taxの利用状況(消費税(法人)の申告手続)	48
			主 集 1-2-1-1-A-6 業 1-2-1-1-A-6		48
		<i>(</i> + = <i>(</i> )		e-Taxの利用状況(相続税の申告手続)	
	業績目標1-2-1	(定量的)	業 1-2-1-1-A-7	e-Taxの利用状況(納税証明書の交付請求手続)	49
	未根 日保 「ユー」 オンラインによ		業 1-2-1-1-A-8	e-Taxの利用満足度	49
	る税務手続の推進		主 業 1-2-1-1-A-9	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況	50
			業 1-2-1-1-A-10	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用 満足度	51
			主 業 1-2-1-3-A-1	一般相談に占めるデジタル相談の割合	56
			主 業 1-2-1-4-A-1	キャッシュレス納付の利用状況	58
		(定性的)	主 業 1-2-1-2-B-1	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	54
			主 業 1-2-1-3-B-1	利用者目線に立った情報提供に向けた取組	57
			主 業 1-2-1-5-B-1	申請・届出等の合理化・簡素化の状況	60
Ī		(定量的)	業 1-2-2-2-A-1	オンライン照会可能な金融機関数	67
3	業績目標1-2-2		主 業 1-2-2-1-B-1	内部事務のセンター化の状況	6
-  ,	デジタルの活用 による業務の効率	/	主 業 1-2-2-2-B-1	照会等のオンライン化の状況	68
	化・高度化	(定性的)	主 業 1-2-2-3-B-1	データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	69
			業 1-2-2-3-B-2	モバイル端末の活用の推進	7(
7	業績目標1-2-3		主 業 1-2-3-1-B-1	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	7:
	事業者のデジタ	(定性的)	主 業 1-2-3-2-B-1		
_	ル化促進	¥ <b>+</b> x 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		関係省庁などの関係機関との連携・協力	76
<b>美</b> 利	責目標(小)1-3 納利	兄者サーヒ			/
			主 業 1-3-1-1-A-1	国税の広報に関する評価	8
			業 1-3-1-1-A-2	確定申告の広報に関する評価	82
		(定量的)	主 業 1-3-1-2-A-1	租税教室等受講者の理解度	8
	業績目標1-3-1		業 1-3-1-2-A-2	税務大学校における公開講座の内容の満足度	80
	広報・広聴活動		業 1-3-1-2-A-3	租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度	80
4	等の充実		主 業 1-3-1-2-B-1	租税に関する啓発活動の集中的な実施	8
		(定性的)	主 業 1-3-1-3-B-1	関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の 協力要請	89
			主 業 1-3-1-4-8-1	地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催	90
			主 業 1-3-1-5-B-1	国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応	91
F			主 業 1-3-2-1-A-1	電話相談センターにおける10分以内の相談割合	98
		l	業 1-3-2-1-A-2	電話相談センターにおける電話相談の満足度	98
					0.0
	₩.k± □ 1= 4	(宏景的)	業 1-3-2-1-A-3	税務署の窓口・相談対応に対する評価	98
	業績目標1-3-2 相談等への適切	(定量的)	業 1-3-2-1-A-3 業 1-3-2-1-A-4	税務署の窓口・相談対応に対する評価 文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件 数割合	
		(定量的)		文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件	99
	相談等への適切	(定量的)	業 1-3-2-1-A-4	文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件 数割合	99 99 10

	目標	指標の種類	指標番号	指標名	頁
実績目	標(小)1-4 適正	Eな調査・	徴収等の実施及び納	税者の権利救済	
		(定量的)	主 業 1-4-1-2-A-1	調査関係事務の割合	115
		(定里的)	主 業 1-4-1-2-A-2	調査関係事務の割合(調査課分)	116
業系	責目標1-4-1		主 業 1-4-1-1-B-1	有効な資料情報の収集	113
	B正申告の実現 │		業 1-4-1-2-B-1	効果的・効率的な調査事務運営の推進	116
	び的確な調査・	(定性的)	業 1-4-1-2-B-2	大法人の税務コンプライアンスの維持・向上	117
打山	<b>改指導の実施</b>	(AE IE DI)	主 業 1-4-1-3-B-1	大口・悪質な不正事案等への的確な対応	120
			主 業 1-4-1-3-B-2	国際化や新分野の経済活動への的確な対応	121
			主 業 1-4-1-4-B-1	悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	124
		(定量的)	主 業 1-4-2-3-A-1	滞納整理事務の割合	132
業系	責目標1-4-2		主 業 1-4-2-1-B-1	期限内収納を確保するための取組	130
	関限内収納の実		主 業 1-4-2-2-B-1	滞納を未然に防止するための取組	131
	及び滞納の整理	(定性的)	主 業 1-4-2-3-B-1	効果的・効率的な滞納整理の実施	132
1疋以	<b>進への取組</b>		主 業 1-4-2-4-B-1	滞納の整理促進への取組	134
			主 業 1-4-2-5-B-1	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	136
業糸	責目標1-4-3	(定量的)	主 業 1-4-3-1-A-1	「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合	141
	下服申立てへの	(定里的)	主 業 1-4-3-1-A-2	「審査請求」の1年以内の処理件数割合	142
取糸	狙	(定性的)	主 業 1-4-3-2-B-1	裁決事例の公表の充実	144
		(中里的)	主 実 1-5-1-A-1	情報提供要請に対する90日以内の対応	148
		(定量的)	主 実 1-5-6-A-1	開発途上国に対する技術協力の満足度	154
	標(小)1-5  保(小)1-5    (水への取組		主 実 1-5-2-B-1	共通報告基準 (CRS) に基づく金融口座情報の情報交換 の的確な実施	149
三時	代して、〇ノ月又市丘	(定性的)	主 実 1-5-3-B-1	国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施	150
			主 実 1-5-4-B-1	相互協議事案の適切・迅速な処理	152
			主 実 1-5-5-B-1	外国税務当局との知見の共有	153
実績目標	(大) 2 酒類第	美の健全な	発達の促進		
			主 実 2-1-A-1	日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援	161
			主 実 2-1-A-2	日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援	162
		(定量的)	主 実 2-2-A-1	酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度	166
			主 実 2-3-A-1	酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割 合	168
			実 2-1-B-1	日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組	163
			実 2-2-B-1	酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライア ンスの維持・向上	166
		/ <del></del> 1/2 ** `	主 実 2-4-B-1	構造・経営戦略上の問題への対応	170
		(定性的)	主 実 2-5-B-1	独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	171
			主 実 2-6-B-1	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組	173
			主 実 2-7-B-1	酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応	174
実績目標	(大)3 税理士	上業務の通	正な運営の確保		
		(호투상)	主 実 3-1-A-1	税理士会等への研修会等の評価	181
		(定量的)	主 実 3-2-A-1	税理士専門官による指導監督等事務の割合	182
		(定性的)	主 実 3-3-B-1	書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	184

<sup>(</sup>注) 頁については、実績評価書の頁を記載しています。

### 税務行政のデジタル化に関する取組 - 令和6事務年度における主な取組 -

国税庁では、経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・ 高度化を推進する観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、「あら ゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。令和6事務年度におけ るデジタル化に関する主な取組の概要は、以下のとおりです。

### 1. 税務行政の適正な執行(実績目標(小)1-1)

○ 職員研修の充実(施策:実1-1-4)

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に 対応するため、データリテラシーレベルに応じた研修を整備、実施するなど、職務遂行に必 要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。

### 2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(実績目標(小) 1-2)

- (1) オンラインによる税務手続の推進(業績目標 1-2-1)
  - イ オンライン申告等の推進(施策:業1-2-1-1)

所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供したほか、スマホ用電子証明書搭載サービスを利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信ができるようになるなど、更なる利便性向上に取り組みました。

自宅等からの e-Tax による申告を推進する観点から、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、税理士会などの関係民間団体等への働き掛け、また、納税者へのダイレクトメール送付などにより、自宅等からの e-Tax 利用の勧奨に取り組みました。また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対する e-Tax 利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

電子納税証明書(PDF形式)については、請求から受取までオンラインで完結できるほか、期間内であれば何度でも印刷して使用できるメリットもあることから、その利用拡大に向け、オンライン請求の利用勧奨に取り組みました。

### ロ マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組(施策:業 1-2-1-2)

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、デジタル庁をはじめとした関係省庁や関係団体と連携し、マイナポータルにおける外部サイトとの連携設定を簡素化するなど、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上施策に取り組みました。

加えて、各府省庁や関係団体に対して、本施策の普及に向けた協力依頼を行うとともに、 デジタル庁等と連携しマイナポータル連携のメリットについて広報を行ったほか、e-Tax 等 で提出された給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携について、局署を通じて企 業等に働きかけを行うなど、積極的な周知・広報を行いました。

また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。

### ハ 利用者目線に立った情報提供(施策:業1-2-1-3)

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。

また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行う「チャットボット」について、所得税・消費税の確定申告や年末調整、インボイス制度に関する相談内容を拡充したほか、令和6年4月から令和7年3月までは所得税の定額減税に関する相談にも対応するなど、「チャットボット」の充実を図りました。

このほか、e-Tax においては、令和7年1月からマイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を追加し、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書を参照可能としたことに加え、令和7年5月からは税務代理人への利用を拡大し、機能の充実を図りました。

### ニ キャッシュレス納付の推進(施策:業1-2-1-4)

キャッシュレス納付は、納税者利便の向上と、収納事務などの税務行政について効率化が図られるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減に資することから、関係民間団体、金融機関、地方公共団体等の協力を得ながら、継続的に利用勧奨に取り組んできました。国税庁においては全国を対象に、複数の国税局においては、県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象に、官公庁、日本銀行、金融機関、関係民間団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言式を執り行い、その延長でキャッシュレス納付推進協議会を発足、開催するなど、社会全体のキャッシュレス納付の機運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。

### ホ 申請・届出等の合理化・デジタル化 (施策:業 1-2-1-5)

デジタルの効果を最大限に活用するためには、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化双方の観点から、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。手続自体の合理化を推進するため、スマホ用電子証明書搭載サービスを利用し、マイナンバーカードをかざさずに、e-Tax を利用可能とする取組を進めました。

また、制度当局との協議を行った結果、令和7年度税制改正において、以下の項目について制度改正等が実現しました。

- ・e-Tax によりイメージデータ(PDF形式)を送信する際のスキャナ読取り等の要件緩和、ファイル形式の拡充及び送信容量の拡大
- ・輸出物品販売場制度に関する各種申請書や届出書の一部について、提出の不要化、様式 の統合並びに記載事項及び添付書類の削減

### (2) デジタルの活用による業務の効率化・高度化(業績目標1-2-2)

### イ 内部事務のセンター化の推進(施策:業1-2-2-1)

従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」については、全署を対象としたセンター化に向け、対象署を 219 署から 291 署に拡大しました。

### ロ 照会等のオンライン化の推進(施策:業1-2-2-2)

預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関との預貯金等の 照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図りました。

### ハ データ活用等による税務執行の効率化・高度化(施策:業1-2-2-3)

### (イ) データ活用による調査・徴収の効率化・高度化

課税においては、AI等も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れ リスクの高い納税者等の抽出を行うなど、課税の効率化・高度化に取り組みました。

徴収においては、滞納者ごとに最適なアプローチを予測するための高度なデータ分析に取り組み、構築した応答予測モデルによる予測結果を使用したコールリスト(AIコールリスト)を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に架電することで、架電に対する応答の割合(架電応答率)を向上させ、事務の効率化を図りました。

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施しました。

また、ICTに関する素養を備えた人材の採用に向けて、令和5年度に国税専門官採用 試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設し、令和7年4月には当該区分で44名を 採用しました。

### (ロ) モバイル端末の活用の推進

事務用モバイルパソコンを活用した効率化策を国税庁・国税局共有ポータルサイトで共有し、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク勤務の推進、Web会議の積極的活用などによる働き方改革に努めました。

なお、令和7事務年度中に、全職員に対し、庁舎外において共有フォルダへのアクセス や電子メールの送受信ができるGSSが配備される予定です。

### (3) 事業者のデジタル化促進(業績目標1-2-3)

### イ 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報 (施策:業1-2-3-1)

会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ITツールのメリットやIT導入補助金等の支援策等を案内する動画・リーフレットなど、事業者の規模やデジタル化の進度に沿った各種広報素材を制作し、国税庁ホームページや動画共有サイト(YouTube)への掲載、SNS(X(旧Twitter))への投稿、政府広報オンラインを通じた情報提供を行ったほか、税務情報誌へ寄稿をするなど、デジタル化のメリットが幅広く事業者の目に触れ、デジタル化の検討のきっかけとなるよう取り組みました。

また、各局においても、e-Tax や電子帳簿等保存制度に関する説明会等の機会に事業者のデ

ジタル化促進に関する積極的な周知・広報を行いました。

なお、事業者のデジタル化促進は、国税庁としても新しい取組であることから、各局において、局署職員へ会計ソフトやデジタルインボイスといったデジタルツールの研修会を実施する等、意識醸成や体制整備を目的とした取組を行いました。

### ロ 関係省庁などの関係機関との連携・協力 (業 1-2-3-2)

「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、国税庁から各府省庁等に対し、所管する業界団体・独立行政法人等へ、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を活用し、事業者の業務のデジタル化を働きかけていただくよう、周知依頼を実施しました。

また、税理士会など関係機関主催の各種デジタルフォーラムなどの各種イベントにおいて、 事業者のデジタル化促進やデジタルインボイスの利活用をテーマにした講演を行ったほか、 各国税局においても、地域における講演会や研修会において講演やブースの出展を行い、地 域のデジタル化へ対する意識醸成に貢献しました。

さらに、事業者のデジタル化に当たっては、支援機関による伴走支援が必要であることから、中小企業庁(よろず支援拠点及びIT導入補助金)や中小企業基盤整備機構(IT経営サポートセンター)、日本商工会議所及び全国商工会連合会等の関係機関から協力を得ながら、事業者向けのデジタル化相談窓口一覧を作成し、国税庁ホームページに掲載するなどの取組を行いました。

### 3. 広報・広聴活動等の充実 (業績目標 1-3-1)

### (1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実(施策:業1-3-1-1)

国税庁ホームページなどを通じて、デジタルを活用した税務手続に関する情報のほか、適 正かつ公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税当局の取組や業務内容など各種情報の提供を 行いました。

具体的には、広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報(記者発表資料、統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等)や国税庁の取組内容などを掲載し、情報の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう利便性の向上を図りました。

また、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」(毎週1回) や時節に応じた身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」(毎月1回) を引き続き配信したほか (「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は 64, 604 人 (令和7年3月31日現在) で前年比 101.0%)、X (旧 Twitter) や LINE を活用して時機に応じた情報発信に努めました (「X (旧 Twitter)」のフォロワー数は 172, 770 人 (令和7年6月2日現在)で前年同期比 104.1%、LINE の友だち登録者数は 6, 036, 419 人 (令和7年6月2日現在) で前年同期比 118.0%)。

さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」や YouTube「国税庁動画チャンネル」において、国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画を配信することにより、デジタルを活用して申告・納税手続等を行う方々への分かりやすい情報提供に努めました。

### (2) 租税に関する啓発活動(施策:業1-3-1-2)

税務大学校では、11月の「税を考える週間」に合わせて、オンライン配信(オンデマンド)による公開講座を開催しました。テーマについては、普段は税に接する機会のない方を含め、多くの方に受講していただけるよう、身近な税に関する情報や最近の税に関する動向のほか、国際課税などの多様な6つのテーマを設定しました。

国税庁ホームページ内にある税務大学校の「租税史料」では、租税史料室(税務情報センター)が所蔵する史料をデジタル化して公開したほか、1年間限定の特別展示については展示開始と同時に国税庁ホームページへ掲載するとともに、同特別展示の内容を紹介する動画を制作し、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」にて配信しました。

「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介するページを開設し、当該ページへ誘引する広報を実施しました。当該ページでは、令和6事務年度の重点広報項目として掲げる「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等の国税庁が注力する取組を紹介するほか、「国税の職場紹介」として、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税当局の取組をドラマ仕立てで紹介した動画などを掲載しました。

### 4. 相談等への適切な対応 (業績目標 1-3-2)

(1) 納税者からの相談等への適切な対応(施策:業 1-3-2-1)《確定申告期間における適切な対応》

入場整理券(LINE を活用したオンライン事前発行も可能)を活用して会場内の混雑緩和を図りました。

確定申告会場への案内に当たっては、国税庁ホームページに各税務署における確定申告会場の開設期間及び会場所在地を掲載するとともに、本年も確定申告が必要と見込まれる方などに対しては、はがき又は e-Tax による「確定申告についてのお知らせ」メッセージにより確定申告に関する情報を提供しました。

さらに、国税庁ホームページにおいて「令和6年分確定申告特集」ページを掲載し、各種動画や確定申告期に多いお問合せ事項(Q&A)など申告手続に必要となる各種情報のほか、「確定申告書等作成コーナー」や「チャットボット」といったツールへ円滑にアクセスできるよう環境整備を図りました。

あわせて、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」内に、「定額減税と確定申告」ページを新たに掲載し、定額減税の実施を踏まえた令和6年分の所得税の確定申告に関する情報を提供しました。

そのほか、関係民間団体を通じて会員や会員企業の従業員の方へ自宅からの e-Tax 利用の呼びかけを行うとともに、テレビ・ラジオCM、新聞・インターネット広告や政府広報により、自宅からの e-Tax を利用して申告手続が可能であることを中心に周知広報を実施しました。

### (2) 改正消費税法への対応 (施策:業1-3-2-3)

インボイス制度を含む改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、

「インボイスコールセンター」や各税務署に設置している相談コーナーにおいて、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載しているインボイス制度について解説したQ&Aの改訂や、インボイス制度の特設サイトの更新、全国どこからでも参加できるオンライン説明会の開催、インボイス発行事業者となった個人事業者向けに消費税の期限内申告・納付を案内するダイレクトメールの送付などの取組を実施しました。

### 5. 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施(業績目標 1-4-1)

### (1) 的確な調査事務の運営(施策:業1-4-1-2)

国税当局が保有する資料情報等の各種データ及びAI等の分析・活用による的確な選定等を通じ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施したほか、国税局調査部(課)においては、納税者の理解と協力の下、Web会議システムやオンラインストレージサービス等のオンラインツールを活用した調査を実施するなど、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。

### (2) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施(施策:業1-4-1-4)

各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック技術を活用した電磁的記録等の証拠保全及び解析や、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用により不正資金の解明を行うなど的確に対応しました。

### 6. 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組(業績目標1-4-2)

効果的・効率的な徴収事務の運営(施策:業1-4-2-3)

AIを活用して効率的に電話催告を実施し、効率化した事務量をもって督促前納付指導の 実施件数を拡大するなど、滞納の未然防止・早期徴収を図りました。

### 7. 国際化への取組(実績目標(小)1-5)

### (1) 相互協議事案の適切・迅速な処理(施策:実 1-5-4)

対面による会議に加え、必要に応じてオンライン等を活用した非対面による会議を活用し、 各国の税務当局と連絡を密にしながら、効果的・効率的に協議を進めました。

### (2) 外国税務当局との知見の共有(施策:実1-5-5)

BEPS対策の実施、二つの柱からなる経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、オンライン形式での参加を含むOECD関連会議やアジア税務長官会合(SGATAR)等の多国間会合、SGATAR研修(国際機関と共催で国内(東京)において開催)等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

### (3) 開発途上国に対する技術協力(施策:実1-5-6)

開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員に対して講義・ 視察等の研修を実施しました。 相手国からのニーズが高い対面開催を中心に実施するとともに、要望に応じてオンライン も併用するなど、様々な方式による研修を行いました。

### (参考条文等)

### 〇 中央省庁等改革基本法(抄)

第16条

第6項

第二号 (省略) 府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当 該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設 定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

### 〇 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令(抄)

財務省訓令第12号 国税庁長官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮澤喜一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定 に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法(平成11年法律第95号)第20条に定める事務を所掌し、別表に 掲げる法律を執行する。

### (事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

### (準則)

- 第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配意しつつ事務を行うものとする。
  - 一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところに よる。

### イ 納税環境の整備

- (イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
- (中) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
- (ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国 民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。
- ロ 適正かつ公平な税務行政の推進
  - (4) 関係法令を適正に適用すること。
  - (n) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては 的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。
  - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。
  - (二) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。
- 二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。
  - イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。
  - ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。
- 三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理 念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な 実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑

な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

### 附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

### 別表(略)

- 22 -	
--------	--

Ⅱ 国税庁実績評価書



### 〇 実績目標(大)1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

### 1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国 民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に 当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務(用語集参照) を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

### 2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

### 3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税 意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税 法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、 国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等 に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

### 4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でないと認められる場合には、的確な調査・行政指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利 利益の救済を図ります。

### 5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

### 上記の「実績目標(大)」を達成するための「実績目標(小)」

実績目標(小)1-1:税務行政の適正な執行

実績目標(小)1-2:税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

実績目標(小)1-3:納税者サービスの充実

実績目標(小)1-4:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

### 関連する内閣の基本方針等

- ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- ○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣 議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)

### 実績目標(大)1についての評価結果

### 実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

### 評定の理由

実績目標(大) 1 は、実績目標(小) 1-1 から 1-5 までの評定を総合して評価を行いました。 実績目標(小) 「1-5」の評定は「S 目標達成」でしたが、「1-1」、「1-2」、「1-3」及び「1-4」の評定は「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各目標の評定の詳細については、後述のとおりです。

### 実績の分析

### (必要性・有効性・効率性等)

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備とともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要な取組です。

施策の実施に当たっては、目標の達成に向けて、有効性や効率性にも配意して取り組みました。また、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」における、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて、税務行政のDXに向けた取組を着実に進めるとともに、税務を起点とした社会全体のDX推進に貢献していくこととしています。

### 実(大)1に係る参考情報

### 参考指標 1:国税職員の定員の推移

(単位:人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国税職員					内381
の定員	55, 953	55, 954	55, 969	55, 985	56, 380

- (出所) 長官官房総務課調
- (注1) 各会計年度末現在の状況です。
- (注2) 内書きは、国家公務員の定年引上げに伴う新規採用への影響を緩和するための特例的な定員措置による 1年間の時限定員を示します。

### 参考指標 2:申告書の提出件数(個人)

(単位:千件)

年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
所 得 税	22, 493	22, 855	22, 951	23, 243	23, 389
還付申告	13, 014	13, 297	13, 327	13, 507	13, 533
土地等譲渡所得	504	556	552	555	578
株式等譲渡所得	1, 125	1, 119	1, 083	1, 155	1, 182
消費税	1, 124	1, 135	1, 055	1, 972	2, 120
贈与税	485	532	497	510	474

- (出所) 報道発表資料 (令和7年5月 課税部個人課税課、資産課税課) (https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0025005-063.pdf)
- (注1) 所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

(注2) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

### 参考指標 3:相続税申告書の提出件数

(単位:千件)

年 分	令和元年分	2年分	3年分	4年分	5年分
提出件数	外 33 115	外 33 120	外 35 134	外 38 151	外 38 156

- (出所) 報道発表資料 (令和6年 12月 課税部資産課税課) (https://www.nta.go.jp/information/release/k okuzeicho/2024/sozoku shinkoku/pdf/sozoku shinkoku.pdf)
- (注) 各年分の本書は相続税額のある申告書に係る件数、外書は相続税額のない申告書に係る件数を示しています。

### 参考指標 4:申告書の提出件数(法人)

(単位:千件、件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法 人 税	3, 010	3, 065	3, 128	3, 176	3, 220
調査課所管法人	24	23	33	36	37
連結・通算法人 (件)	1, 920	1, 946	13, 660	18, 936	19, 457
消費税	2, 038	2, 057	2, 038	2, 211	_
調査課所管法人	37	37	38	43	_

- (出所) 課税部法人課税課、消費税室、調査査察部調査課調
- (注1) 「法人税」は、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の 提出がされたものを対象としています。
- (注2) 「連結・通算法人」について、令和3年度以前は連結申告件数、令和4年度は連結申告件数と通算法人 (用語集参照) が提出した法人税申告件数の合計、令和5年度以降は通算法人が提出した法人税申告件数 を示しています。

なお、いずれの年度も、調査課所管法人(用語集参照)を含んでいます。

- (注3) 「消費税」は、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。
- (注4) 令和5年度の連結・通算法人(件)は、令和5事務年度評価書から訂正を行いました。

### 参考指標 5: 収納済税額

(単位:億円)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収納済税額	712, 342	774, 052	804, 952	857, 733	880, 135

(出所) 長官官房企画課調

(注) 「収納済税額」は、収納された国税の金額です。なお、滞納処分費は含みません。

### 参考指標 6:100円当たりの徴税コスト

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
徴税コスト		円	円	円	円	円
(①÷②×100)		1. 19	1.10	1. 07	1.06	1.03
	徴税費 ①	億円	億円	億円	億円	億円
参	「秋忧負 ①	6, 981	6, 999	6, 996	7, 154	7, 287
考	租税及び印紙収入	億円	億円	億円	億円	億円
	(国税庁扱い) ②	585, 402	635, 623	651, 340	672, 477	705, 166

- (出所) 長官官房会計課、企画課調
- (注1) 「徴税費」は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。
- (注2) 「租税及び印紙収入」は、収納済税額から還付金の支払決定済額を控除等した金額です。

### 参考指標 7:事務改善についての提案件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度 5年度		6年度
提案件数	外—	外—	外4,623	外3,058	外5,626
近条件数	9, 510	9, 488	7, 492	6, 792	6, 130

(出所) 長官官房総務課、デジタル化・業務改革室調

(注) 外書きは、令和4年2月以降に職員から寄せられたDX・BPRに関するアイデアの件数を示しています。

参考指標 8:非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)

(単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数	4. 4	4.7	5. 4	5. 1	4. 7

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

- ○参考指標 1 「国税職員の定員の推移」
- ○参考指標2「申告書の提出件数(個人)」
- ○参考指標3「相続税申告書の提出件数」
- 参考指標
- ○参考指標4「申告書の提出件数(法人)」
- ○参考指標 5 「収納済税額」
- ○参考指標6「100円当たりの徴税コスト」
- ○参考指標7「事務改善についての提案件数」
- ○参考指標8「非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)」

財務省政策評価懇 談会における外部

有識者の意見

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見は、実績目標(小)1-1から1-5まで及び各業績目標の該当欄に記載しています。

実績	目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	内国税等の賦課及 び徴収に必要な経 費 (千円)	WL 10 819 755	外 51, 114, 142 57, 549, 341	外 75,505,472 60,058,101	外 53,942,036 57,598,087	

- 注1)「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(大)1に係る予算額を記載しています。
- (注2) 斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。
- (注3) 令和3年度及び4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度及び6年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

	区	<del>ं</del>	令和4年度	5 年度	6年度	7 年度
		当初予算	外 50, 580, 943 57, 361, 315	外 53, 132, 137 57, 059, 459	外 53, 942, 036 57, 598, 087	外 50, 041, 811 57, 970, 267
業績目標に係る	予算の状況	補正予算	外 533, 199 188, 026	外 22, 373, 335 2, 998, 642	外 32, 423, 595 4, 014, 630	(注2)
予算額等	(千円)	繰越等	△21, 780	△555, 177	N. A.	
		合計	108, 641, 703	135, 008, 396	N. A.	
	執行額(	千円)	55, 018, 913	57, 398, 186	N. A.	

- (注1) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。
- (注2) 令和4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度から令和7年度の外書きはデジタル庁に「(項)情報 通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

### (概要)

国税庁の広報活動経費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費

### 実績目標に関連する施政方針演説等内閣

の主な重要施策

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

### 実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)、令和6年分の所得税等、消費税及び 贈与税の確定申告状況等について(令和7年5月国税庁)、令和5年分 相続税の 申告事績の概要(令和6年12月国税庁)

### 前事務年度の実績評価結果の実績目標 (小)への反映状況

前事務年度の実績評価結果は、実績目標(小)1-1から1-5において定めた各種施策へ反映させました。

### 長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、酒類業振興・輸出促進室、資産評価企画官、鑑定企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校、国税不服審判所

実績評価実施時期

令和7年10月

### ○ 実績目標(小)1-1:税務行政の適正な執行

### 実績目標の内容及び目標設定の考え方

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、経済社会の高度化、複雑化に対応し、関係法令を適正に適用するとともに、事務を迅速に処理するほか、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。

### 上記の「実績目標(小)」を達成するための「施策」

実1-1-1:関係法令の適正な適用と迅速な処理

実1-1-2: 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

実1-1-3: 守秘義務の遵守

実1-1-4:職員研修の充実

### 関連する内閣の基本方針等

○「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)

### 実績目標(小)1-1についての評価結果

### 実績目標についての評定

### A 相当程度進展あり

### 評定の理由

施策「実1-1-1」、「実1-1-4」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。

### (必要性・有効性・効率性等)

実績の分析

申告納税制度の下において、適正・公平な課税を実現するためには、関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めるほか、個人情報の適切な取扱いや守秘義務の遵守などにより、税務行政を適正に執行する必要があります。

なお、施策「実 1-1-1」から「実 1-1-4」には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

### 施策 実 1-1-1:関係法令の適正な適用と迅速な処理

### 1. 更正の請求の適正かつ迅速な処理

税額を過大に申告した場合等における納税者の救済手段である更正の請求(用語集参照)の処理に当たっては、事実関係を確認の上、関係法令を適正に適用し、迅速に処理します。 また、更正の請求に必要となる書類について、引き続き周知等を図ります。

### 2. 所得税還付金の適正かつ迅速な処理

### 取組内容

所得税還付金の支払に当たっては、国税総合管理(KSK)システム(用語集参照)等を活用した還付申告書のチェックのほか、職員による厳正な審査を実施した上で、的確な進行管理を行い、迅速に処理します。

また、還付申告書への添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、引き続き周知を図ります。

### 3. 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒税の的確な確保を図るため、酒類の製造及び販売業には免許制度が設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには、免許を受ける必要があります。

免許の申請等については、親切かつ丁寧に対応するとともに、その処理に当たっては、透明性や公平性にも配意しつつ、酒税法及び法令解釈通達に定める要件・手続に則して適正かつ迅速に処理します。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消処分を行うなど、厳正かつ適切な免許管理を行います。

### 定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-1:「更正の	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
請求」の3か月以内の		95	95	95	95	95
処理件数割合 (単位:%)	実績値	97. 4	97. 4	96. 7	97. 2	96. 2

(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資產課税課、法人課税課、酒税課調

(注) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が 法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。

### (目標値の設定の根拠)

更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を 指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏ま え、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「『更正の請求』の処理件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、453千件を処理しました。

その結果、3か月以内の処理件数割合は96.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「 $\bigcirc$ 」としました。

なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付(証拠)書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。

### 定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-2:所得税還	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
付金の6週間以内の処		95	95	95	95	95
理件数割合 (単位:%)	実績値	98. 4	96. 7	95. 3	94. 3	95. 8

(出所) 長官官房企画課、課税部個人課税課、徵収部管理運営課調

(注) 令和6事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.194に記載しています。

### (目標値の設定の根拠)

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標2「所得税還付申告書提出件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類の審査を確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。

納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。

これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。

こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合95.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

### 定量的な測定指標

[主要] 実1-1-1-A-3:酒類の製	形態	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
造及び販売業免許の標準		目標値	100	100	100	100	100
処理期間内の処理件数割		実績値	100	100	100	100	100
合	販売業免許	目標値	100	100	100	100	100
(単位:%)	<b>双</b> 冗未兄計	実績値	100	100	100	100	100

(出所) 課税部酒税課調

- (注1)標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。
- (注2) 実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。

### (目標値の設定の根拠)

酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、100%に設定しました。

- ○参考指標3「酒類の製造及び販売業免許場数の推移」
- ○参考指標4「酒類の製造及び販売業免許の処理件数等」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配意 した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件 について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

その結果、製造免許申請及び販売業免許申請の全てについて、標準処理期間内で処理したことから、達成度は「〇」としました。

### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

すべての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

### 実1-1-1に係る参考情報

### 参考指標 1:「更正の請求」の処理件数

(単位:千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処理件数	416	413	440	438	453

(出所) 長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資產課税課、法人課税課、酒税課調

### 参考指標 2:所得税還付申告書提出件数

(単位:千件)

年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
提出件数	13, 014	13, 297	13, 327	13, 507	13, 533

(出所) 課税部個人課税課調

(注)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

> 314100 - 140000 20000000000000000000000000000000								
会計年度 酒類製造免許場数		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
		3, 574	3, 715	3, 891	4, 070	4, 208		
酒類販売業	卸売業	内11,064 12,994	内11,548 13,703	内12, 116 14, 487	内12,614 15,176	内12, 952 15, 630		
免許場数	小売業	166, 858	167, 587	167, 150	166, 333	165, 308		

- (出所) 課税部酒税課調
- (注1) 各会計年度末現在の状況です。
- (注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。
- (注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。
- (注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

### 参考指標 4:酒類の製造及び販売業免許の処理件数等

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処理件数	49, 859	26, 409	31, 615	36, 064	36, 632
特区法に 基づくもの	29	29	10	27	24

### (出所) 課税部酒税課調

- (注1) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。) (用語集参照) に基づく酒類製造免許の処理件数を示します。
- (注2) 令和2年度の処理件数には、新型コロナウイルス感染症対策として臨時に措置した「料飲店等期限付酒類小売業免許」の申請に係る件数(27,039件)を含んでいます。

### 施策 実 1-1-2: 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

### 1. 情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応

国民各層・納税者の方々に開かれた透明性のある税務行政の実現に向け、「国税庁行政文書管理規則」等に基づき行政文書を適切に管理し、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(情報公開法)に基づき、開示請求等に対して適切に対応します。

2. 個人情報保護法及び番号法に基づく(特定)個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応

### 取組内容

個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)等の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバーを含む個人情報については、一層厳格な取扱いが求められていることから、全職員を対象とした研修及び管理状況の点検等を通じ、職員にその重要性を周知徹底することで意識の向上を図るとともに、厳正に管理します。

また、個人情報保護法に基づく開示請求等に対しても、適切に対応します。

### 定性的な測定指標

### [主要] 実1-1-2-B-1:情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応

### (令和6事務年度目標)

情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。

### (目標の設定の根拠)

情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するため に重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1 「情報公開法に基づく開示請求件数等」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保 に努めました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務 行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。

### 定性的な測定指標

[主要] 実1-1-2-B-2:個人情報保護法及び番号法に基づく(特定)個人情報の適切な管理及び 開示請求等への適切な対応

### (令和6事務年度目標)

個人情報保護法及び番号法に基づき(特定)個人情報を適切に管理します。また、開示請求 等に対して適切に対応します。

### (目標の設定の根拠)

個人情報保護法及び番号法に基づき、(特定)個人情報を適切に管理すること及び個人情報 保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法の目的とする個人の権利利益の保護 のために重要であることから、目標として設定しています。

- ○参考指標2「個人情報保護法に基づく開示請求件数等」
- ○「再掲:実(大)1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標3「非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)」

### 目標の達成度

 $\triangle$ 

### (実績)

個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。

また、開示請求に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識の向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。

### 実績及び目標の達成度 の判定理由

また、開示請求に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保 に努めました。

しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中にあって、納税者情報が一時的に庁舎 外において所在不明になった事案など、個人情報の取扱いに係る不適切事案が発生 (注) したことから、達成度は「△」としました。

(注) 令和6年度における個人情報の取扱いに係る不適切事案(郵便局による配送事故を除く。)は、暫定値で 128件(前年度 120件)です。

【参考】個人情報の取扱いに係る不適切事案(郵便局による配送事故を除く。)の内訳

項目	合 <b>計</b>						
年度		誤送付・ 誤交付	誤廃棄	紛失	その他		
令和6年度	128	45	12	51	20		
令和5年度	120	58	9	45	8		

### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

測定指標1-1-2-B-1の達成度は「〇」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 実1-1-2に係る参考情報

### 参考指標 1:情報公開法に基づく開示請求件数等

(単位:件)

	会計年度				令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開	示	請	求 件	数	4, 284	4, 016	4, 574	3, 982	4, 177
開	示涉	定定	等 件	数	4, 320	3, 940	4, 535	4, 043	4, 134
	全	部	開	示	532	501	625	509	623
	部	分	 開	示	3, 660	3, 354	3, 791	3, 401	3, 362
	不		開	示	128	85	119	133	149

(出所) 長官官房情報公開 · 個人情報保護室調

### 参考指標 2:個人情報保護法に基づく開示請求件数等

(単位:件)

(単位:回)

	会	計年	度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開	示言	清 オ	、 件	数	122, 992	83, 868	70, 427	55, 752	41, 544
開	示 決	定	等 件	数	122, 324	81, 128	72, 981	55, 826	41, 499
	全	部	開	示	37, 782	32, 047	36, 319	29, 494	22, 242
	部	分	開	示	83, 882	48, 362	35, 969	25, 713	18, 609
	不	月	<b></b>	示	660	719	693	619	648

- (出所)長官官房情報公開・個人情報保護室調
- (注) 令和6年度は、暫定値です。

「再掲:実(大)1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標 3: 非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)

会計年度	令和2年度	令和2年度 3年度		5年度	6年度
実施回数	4.4	4. 7	5. 4	5. 1	4. 7

- (出所) 長官官房監察官調
- (注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

### 実1-1-3:守秘義務の遵守

取組内容

施策

国税庁は、個人の所得情報など、機密性の高い様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、税務行政に対する信頼を損ない納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務行政の執行に当たっては、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ることによって、守秘義務を確実に遵守します。

### 定性的な測定指標

[主要] 実1-1-3-B-1: 守秘義務遵守の周知徹底

### (令和6事務年度目標)

税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を 通じて職員への周知徹底を図ります。

### (目標の設定の根拠)

申告納税制度の下、税務行政を円滑に執行するためには納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘 義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図るこ とが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。

○ [再掲:実(大) 1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標1「非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で 周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組 みました。

### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

また、近年の非行発生状況を踏まえ、外部講師による専門的な研修を実施するとともに、採 用時研修(普通科・専門官基礎研修・社会人基礎研修)においても税務職員としての基本教育 に関するカリキュラムを拡充し、さらに職場環境や日常の人事管理の観点から、職員の身上把 握の徹底を周知するとともに、職場内コミュニケーションの充実の観点から、1on1ミーティ ングに積極的に取り組むなど、様々な再発防止策を講じました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務の遵守 について周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

### 評定の理由

守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や 研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」 と判定しました。一方で、職員が職務上知り得た情報の取扱いについては、引き続き守秘義務 遵守に向けた周知を徹底していく必要があることから「a 相当程度進展あり」としました。 引き続き、守秘義務の遵守の周知徹底に取り組みます。

### 実1-1-3に係る参考情報

「再掲:実(大)1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標 1:非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり)

(単位:回)

会計年度	令和2年度 3年度		4年度	5年度	6年度
実施回数	4.4	4. 7	5. 4	5. 1	4. 7

(出所)長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管 理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

### 実 1-1-4: 職員研修の充実

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に的確かつ 柔軟に対応し、国民各層・納税者の方々の信頼と期待に応えるためには、職員の職務遂行能力 の向上を図り組織として高いパフォーマンスを効率的に発揮するとともに、絶えず進化し続け る組織を目指していく必要があります。

### 取組内容

施策

このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させ、職員の能力・資質の一層の向上 を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により把握した受講者の意見等も踏 まえながら、研修方法や研修内容の見直しを行い、職員研修の充実を図ります。

また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織

理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。

### 定性的な測定指標

[主要] 実1-1-4-B-1:アンケート調査による受講者の意見の把握等

### (令和6事務年度目標)

職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を 把握し、研修内容等の見直しを行います。

### (目標の設定の根拠)

職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。

- ○参考指標1「税務大学校における研修の実施状況」
- ○参考指標2「グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。

### 実績及び目 標の達成度

の判定理由

### (目標の達成度の判定理由)

納税者の信頼と期待に応えるためには、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税 務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂 行能力の向上を図る必要があります。

データリテラシーレベルに応じた研修を整備、実施するなど、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。さらに、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等の結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「〇」としました。

### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

### 実1-1-4に係る参考情報

### 参考指標 1:税務大学校における研修の実施状況

(単位:コース、人、日)

<u> </u>								
	会計年度	令和2年度	令和2年度 3年度 4年度		5年度	6年度		
	コース数	25	41	47	48	49		
	受講者数	9, 081	11, 024	10, 429	10, 022	9, 887		
	延べ日数	422, 905	599, 101	593, 058	551, 188	536, 639		

- (出所) 税務大学校調
- (注1) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。
- (注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、28 コースの研修の実施を見送っています。

参考指標 2:グローバル化・デジタル化関連研修の実施状況 (単位:コース、人)

会 計	年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
グローバル化	研修コース数	90	100	82	87	85
関連研修	研修受講者数	1, 936	2,078	1,862	1, 642	1, 590
デジタル化	研修コース数	60	63	77	85	79
関連研修	研修受講者数	1, 434	1, 422	1, 726	1, 733	1,709

- (出所) 長官官房人事課調
- (注)研修総課業時間数(1コースあたり)20時間以上の研修を集計しています。

### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下の施策を引き続き実施します。

### (実1-1-1:関係法令の適正な適用と迅速な処理)

所得税還付申告書の処理等に当たって、申告内容や添付書類の審査や確実な監査を実施することで正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

### (実1-1-2:税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)

情報公開法及び個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、(特定)個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、 全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する 個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関す る情報を厳正に管理します。

#### (実1-1-3:守秘義務の遵守)

税務行政の執行に当たって、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

### (実1-1-4:職員研修の充実)

職員研修について、職場の研修ニーズ、アンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、 実施方法も含めた研修内容等の見直しを常に行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研 修となるよう取り組みます。

また、税務行政は国民各層・納税者の方々の信頼の上に成り立っていることを踏まえ、組織理念の浸透・実践の取組に加え、全ての職員を対象とする綱紀保持の研修など、あらゆる機会をとらえて税務行政に対する信頼確保やモラルの維持・向上に努めます。

財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

該当なし

実績	目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	税務大学校に必要な経費 (千円)	1, 839, 961	1, 714, 867	1, 715, 752	1, 712, 889	

(注) 「実績目標に係る予算額」の表中には、実績目標(小)1-1に係る予算額を記載しています。

	区	分	令和4年度	5 年度	6年度	7 年度
実績目標に係る		当初予算	1, 717, 219	1, 714, 036	1, 712, 889	1, 803, 776
	予算の状況	補正予算	△2, 352	1, 716	1, 307	_
予算額等	(千円)	繰越等	0	0	N. A.	
		合計	1, 714, 867	1, 715, 752	N. A.	
	執行額(	(千円)	1, 438, 773	1, 605, 151	N. A.	

(注) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書 に掲載予定です。

### (概要)

税務大学校に必要な経費

### 実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

○「公文書管理の適正の確保のための取組について」 (平成 30 年 7 月 20 日行政 文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)

### 実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)

### (実1-1-1:関係法令の適正な適用と迅速な処理)

所得税還付申告書等の処理に当たっては、前事務年度に所得税の還付金処理が 6週間超となった事案の処理内容・原因を分析し、原因に応じた対応策を講じる とともに、統括官等の進行管理の周知徹底に取り組みました。

### (実1-1-2:税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)

開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。

### 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

また、個人情報の適切な取扱いについて、国税庁が保有する個人情報を適切に 取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税 者に関する情報を厳正に管理しました。

#### (実1-1-3: 守秘義務の遵守)

守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その 周知徹底に取り組みました。

### (実1-1-4:職員研修の充実)

職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。

### 担当部局等

長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、公 文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、 会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ

実績評価実施時期

令和7年10月

活用推進室、法人番号管理室、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、酒類業振興・輸出促進室、資産評価企画官、鑑定企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校、国税不服審判所

### 〇 実績目標(小)1-2:税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続が役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。

### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 - 」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた2つの柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX~構想の実現に向けた工程表~」を公表しました。

さらに令和5年6月には、将来像 2.0 を改定し「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-(以下、「将来像 2023」と言います。)」を公表しました。将来像 2023 では、従前の「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政全体のDXと併せて税務を起点とした社会全体のDXの進展に貢献していくこととしています。

### 上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-2-1: オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標1-2-2:デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点 を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

業績目標1-2-3:事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル 化を促進することにより、社会全体のDXの進展に貢献します。

(注) 「実績目標(小) 1-2 」は、その細目として上記の3つの目標「業績目標1-2-1、1-2-2及び1-2-3」を設定し、これらの評定 結果を総合して評価を行います。

なお、3つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

### 関連する内閣の基本方針等

- ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- ○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣 議決定)
- ○「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)

### 実績目標(小)1-2についての評価結果

### 実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理

実績目標(小) 1-2 は、業績目標1-2-1から1-2-3の評定を総合して評価を行いました。 業績目標 1-2-1 から 1-2-3 の評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

### (必要性・有効性・効率性等)

実績の分析

税務行政のDXを進めていくにあたり、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」を取組の柱としており、オンラインによる税務手続を推進すること、デジタルの活用により業務を効率化・高度化すること及び税務を起点とした社会全体のデジタル化を推進することは重要な取組です。

そのため、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

### 今回廃止した測定指標とその理由

廃止等した測定指標がある場合は、業績目標ごとに、その理由を記載しています。

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

### 財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見は、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 までの該当欄に記載しています。

### 実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)
- ○「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)

### 実績評価を行う過程

において使用した 資料その他の情報 該当なし

### 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

前事務年度の実績評価結果は、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 において定めた各種施 策へ反映させました。具体的には、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 に記載しています。

担当部局名	長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、 税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企 画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進 室、法人番号管理室、参事官、税務相談官)、課 税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボ イス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人 課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収 課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学 校	実績評価実施時期	令和7年10月
-------	--	----------	---------

### ○ 業績目標 1-2-1: オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税、務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

実績目標の内容及び

目標設定の考え方

納税者の負担軽減を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。

そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム(e-Tax) (用語集参照) や所得税等の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」(用語集参照) などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。

このほか、納税者等が相談や確認のために税務署へ行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー(1度提出した情報は2度提出することを不要とする)等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール(スマホ、タブレット、パソコンなど)から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に"納税者目線"を大切に各種施策を講じ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-1-1: オンライン申告等の推進

業1-2-1-2:マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供

業1-2-1-4:キャッシュレス納付の推進

業1-2-1-5:申請・届出等の合理化・デジタル化

### 関連する内閣の基本方針等

- ○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和 2 年12月25日閣議 決定)
- ○「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)

### 業績目標 1-2-1 についての評価結果

#### 業績目標についての評定

### A 相当程度進展あり

評定の理力

施策「業1-2-1-4」の評定は「s 目標達成」、「業1-2-1-1」、「業1-2-1-2」、「業1-2-1-3」及び「業1-2-1-5」の評定は「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進度あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

# 実績の分析

### (必要性・有効性・効率性等)

e-Taxを利用した申告・納税を推進することは、税務署に出向くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の収受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであり重要な取組です。

令和6年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、e-Tax利用の勧奨に取り組みました。その中でも、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告については、特に積極的な周知・広報に取り組みました。

また、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供したほか、スマホ用電子証明書搭載サービスを利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになるなど、更なる利便性向上に取り組みました。

これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、収受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。

引き続き、当該業績目標の重要性(納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化)を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な周知・広報や利用勧奨を行うとともに、利用者のUI/UX(用語集参照)の改善など、更なる利便性の向上に努めていきます。

### 施策

### 業 1-2-1-1: オンライン申告等の推進

国税庁では、平成 16 年 6 月から e-Tax の全国運用を開始し、オンライン申告の推進に取り組んできました。「確定申告書等作成コーナー」などのオンライン申告の際に利用していただくシステムについては、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。

また、将来的には、確定申告に必要となるデータを自動で取り込むことにより、数回の操作で申告が完了する仕組み(日本版記入済み申告書(書かない確定申告))の実現を目指します。その実現に向け、当面は、マイナポータル(用語集参照)を通じて入手した給与や公的年金等の収入に関する情報や、医療費通知情報やふるさと納税等の控除に関する情報を「確定申告書等作成コーナー」と連携させ、申告データに自動入力する仕組みについて、その普及に努めます。

### 取組内容

さらに、電子納税証明書(PDF)の交付請求について、パソコンだけでなくスマホによるサービスを提供しており、オンラインによる交付請求の利用拡大に努めています。

このほか、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和5年10月改定・公表)においては、一部の手続を除き、令和5年度末を目標達成期限としていたところ、令和8年度までの目標値を新たに設定することとしていることから、引き続きオンライン申告割合の向上に向けた e-Tax の利用勧奨に努めるとともに、e-Tax の利便性を向上させるための方策について検討を進めます。さらに、電子納税証明書(PDF)の交付請求について、パソコンだけでなくスマホによるサービスを提供しており、オンラインによる交付請求の利用拡大に努めています。

### 定量的な測定指標

[主要] # 1 0 1 1 A 1 Toy	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
業 1-2-1-1-A-1 : e-Tax の利用状況(所得税の			60	65	71	75
申告手続) (単位:%)	実績値	55. 2	59. 2	65. 7	69. 3	74. 1

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

- (注1) 実績値は、申告期限の延長等に伴い、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、 令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日か ら令和5年3月31日までの計数です。
- (注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

### (目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和5年10月改定)及び実績値の現状を踏まえ、75%に設定しました。

○参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」

### 目標の達成度

 $\triangle$ 

e-Taxは、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの利便性向上施策を実施するとともに、税理士会(用語集参照)等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。

特に、令和6年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、税理士会等の関係民間団体等への働き掛け、また、納税者へのダイレクトメール送付などにより、自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。

### 目標の達成度の 判定理由

こうした取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和5年分の約1.2倍となる824万人で、約134万人増加し、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の3.2倍を超えました。

自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は408万人で、令和5年分から約1.3倍に増加しました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は352万人で、令和5年分の約1.4倍に増加しました。

また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

これらの結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は74.1%となりました。実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「 $\triangle$ 」としました。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-2 : e-Tax の利用状況 (法人税の 申告手続)

(単位:%)

会計年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6年度
目標値	_	(89)	(89)	(92)	88
実績値	(86. 7) 81. 2	(87. 9) 83. 0	(91. 1) 84. 9	(91. 7) 86. 2	89. 1

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、()は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。令和2年度の目標値は記載を省略しています。

### (目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。

なお、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定し、オンライン利用率を精緻に算定するため算定方法を見直しました。6年度の目標値については、改定後の基本計画及び実績値の現状を踏まえ、適正な値を新たに設定しました。

○「再掲〕参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の

判定理由

税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。

こうした取組を実施した結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は89.1%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

### 定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-3 : e-Tax	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
の利用状況 (法人税の添付書類を含めた申告		_	_	_	_	66
手続) (単位:%)	実績値	57. 5	60. 3	62. 8	63.8	67. 7

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。

### (目標値の設定の根拠)

法人税申告のうち、主要な別表や財務諸表等、申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合を指標として設定しています。

なお、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定し、オンライン利用率を精緻に算定するため算定方法を見直しました。6年度の目標値については、改定後の基本計画及び実績値の現状を踏まえ、適正な値を新たに設定しました。

○「再掲〕参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対して、法人税の添付書類を含めた e-Tax (ALL e-Tax) の利用拡大に向けた協力要請を行いました。

### 目標の達成度の 判定理由

また、法人の関与税理士に対して、利用している税務(申告)ソフトに応じた個別勧奨を行ったほか、法人税申告を e-Tax で提出している法人のうち、一部書類を書面で提出している法人に対して、ALL e-Tax の利用を促すメッセージを配信し、その利用拡大に取り組みました。

こうした取組を実施した結果、前年度より大幅に利用率の向上が見られ、実績値は 67.7%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

### 定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-4 : e-Tax の利用状況 (消費税(個 人)の申告手続) (単位:%)

会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
目標値	_	70	72	75	76
実績値	67.8	68. 4	69. 9	73. 5	75. 4

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

- (注1) 実績値は、申告期限の延長に伴い、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの計数です。
- (注2) 「規制改革実施計画」 (令和3年6月18日閣議決定) に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げ に係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直してお り、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略して います。

### (目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、消費税申告(個人)におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、76%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」

### 目標の達成度

Δ

### 目標の達成度の 判定理由

上記 A-1 記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は 75.4% となりました。実績値と目標値との差が 1%以下であったことから、達成度は 「 $\triangle$ 」としました。

### 定量的な測定指標

[主要] 業 1-2-1-1-A-5 : e-Tax	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
の利用状況 (消費税(法人)の申告手続) (単位:%)		-	(89)	(89)	(92)	90
	実績値	(85. 7) 79. 9	(88. 7) 83. 0	(90. 3) 85. 8	(95. 2) 88. 7	90. 2

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に策定した「オンライン利用率 引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため 算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。なお、()は、見直し前の算定方法による目標値、実績値です。令和2年度の目標値は記載を省略しています。

### (目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、消費税申告(法人)におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。 なお、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定 し、オンライン利用率を精緻に算定するため算定方法を見直しました。6年度の目標値については、 改定後の基本計画及び実績値の現状を踏まえ、適正な値を新たに設定しました。

○ [再掲] 参考指標1 「オンライン利用件数(申告手続)」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

上記 A-2 記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は 90.2%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

### 定量的な測定指標

業 1-2-1-1-A-6 : e-Tax の利用状況(相続税の 申告手続)	会計年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5年度	6年度
	目標値	_	30	35	40	48
(単位:%)	実績値	14. 4	23. 4	29. 5	37. 1	50. 3

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

### (目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、48%に設定しました。

○ [再掲] 参考指標1「オンライン利用件数(申告手続)」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

国税庁ホームページに相続税e-Taxのメリットやこれまで実施してきた利便性向上策、相続税申告の作成・提出に関するQ&A、イメージデータで提出可能な添付書類などを掲載した「相続税e-Tax特設サイト」を活用するなどして、税理士会を通じた周知・広報に

取り組むとともに、各国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)や個々の税務署では、相続税申告に関与が多い税理士に対し、個別の利用勧奨も積極的に行いました。その結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は50.3%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

今後も、これまで以上に相続税の申告手続におけるe-Taxをご利用いただけるよう、利便性向上策を検討するとともに、相続税申告の関与の多い税理士等に対する個別勧奨を行うなど、積極的な周知・広報に取り組みます。

### 定量的な測定指標

業 1-2-1-1-A-7 : e-Tax の利用状況 (納税証明	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
書の交付請求手続) (単位:%)	目標値	13	14	17	20	38
	実績値	10. 9	12. 9	19. 4	33. 0	44. 2

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

### (目標値の設定の根拠)

国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書(用語集参照)の交付請求におけるe-Tax利用状況を 指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、38%に設定しました。

- ○参考指標2「オンライン利用件数(納税証明書の交付請求手続)」
- ○参考指標3「納税証明書の交付請求件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

納税証明書のオンライン請求・受取は、納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化に 資することから、その利用拡大に向け、納税者への利用勧奨や金融機関等への周知・広報 などに取り組んできました。

### 目標の達成度の 判定理由

特に、電子納税証明書(PDF形式)については、請求から受取までオンラインで完結できるほか、期間内であれば何度でも印刷して使用できるメリットもあることから、その利用拡大に向け、オンライン請求の利用勧奨に取り組みました。その結果、令和6年度における納税証明書のオンライン請求割合は44.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

今後も電子納税証明書(PDF形式)を中心に、積極的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組みます。

### 定量的な測定指標

業 1-2-1-1-A-8 : e-Tax の利用満足度	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
(単位:%)	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	67. 5	75. 2	61. 1	56. 1	87. 1

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価で上位評価(「満足している」又は「おおむね満足している」)を得た割合です。

(注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.191に記載しています。

### (目標値の設定の根拠)

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

e-Tax及び「確定申告書等作成コーナー」の操作性や利用満足度等についてアンケートを実施した結果、令和7年1月から令和7年5月にかけて、e-Tax利用者から、368,510名(前年比101%)の方からの回答がありました。そのうち、e-Taxにおけるアンケートは16,403件で、上記A-1からA-7のとおり、利用者の利便性向上等に取り組んだ結果、e-Tax利用割合は全ての手続において前年から増加するとともに、e-Taxの利用満足度についても実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

今後もアンケートでいただいた利用者からの意見等を踏まえ、利用者目線でシステムの 機能改善に努めるなど、更なる利便性の向上に向けて取り組みます。

### 定量的な測定指標

[主要]
業1-2-1-1-A-9:国税庁
ホームページ「確定申
告書等作成コーナー」
を利用した自宅等から
のe-Tax申告状況
(単位:%)

会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
目標値	_		43	53	57
実績値	27. 8	36. 0	46. 3	51. 7	59. 7

- (出所) 課税部個人課税課、資產課税課調
- (注1) 数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税の申告書を提出した人員のうち、自宅等からe-Taxにより提出した人員の割合です。
- (注2) 数値は、各年分の申告において、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。申告期限の延長に伴い、 令和2年度及び3年度においては、翌年4月30日までに提出された申告書の計数です。

### (目標値の設定の根拠)

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、自宅等からのe-Tax申告を推進していくことが重要であることから、「『確定申告書等作成コーナー』を利用した自宅等からのe-Tax申告状況」を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、57%としました。

○参考指標4「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数(所得税、個人事業者の消費 税、贈与税)」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上のための機能改善を行うとともに、マイナンバーカードを利用したスマホ申告の推進や「マイナポータル連携」(用語集参照)をはじめとするe-Taxの利便性の周知・広報を行うことで、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

令和6年分においては、所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供するなど、更なる利便性向上に取り組みました。

こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告割合は前年から増加し、実績値が目標値を上回ったことから達成度を「〇」としました。

今後も利便性向上のためのシステムの機能改善に努めるとともに、効果的な周知・広報を実施するなど、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組みます。

### 定量的な測定指標

業1-2-1-1-A-10: 国税庁 ホームページ「確定申	
告書等作成コーナー」	
の利用満足度	9

会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
目標値	90	90	90	90	90
実績値	88. 3	90. 7	89.8	87. 2	88. 6

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査 (5段階評価) を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

(注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.191に記載しています。

### (目標値の設定の根拠)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○[再掲]参考指標4「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数(所得税、個人事業者 の消費税、贈与税)」

### 目標の達成度

×

### 目標の達成度の 判定理由

上記A-9記載のとおり、納税者の利便性向上に取り組んだ結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告割合は増加したものの、「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度は実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

今後も利用者からの意見等を踏まえ、「確定申告書等作成コーナー」のほか、マイナポータル連携に係る関連システムを所掌する関係省庁等とも協議を行うなどして、申告手続全体の操作性等の向上に取り組みます。

### 施策についての評定 a

a 相当程度進展あり

### 評定の理由

測定指標「業1-2-1-1-A-10」が「×」でしたが、主要な測定指標の達成度は、「業1-2-1-1-A-1」及び「業1-2-1-1-A-4」が「 $\triangle$ 」、「業1-2-1-1-A-2」、「業1-2-1-1-A-3」、「業1-2-1-1-A-5」及び「業1-2-1-1-A-9」は「 $\bigcirc$ 」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 業1-2-1-1に係る参考情報

### 参考指標 1:オンライン利用件数(申告手続)

(単位:千件)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得税申告		14, 220	15, 291	16, 917	18, 394	19, 899
法人税申告		(2, 425)	(2, 568)	(2,705)	(2, 807)	2, 790
		2, 320	2, 451	2, 583	2,675	2, 190
添付書類を含めた	添付書類を含めた申告手続		1, 779	1, 911	1, 979	2, 121
	個人	898	923	885	1, 654	1, 896
消費税申告	法人	(1,749)	(1,837)	(1, 892)	(1,997)	2, 275
	伍八	1, 727	1,814	1,870	1,973	2, 210
相続税申告		23	44	61	85	122
贈与税申告		299	348	350	378	407

酒税申告	38	40	43	46	49
印紙税申告	89	94	97	96	93

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

- (注1) 所得税申告、消費税(個人) 申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和2年度にお いては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年 5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの利用件数です。
- (注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に策定した「オンライン 利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定しました。その際、法人税申告及び消費税申告(法人) のオンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。な お、令和5年度以前の()は、見直し前の算定方法による実績値です。

### 参考指標 2:オンライン利用件数(納税証明書の交付請求手続)

<u> </u>	10 lb - 1 - 1 - 2	1 = 1371311 28	(11111) DEET 71 E +4	- > - 1 3 H13 - 3 - 3 - 1 > 0 :	<u>′</u>	( 1 1 1 1 1 7
	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
オ	ンライン請求件数	248	216	331	529	753
	スマホ請求件数	_	_	44	138	207

(出所) 長官官房企画課、デジタル化・業務改革室調

(注) スマホからの請求は、令和4年9月から開始しています。

### 参考指標 3:納税証明書の交付請求件数

(単位:千件)

(単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
請求件数	2, 266	1,673	1, 707	1,604	1, 704

(出所) 長官官房企画課調

### 参考指標 4:確定申告期における ICTを活用した申告書の提出件数

【所得税(及び復興特別所得税)】

(単位:千件)

4	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
署相談	e-Tax	3, 232	2, 703	2, 646	2, 556	2, 393
会場	書面	214	407	239	139	115
地方公共 団体会場	е-Тах	1, 263	1, 397	1,544	1,666	1,639
	HP作成コーナー・e-Tax	3, 139	4, 250	5, 609	6, 460	7, 700
自宅等	HP作成コーナー・書面	4, 655	4, 354	3, 510	3, 213	2, 633
	各種ソフト・eーTax	4, 760	4, 980	5, 148	5, 363	5, 587
	計	17, 264	18, 091	18, 697	19, 398	20, 067

(出所) 課税部個人課税課調

(注2) 地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

<sup>(</sup>注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

### (参考) 所得税(及び復興特別所得税)の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

(単位:千人)

	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
確	定申告人員	22, 493	22, 855	22, 951	23, 243	23, 389
е-	Tax利用人員	12, 394	13, 329	14, 948	16, 046	17, 319
	自宅等からのe-Tax	7, 899	9, 230	10, 757	11, 823	13, 287
	納税者本人による送信	3, 207	4, 424	5, 919	6, 905	8, 242
	マイナンバーカード方式 (用語集参照) での送信	1, 340	2, 392	3, 866	4, 851	6, 400
	ID・パスワード方式 での送信	1,722	1,828	1, 709	1, 696	1, 441
	その他の従来の方式 での送信	144	205	345	358	401
	税理士による代理送信	4, 692	4, 805	4,838	4, 918	5, 045
	確定申告会場からのe-Tax 外 確定申告会場で作成・書面で提出	3,232 外 214	2,703 外 407	2,646 外 239	2,556 外139	2,393 外115
	地方公共団体会場からのe-Tax	1, 263	1, 397	1, 544	1, 666	1, 639

#### (出所) 課税部個人課税課調

- (注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 地方公共団体会場からのe-Taxの件数は、データ引継によるものです。

### (参考) スマホ等を利用した提出人員

(単位:千人)

(単位:千件)

		年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
ス	マホ	等を利用した提出人員	1, 693	2, 557	3, 976	5, 028	6, 048
	自	宅からe-Taxで提出	1, 018	1, 528	2, 490	3, 162	4, 078
		マイナンバーカード方式での送信	432	851	1, 792	2, 447	3, 524
		ID・パスワード方式での送信	586	677	698	715	554

### (出所) 課税部個人課税課調

(注)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

### 【個人事業者の消費税及び地方消費税】

2	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分			
署相談	e-Tax	46	37	36	72	109			
会場	書面	4	10	3	9	5			
	HP作成コーナー・e-Tax	72	78	81	191	308			
自宅等	HP作成コーナー・書面	92	87	74	144	134			
	各種ソフト・eーTax	674	698	677	1, 239	1, 265			
	—————————————————————————————————————	888	911	872	1,655	1,822			

(出所) 課税部個人課税課調

- (注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 令和4年分から令和6年分は、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

【贈与税】 (単位:千件)

EVH 2 1203		(     ==				
2	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
署相談	e-Tax	51	53	49	53	37
会場	書面	5	8	6	5	3
	HP作成コーナー・e-Tax	29	50	62	80	111
自宅等	HP作成コーナー・書面	122	127	101	99	72
	各種ソフト・eーTax	189	205	198	200	200
	計	397	442	417	437	423

- (出所) 課税部個人課税課、資產課稅課調
- (注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和2年分及び令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 令和6年分は、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

### **施策** 業 1-2-1-2:マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。マイナンバーカードを利用すれば、e-Taxのほか、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを通じて、様々な行政手続をオンラインで行うことができます。

### 取組内容

このため、国税庁においては、税務関係書類についてマイナンバーの記載が必要である旨の周知を行うことはもとより、デジタル庁や総務省が中心となって政府全体で取り組んでいるマイナンバー制度の普及促進についても積極的に貢献していきます。具体的には、マイナポータルと「確定申告書等作成コーナー」、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」、「e-Tax」を連携させることにより確定申告及び年末調整の利便性を向上させるほか、これらの利便性向上施策や公金受取口座(用語集参照)制度の周知・広報等を行うなど、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を推進します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施し、利活用促進に向けた周知・広報に取り組みます。このほか、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めるとともに、その利便性向上に向けて、必要な整備を進めます。

### 定性的な測定指標

### [主要] 業1-2-1-2-B-1:マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

### (令和6事務年度目標)

マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の 利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。

### (目標の設定の根拠)

マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。

- ○参考指標 1 「マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件 数」
- ○参考指標 2 「国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度<マイナンバー>について』へのアクセス件数 |
- ○参考指標3「『国税庁法人番号公表サイト』へのアクセス件数」
- ○参考指標4 「Web-API機能を活用した法人の基本3情報のデータ取得のためのリクエスト件 数」
- |○参考指標 5 「公金受取口座の利用件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等におい て、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、デジタル庁をはじめとした関係省庁や 関係団体と連携し、マイナポータルにおける外部サイトとの連携設定を簡素化するなど、マイ ナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上施策に取り組みました。加 えて、各府省庁や関係団体に対して、本施策の普及に向けた協力依頼を行うとともに、デジタ ル庁等と連携しマイナポータル連携のメリットについて広報を行ったほか、e-Tax等で提出さ れた給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携について、局署を通じて企業等に働きか けを行うなど、積極的な周知・広報に取り組みました。

### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとと もに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカード及びマイナ ポータルを活用した納税者の利便性向上に向けた施策に取り組むとともに、積極的な周知・広 報等に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

### 施策についての評定 a 相当程度進展あり

### 評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったものの、今後も特にマイナポータル連携の利用普及に向 けた周知・広報を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 実1-2-1-2に係る参考情報

### 参考指標 1:マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエ スト件数

(単位:千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
リクエスト件数	2, 510	3, 255	7, 293	10, 792	12, 937

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

### 参考指標 2:国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」 へのアクセス件数

(単位:千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	2, 709	3, 653	5, 490	5, 991	9, 122

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

### 参考指標 3:「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数

(単位:千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	37, 030	43, 262	51, 101	112, 612	308, 300

(出所) 長官官房法人番号管理室調

# 参考指標 4:Web-API機能を活用した法人の基本3情報のデータ取得のためのリクエスト件数

(単位:千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
リクエスト件数	163, 428	292, 458	713, 095	526, 002	555, 801

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 5:公金受取口座の利用件数 (単位:千件)

事務年度	令和4年度	5年度	6年度
利用件数	1, 339	1, 754	3, 272

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 数値は、申告者から公金受取口座の利用の希望があった件数を示しています。

### 施策 業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁のホームページ等において利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要です。

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する情報の提供を行っています。 納税者に対して税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正を 踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センター(用語集参照)に数多く寄せ られた相談やタックスアンサーアンケートに寄せられた意見などを参考にして、その内容の整 備・充実を図ります。

### 取組内容

このほか、国税庁ホームページでは、令和2年10月から、利用者が質問事項を入力するとAIを活用して自動で回答を表示する「チャットボット」を運用しています。個人の納税者を対象とした所得税・消費税の確定申告、年末調整、インボイス制度及び所得税の定額減税に関する相談を行っており、引き続き円滑な運用に努めます。

また、利用者からの相談やアンケート結果に基づき、回答内容の充実を図ることとしています。

なお、e-Taxに登録されている本人(法人)情報や各税目に関する情報(各種届出の提出状況等)が確認できる「マイページ」(用語集参照)の運用について、表示する情報や税務代理人への利用を拡大するなど、更なる機能の充実を目指します。

あわせて、国税に関するデジタル関連施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に取り組みます。

### 定量的な測定指標

[主要] 令和2年度 会計年度 3年度 4 年度 5年度 6年度 業1-2-1-3-A-1: 一般相 談に占めるデジタル相 目標値 85 85 85 談の割合 実績値 90.9 91.4 93.1 (単位:%)

(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

### (目標値の設定の根拠)

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁ホームページの「タックスアンサー」や「チャットボット」といったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要であることから、「一般相談に占めるデジタル相談割合」(電話相談センター、確定申告電話相談センター及び「インボイスコールセンター」(用語集参照)における電話相談件数と「タックスアンサー」・「チャットボット」の利用件数の合計数のうち、「タックスアンサー」・「チャットボット」の利用件数が占める割合をいいます。)を設定しています。

目標値は、過去の電話相談センター等における相談件数や「タックスアンサー」・「チャットボッ

ト」の利用件数を踏まえ、85%としました。

- ○参考指標1「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
- ○参考指標2「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」
- ○参考指標3「電話相談センター等の相談件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供や相談を行っている「タックスアン サー」や「チャットボット」について、税制改正への対応に加えて、利用者のアンケート |結果を参考とするなど、回答内容の見直しや回答精度の向上に努めました。

なお、「チャットボット」については、令和6年4月から令和7年3月まで「所得税の 定額減税」の相談に対応するなど相談ニーズに応じた回答範囲の拡充を図りました。

この結果、デジタル相談の相談割合は93.1%となり、実績値が目標値を上回ったことか ら、達成度は「○」としました。

### 定性的な測定指標

[主要] 業1-2-1-3-B-1:利用者目線に立った情報提供に向けた取組

### (令和6事務年度目標)

「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」について、引き続き円滑な運用に 努めるとともに、利用状況等を踏まえて内容の充実等を図ります。

### (目標の設定の根拠)

税務手続に関する不明な点等について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりや すく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」、「チャットボット」及び 「マイページ」の充実に関する目標を設定しました。

- ○参考指標4「『マイページ』へのアクセス件数」
- [再掲] 参考指標 1 「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
- [再掲] 参考指標 2 「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、 税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。

### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンライン で行う「チャットボット」について、所得税・消費税の確定申告や年末調整、インボイス制度 に関する相談内容を拡充したほか、令和6年4月から令和7年3月までは所得税の定額減税に 関する相談にも対応するなど、「チャットボット」の充実を図りました。

このほか、e-Taxにおいては、令和7年1月から「マイページ」の「各税目に関する情報」 に「贈与税関係」を追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書を参照可能としたことに 加え、令和7年5月からは税務代理人への利用を拡大し、機能の充実を図りました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、利用者目線に立った情報提供に向けて、「タックスアンサー」の改善や 「チャットボット」の充実を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定 a 相当程度進展あり

測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も「タックスアンサー」、「チャット **評定の理由** |ボット」及び「マイページ」の利用状況等を踏まえて内容の充実や機能改善等を図る必要が あることから、「a 相当程度進展あり」としました。

参考指標 1:国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	78, 745	89, 082	80, 787	89, 097	112, 119

(出所) 長官官房税務相談官調

(注) 令和2年度のアクセス件数は、令和5事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 2:国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
質問入力件数	4, 053	6, 887	7, 125	11, 024	12, 530

(出所)長官官房税務相談官調

### 参考指標 3:電話相談センター等の相談件数

(単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電話相談センター	5, 822	5, 574	4, 885	5, 375	5, 809
確定申告電話相談センター	4, 082	3, 950	3, 411	3, 323	3, 262
インボイスコールセンター	43	107	500	750	209
計	9, 947	9, 631	8, 796	9, 448	9, 279

(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

参考指標 4: 「マイページ」へのアクセス件数 (単位:千件)

事務年度	令和4年度	5年度	6年度
アクセス件数	7, 804	12, 015	17, 694

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

### 施策 業 1-2-1-4: キャッシュレス納付の推進

申告納税制度の下においては、納税者の方々は、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付する必要があります。

近年、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても納税者の利便の向上と金融機関や税務署の事務の効率化を図り現金管理に伴うコストを削減する観点から、 キャッシュレス納付(用語集参照)の推進に取り組んでいます。

### 取組内容

具体的には、ダイレクト納付(e-Tax による口座振替)(用語集参照)をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を強化・推進するとともに、日本銀行、金融機関及び地方公共団体等と意見交換を行うなど、関係機関とも連携し、キャッシュレス納付の推進に向けて取り組んでいます。

また、ダイレクト納付について、令和6年4月から、電子申告を行う際に、ダイレクト納付を 行う旨の意思表示をすることで、特段の操作を行うことなく、法定納期限に申告納税額を自動で 引き落とす仕組みを提供しており、納税者利便の一層の向上に努めています。

### 定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
業1-2-1-4-A-1:キャッシュレス納付の利用状	目標値	26	32	35	37	42
況 (単位:%)	実績値	29. 3	32. 2	35. 9	39. 0	45. 3

(出所) 徴収部管理運営課調

(注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。

(注2) 「キャッシュレス納付」とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税(用語集参照)、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による電子納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。

### (目標値の設定の根拠)

キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。

なお、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を令和6年10月に改定しました。6年度の目標値については、改定後の基本計画及び実績値の現状を踏まえ、適正な値を新たに設定しました。

○参考指標1「キャッシュレスによる納付状況」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

キャッシュレス納付は、納税者の利便性の向上と、収納事務などの税務行政について効率化が図られるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減に資することから、関係民間団体、金融機関、地方公共団体等の協力を得ながら、継続的に利用勧奨に取り組んできました。国税庁においては全国を対象に、複数の国税局においては、都道府県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象に、官公庁、日本銀行、金融機関、関係民間団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言式を執り行い、その延長でキャッシュレス納付推進協議会を発足、開催するなど、社会全体のキャッシュレス納付の機運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。

また令和6年4月から、自動ダイレクト(用語集参照)を導入し、更なる納税者利便の向上を図るとともに、多くの税務会計ソフトベンダーにも対応してもらえるよう働きかけを実施しました。

こうした取組の結果、令和6年度におけるキャッシュレス納付の利用状況は45.3%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

### 業1-2-1-4に係る参考情報

### 参考指標 1:キャッシュレスによる納付状況

(単位:万件)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電子納税	インターネット バンキング等	464	602	701	775	903
- 1 1 11 17 1	ダイレクト納付	192	263	337	413	536
扬	振替納税		606	605	596	639
クレジットカード納付		43	72	81	100	114
スマホアプリ納付				15	43	63
合 計		1, 304	1, 543	1, 741	1, 930	2, 255

(出所) 徴収部管理運営課調

(注) スマホアプリ納付は、令和4年12月から開始しています。

### 施策

### 業 1-2-1-5: 申請・届出等の合理化・デジタル化

取組内容

税務署等に対して行う手続については、申告や納付のほか、例えば、税法上の特例の適用を受けるために必要となる申請・届出等があります。これらの手続についても、納税者の納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するために、更なるデジタル化を推進していきます。

デジタル化の効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にそのオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。具体的には、ワンスオンリー(1度提出した情報は2度提出することを不要とする)等の観点から、手続自体の要否について検討を行うとともに、必要な手続についても記入項目の簡素化を図るなどの見直しを行い、手続全体のデジタル化とUI/UXの改善に取り組みます。

### 定性的な測定指標

[主要] 業1-2-1-5-B-1:申請・届出等の合理化・簡素化の状況

### (令和6事務年度目標)

各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当 局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。

### (目標の設定の根拠)

各種手続のデジタル化自体が手段であることを十分に認識した上で、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を達成するため、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。

○参考指標1「合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

デジタルの効果を最大限に活用するためには、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化双方の観点から、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。手続自体の合理化を推進するため、スマホ用電子証明書搭載サービスを利用し、マイナンバーカードをかざさずに、e-Taxを利用可能とする取組を進めました。また、制度当局との協議を行った結果、令和7年度税制改正において、以下の項目について制度改正等が実現しました。

## 標の達成度 の判定理由

実績及び目

- ・ e-Taxによりイメージデータ (PDF形式) を送信する際のスキャナ読取り等の要件緩和、ファイル形式の拡充及び送信容量の拡大
- ・ 輸出物品販売場制度に関する各種申請書や届出書の一部について、提出の不要化、様 式の統合並びに記載事項及び添付書類の削減

#### (目標の達成度の判定理由)

上記手続の見直しは、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化につながる ことから、目的の達成度は「○」としました。

### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

### 評定の理由

測定指標の達成度は「○」であったものの、申請・届出等の合理化・デジタル化については、今後も手続や業務の在り方自体の見直しにより、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 参考指標 1:合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数 (単位:件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
申請・届出の件数	47	13	113	26

- (出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調
- (注) 令和5年度の数値は、AI-OCR の読み取りに適した様式に変更した様式数を含みます。

### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

### (業1-2-1-1:オンライン申告の推進)

e-Taxについては、新たな計画に基づき更なる利便性の向上を図るとともに、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進し、周知・広報など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。

スマホによる「確定申告書等作成コーナー」の利用や、スマホからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの周知・広報に取り組みます。

また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。

「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。

### (業1-2-1-2:マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組)

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した 納税者の利便性の向上策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。

### (業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供)

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応 した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャッ トボット」の内容の充実を図ることにより、引き続き、利用者目線に立った分かりやすい情報提供 を行います。

### (業1-2-1-4:キャッシュレス納付の推進)

日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関等と連携を強化し、これまで以上にダイレクト 納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の更 なる利用推進に向けて取り組みます。

また、キャッシュレス納付の一層の利用拡大に向け、国税納付全体に占める納付件数の多い源泉所得税に特に力を入れて取組を進めます。

### (業1-2-1-5:申請・届出等の合理化・デジタル化)

各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化のほか、納税者目線に立ったUI/UXの更なる改善により、合理化・簡素化を図ります。

# ○ マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても申告できるようになったことは、すごいことだと思う。

- 電子申告のデータは分析ができるが、紙の申告書をスキャナーで読ませるに しても限界があるので、電子申告率をどんどん上げていって欲しい。
- 電子申告率を上げるうえで、特に中小企業等がネックになっていると思う。

### 財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

- 他省庁と比べても、国税庁はデジタル化の進捗のスピードは非常に速いと思う。スマホを利用し、納税できるようになったことは非常に大きな革新であり、利用者目線で、納税のチャンネルというものを作ったところは非常に評価している。今後も利用者目線で使いやすいデジタル化を進めて欲しい。
- オンライン申告について、年々増加しており結構なことだが、ある程度のところで頭打ちになる可能性がある。今後、さらにもう一段オンライン申告を進めて行くには、オンライン申告をしない、できない方々に対するアプローチが大きな課題になる。
- スマホで申告できることは非常に良いことであり、更に使い勝手を良くして e-Tax の比率を上げていただきたい。

業績	目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5 年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	国税総合管理(KSK)システム	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	(千円)	(46, 274, 358)	(47, 765, 175)	(72, 269, 937)	(50, 923, 796)	
	法人番号システム等	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	(千円)	(3, 568, 397)	(3, 348, 967)	(3, 235, 535)	(3,018,240)	
	国税電子申告・納税システム	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	(千円)	(14, 244, 832)	(13, 477, 861)	(12, 762, 673)	(9, 235, 095)	
	<u> </u>	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	合計(千円)	(64, 087, 587)	(64, 592, 003)	(88, 268, 145)	(63, 177, 131)	

- (注1) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-1に係る予算額を記載しています。
- (注2) 令和3年度及び4年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度及び6年度予算はデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

	区	分	令和4年度	5 年度	6年度	7 年度
		当初予算	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
			(63, 329, 009)	(63, 902, 843)	(63, 177, 131)	(60, 327, 163)
	予算の状況	補正予算	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
業績目標に係る	J <sup>·</sup> 开 <sup>()</sup> /八儿	1117— 7 71	(1, 262, 994)	(24, 365, 302)	(33, 882, 642)	_
予算額等	(千円)	繰越等	(注2)	(注2)	(注2)	
		がたとす	$(\triangle 1, 848, 608)$	(23, 592, 279)	N. A.	
		合計	(注2)	(注2)	(注2)	
			(62, 743, 395)	(64, 675, 866)	N. A.	
	執行額	(壬四)	(注2)	(注2)	(注2)	
	<b>干八</b> 1 1 合只	(111)	(63, 490, 263)	(66, 640, 138)	N. A.	

- (注1) 令和6年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書 に掲載予定です。
- (注2) 令和4年度の予算は、内閣官房及びデジタル庁、令和5年度から7年度の予算はデジタル庁に「(項)情報通信技 術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

### (概要)

国税総合管理(KSK)システム及び法人番号システム等の整備費並びに国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

### 実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

- ○「公文書管理の適正の確保のための取組について」 (平成 30 年 7 月 20 日行政 文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)
- ○「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)

### (業1-2-1-1:オンライン申告の推進)

令和6年分の所得税確定申告においては、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、「確定申告書等作成コーナー」において所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供するなど、利便性の向上を図りました。

### (業1-2-1-2:マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組)

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページや関係民間 団体と連携した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカード普及促進及びマイナポータルを活用したマイナンバーの更なる利活用に積極的に取り組みました。

### 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

### (業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供)

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行いました。

### (業1-2-1-4:キャッシュレス納付の推進)

日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関と連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の積極的な利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の利用推進に向けて取り組みました。

### (業1-2-1-5:申請・届出等の合理化・デジタル化)

各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化に向けて取り組みました。

## 担当部局名

長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、 税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企 画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進 室、法人番号管理室、参事官、税務相談官)、課 税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボ イス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人 課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収 課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学 校

### 実績評価実施時期

令和7年10月

○ 業績目標 1-2-2: デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最<sup>\*</sup> 大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

# 業績目標の内容及び

目標設定の考え方

手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、 従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要 です。

国税庁では、国税総合管理(KSK)システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の事務処理への移行を進めています。これを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」(以下「センター化」といいます。)を推進し、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を図るための組織内のインフラ整備に取り組みます。

また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金等情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民双方の業務効率化を図ります。

このほか、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-2-1: 内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2: 照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3:データ活用等による税務執行の効率化・高度化等

### 関連する内閣の基本方針等

- ○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣 議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)

### 業績目標 1-2-2 についての評価結果

### 業績目標についての評定 A 相当程度進展あり

# 評定の理由

施策「業1-2-2-1」から「業1-2-2-3」までの評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

### (必要性・有効性・効率性等)

# 実績の分析

センター化の取組については、令和8事務年度における全税務署(524署)を対象としたセンター化の実施に向けて、業務センター室(用語集参照)の対象署が219署から291署に拡大するなど、着実に進展しました。また、センター化に伴い、事務の簡素化・標準化といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組みました。

預貯金情報の照会や税務調査等で必要な資料の提出についてオンライン化を図ることは、各種業務のデジタル化を図っていく上で重要であり有効です。令和6事務年度は、オンライン照会可能な金融機関を拡大するとともに、金融機関以外の民間事業者に対して、オンライン照会の周知及びその利用促進に取り組みました。

データ活用等による税務執行の効率化・高度化のための取組として、データ分析等を調査 事務や徴収事務に取り入れて、効果的な税務調査や滞納整理につなげる取組を更に推進しま した。また、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施したことに加え、ICT に関する素養を備えた人材の採用に向けて、国税専門官採用試験における「理工・デジタル 系」の試験区分で令和7年4月には44名を採用するなど、人材育成等にも積極的に取り組み ました。

引き続き業務の効率化・高度化のため、これらの取組を拡大することが重要です。

#### 施策 業 1-2-2-1: 内部事務のセンター化の推進

国税庁では、令和3年7月から国税局の組織として「業務センター室」を設置し、一部の税 務署を対象としたセンター化を実施しています。

センター化は、申告書の入力や審査等の内部事務について、効率化・高度化を図るととも **取組内容** に、効率化された事務量を生かして納税者サービスの充実や外部事務(調査・徴収事務)の充 実・高度化を目指す取組です。

今後、令和8事務年度における全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて、段階的に 対象となる税務署を拡大し、その円滑な定着に向けて着実に取り組みます。

### 定性的な測定指標

[主要] 業1-2-2-1-B-1: 内部事務のセンター化の状況

### (令和6事務年度目標)

一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理しま す。

### (目標の設定の根拠)

デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の効率化を実現することが重要である ことから、目標として設定しています。

- ○参考指標1「内部事務のセンター化の対象となる税務署数」
- ○参考指標 2 「業務センター室における申告書 (所得税・消費税(個人)) の入力件数及び処理件数
- ○参考指標3「業務センター室における申告書(相続税)の入力件数及び処理件数割合」
- ○参考指標4「業務センター室における申告書(法人税・消費税(法人))の入力件数及び処理件数割 合工
- ○参考指標 5 「業務センター室における無申告行政指導(所得税)の件数」
- ○参考指標6「業務センター室における無申告行政指導(相続税)の件数」
- ○参考指標7「業務センター室における無申告行政指導(法人税・消費税(法人))の件数」

#### 目標の達成度



センターの対象署が219署から291署に拡大しました。また、センター化に伴い、事務の簡素 化・標準化といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組みました。

### 実績及び目

### (目標の達成度の判定理由)

### 標の達成度 の判定理由

センター化の取組については、全署を対象としたセンター化に向け、対象署が219署から291 署に拡大するなど、着実に進展しています。また、センター化に伴い、これまで実施してきた 事務について、必要性の乏しい事務を削減する簡素化や、各税目で類似する事務処理の標準化 といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組みました。

このような対象署の拡大やBPRの推進によって、内部事務を効率的に処理したことから、 達成度は「○」としました。

#### a 相当程度進展あり 施策についての評定

### 評定の理由

測定指標の達成度は「〇」であったものの、今後も全税務署を対象としたセンター化の実 施に向けて取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 業1-2-2-1に係る参考情報

参考指標 1:内部事務のセンター化の対象となる税務署数

(単位:署)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
対象税務署数	92	128	219	291

(出所) 長官官房企画課調

### 参考指標 2:業務センター室における申告書(所得税・消費税(個人))の入力件数 及び処理件数割合

(単位:千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度
所得税	入力件数	4, 420	5, 903	10, 212	13, 356
7月1守7九	処理割合	17. 1	22. 6	38. 5	49.8
消費税	入力件数	246	306	899	1, 284
(個人)	処理割合	18. 1	23. 6	38. 9	51. 2

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

### 参考指標 3:業務センター室における申告書(相続税)の入力件数及び処理件数割合

(単位:千件、%)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
入力件数	33	49	90	122
処理割合	16. 6	22. 6	38. 7	49. 4

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

### 参考指標 4:業務センター室における申告書(法人税・消費税(法人))の入力件数 及び処理件数割合

(単位:千件、%)

事務年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度
法人税	入力件数	863	1, 103	1, 776	1, 985
<b>公人</b> 税	処理割合	21. 0	26. 4	42. 5	55. 0
消費税	入力件数	458	582	1,006	1, 448
(法人)	処理割合	20. 7	26. 4	42. 5	55. 2

(出所) 長官官房企画課調

(注1) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室の対象署に提出された申告書件数の占める割合です。

(注2) 令和6年度は暫定値です。

### 参考指標 5:業務センター室における無申告行政指導(所得税)の件数

(単位:件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	9, 569	20, 339	21, 683	19, 241

(出所) 長官官房企画課調

### 参考指標 6:業務センター室における無申告行政指導(相続税)の件数

(単位:件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	6, 438	6, 004	6, 238	9, 553

<sup>(</sup>出所) 長官官房企画課調

### 参考指標 7:業務センター室における無申告行政指導(法人税・消費税(法人))の件数

(単位:件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
無申告行政指導件数	29, 164	36, 019	41, 273	47, 550

<sup>(</sup>出所) 長官官房企画課調

### 施策 業 1-2-2-2: 照会等のオンライン化の推進

申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金等情報の照会を行うことや、納税者に対して資料の提出を求めることがあります。

金融機関に対しては、令和3年10月からセキュリティが確保された専用のネットワークを利用して、一部の機関に対する照会をオンラインで実施しているほか、納税者からの資料提出については、令和4年1月からe-Taxを利用してオンラインで行うことが可能となっています。

### 取組内容

官民双方の更なる業務効率化を図る観点から、オンラインによる照会等の推進に取り組みます。

また、官公庁間の照会や情報連携についても、書面等で行われている手続きを見直し、オンラインで連携する仕組みを整備の上、行政事務の効率化を図ります。

- ○参考指標1「オンラインによる預貯金等照会件数」
- ○参考指標2「オンラインによる預貯金等照会において回答までに要した日数(平均)」

### 定量的な測定指標

業1-2-2-2-A-1:オンライン照会可能な金融機		令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
関数	目標値	_	-	50	100	250
(単位:機関)	実績値	_	37	61	211	431

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 各会計年度末現在の状況です。

#### (目標値の設定の根拠)

金融機関に対する預貯金等情報の照会業務のオンライン化を図ることは、官民双方の業務効率化の観点から重要であるため、「オンライン照会可能な金融機関数」を指標として設定しています。

目標値は、過去の実績値を踏まえ、250機関としました。

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

金融機関にオンライン照会の導入を勧奨する上で重要となるのが、多くの行政機関がオンライン照会を導入して、書面での照会を削減し、データベースで照会・回答業務をやりとりすることです。

### 目標の達成度の 判定理由

このため、局署の職員に対して、オンライン照会可能な金融機関を広く周知することや積極的に活用するよう指導を行うことにより、国税当局のオンライン照会利用件数が増加したほか、オンライン照会が未導入の行政機関に対して、国税当局の取組や事務の効率化について説明し、利用勧奨を実施したことで、行政機関におけるオンライン照会の導入が

また、金融機関以外の民間事業者に対して、オンライン照会の周知及びその利用促進に努めました。

こうした取組の結果、オンライン照会可能な金融機関数の実績値が目標値を上回ったこ

とから、達成度は「○」としました。

今後も、金融機関のニーズ等を的確に把握し、オンライン照会を導入する金融機関及び 行政機関の増加に向けて取り組んでいきます。

### 定性的な測定指標

[主要] 業1-2-2-2-B-1: 照会等のオンライン化の状況

#### (令和6事務年度目標)

金融機関への照会及び官公庁間の照会等についてオンライン化を推進します。

### (目標の設定の根拠)

官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を推進していくことが重要であること から、目標として設定しています。

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会や地 方自治体に対して地方税の課税情報等の照会を行うことがあります。これらの業務について、 これまでは書面や対面により行われてきましたが、照会・回答業務をオンライン化することに より書面による保存、押印、封入作業が不要となり、郵便事故がなくなるほか、回答が迅速に なるなど、業務効率化につながるメリットがあります。このため、業務の効率化を図る観点か ら、金融機関への預貯金情報の照会のオンライン化を図るとともに、官公庁間の照会・回答業 |務のオンライン化の実現に向けた検討を実施しました。

### 実績及び目 標の達成度

の判定理由

預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、上記A-1記載のとおり、金 融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図りま した。オンライン化により、これまで1~2週間かかっていた回答情報の取得までに要した日 数は、2.68日<sup>(注)</sup>となりました。

(注) 令和6年4月利用開始から令和7年3月末までに行った照会に対して回答までに要した日数の平均値で

#### (目標の達成度の判定理由)

金融機関との預貯金情報の照会・回答業務のオンライン化を推進し、官民の業務の効率化が 促進されたことから、達成度は「○」としました。

### 施策についての評定 a 相当程度進展あり

### 評定の理由

測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も官民の業務の効率化を実現するため、 各種業務のデジタル化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

### 業1-2-2-2に係る参考情報

### 参考指標 1:オンラインによる預貯金照会件数

(単位:千件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
照会件数	282	2, 636	5,880	8, 439

(出所)長官官房デジタル化・業務改革室調

### 参考指標 2:オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数(平均)

(単位:日)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
平均日数	2. 3	2. 28	2. 62	2. 68

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

### 施策

### 業 1-2-2-3: データ活用等による税務執行の効率化・高度化等

課税・徴収をはじめとした税務執行の効率化・高度化を図るため、データを活用した取組を 推進します。

具体的には、国税組織内・外における多様かつ膨大な情報の中から必要なデータを抽出・加工・分析等することにより、申告漏れリスクの高い納税者の特定や滞納者への効率的な接触を図ります。あわせて、データを活用した事務運営を実践するため、研修の実施による職員スキル向上に取り組みます。

### 取組内容

また、国税組織内の共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の効果的な活用を推進することにより、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク・サテライトオフィス勤務などの職員のワークライフバランスの向上に取り組むほか、税務調査の効率化を進める観点から、Web会議システム等のオンラインツールを利用した調査を引き続き実施します。

税務大学校においては外部研究者と共同で、税務データを用いて、学術研究振興等を目的と した税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を行います。

- ○参考指標1「パイロット・プロジェクトの実施状況」
- ○参考指標2「AIコールリストを活用した架電応答率」
- ○参考指標3「データリテラシー研修の実施状況」
- ○参考指標4「モバイル端末の配備累計台数」
- ○参考指標5「税務大学校と外部研究者による共同研究の実施状況」

### 定性的な測定指標

### 「主要」 業1-2-2-3-B-1: データ活用による調査・徴収の効率化・高度化

### (令和6事務年度目標)

課税においては、調査必要度が高い納税者に対して重点的に事務量を投下するため、国税組織内・外における多様かつ膨大なデータ及びAIを活用し、申告漏れリスクの高い者を的確かつ効率的に抽出するなど、調査の効率化・高度化に努めます。

徴収においては、過去の接触事績や納付状況等のデータ及びAIを活用して構築したモデルにより、滞納者ごとに最適なアプローチを予測し、効果的・効率的な滞納整理に努めます。

あわせて、統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修を実施するほか、ICTに関する素養を備えた人材を採用するなど、人材の育成等に取り組みます。

#### (目標の設定の根拠)

課税・徴収の効率化・高度化のためには、データの活用が重要であることから、目標として設定しました。

- ○[再掲]参考指標1「パイロット・プロジェクトの実施状況」
- ○[再掲]参考指標2「AIコールリストを活用した架電応答率」
- ○[再掲]参考指標3「データリテラシー研修の実施状況」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

### 1 データ及びAI等の活用

課税においては、AI等も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れリスクの高い納税者等の抽出を行うなど、課税の効率化・高度化に取り組みました。

徴収においては、滞納者ごとに最適なアプローチを予測するための高度なデータ分析に取り組み、構築した応答予測モデルによる予測結果を使用したコールリスト(AIコールリスト)を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に架電することで、架電に対する応答の割合(架電応答率)を向上させ、事務の効率化を図りました。

### 2 人材の育成等

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施しました。

また、ICTに関する素養を備えた人材の採用に向けて、令和5年度に国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設し、令和7年4月には当該区分で44名を採用しました。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、申告漏れリスクの判定や滞納者の電話応答率の向上を目的としたデータ分析に取り組み、業務へ利用することで税務執行の効率化・高度化を図りました。また、データリテラシーのレベルに応じた研修を着実に実施したことに加え、国税専門官採用試験における「理工・デジタル系」の試験区分で令和7年4月には44名を採用したことから、達成度は「〇」としました。

### 定性的な測定指標

### 業1-2-2-3-B-2:モバイル端末の活用の推進

### (令和6事務年度目標)

令和7事務年度中に全職員が利用を開始するGSS(ガバメントソリューションサービス)(用語集参照)の導入を見据えて、共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の効果的な活用を推進することにより、効率的かつ高度な調査・徴収事務の実施や、テレワーク・サテライトオフィス勤務の推進、Web会議の積極的活用などによる、働き方改革に取り組みます。

### (目標の設定の根拠)

セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化や、モバイル端末の効果的な活用による業務の効率化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しています。

○[再掲]参考指標4「モバイル端末の配備累計台数」

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### (実績)

事務用モバイルパソコンを活用した効率化策を国税庁・国税局共有ポータルサイトで共有し、調査・徴収事務の効率化・高度化及びテレワーク勤務の推進、Web会議の積極的活用などによる働き方改革に努めました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

なお、令和7事務年度中に、全職員に対し、庁舎外において共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるGSSが配備される予定です。

### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、GSS導入を見据え、モバイル端末を積極的に活用した働き方改革に着 実に取り組み、職員の意識が醸成されたことから、達成度は「○」としました。

#### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も効果的な活用の推進に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

#### 業1-2-2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1:パイロット・プロジェクトの実施状況

(単位:件)

	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ラ	ーマ件数	10	40	40	41	24
	調査	6	30	30	28	17
	徴収	1	4	6	4	2
	その他	3	6	4	9	5

- (出所) 長官官房データ活用推進室調
- (注1) パイロット・プロジェクトとは、「高度なデータ分析」に関する取組を一層充実させるため、国税庁と 各国税局において実施している A I を用いた先端的な取組等のことをいい、「テーマ件数」はパイロット・プロジェクトとして取り組んでいる件数です。
- (注2) 令和3事務年度から、各国税局においても、パイロット・プロジェクトを実施しています。
- (注3) 令和5事務年度までパイロット・プロジェクトの名称で実施していた取組を令和6事務年度からデータ 分析プロジェクトの名称に変更して実施しています。

#### 参考指標 2: A I コールリストを活用した架電応答率

(単位:%)

事務年度	令和5年度	6年度
AI予測活用時	29. 2	28. 0
通常催告時	20.6	20. 3

- (出所) 徵収部徵収課調
- (注) A I コールリストとは、滞納者の情報(規模・業種等)や過去の架電履歴等を分析して構築した、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルによる予測結果を使用したコールリストのことをいいます。

#### 参考指標 3:データリテラシー研修の実施状況

(単位:人)

	事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
研	エキスパートレベル	38	40	40	40	40
修受	アドバンストレベル	_	13	281	289	283
研修受講者数	スタンダードレベル	-	-	-	8,846	4, 542
数	ベーシックレベル	-	22, 654	31, 759	1,809	1,887

- (出所) 長官官房企画課データ活用推進室調
- (注1) 「データリテラシー研修」とは、統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修をいいます。
- (注2) データリテラシーのレベルは、4段階(エキスパート、アドバンスト、スタンダード及びベーシック) で設定しています。
- (注3) スタンダードレベルの研修は、令和5事務年度に特定の職位に就いている職員を対象に実施し、令和6事務年度からは、新規で特定の職位に就く職員を対象に実施しています。
- (注4) ベーシックレベルの研修は、令和3事務年度から4事務年度にかけて全職員を対象に実施し、令和5事 務年度からは、新規採用者を対象に実施しています。

#### 参考指標 4:モバイル端末の配備累計台数

会計年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
配備台数	10, 000	28, 000	28, 000	28, 000

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

#### 参考指標 5:税務大学校と外部研究者による共同研究の実施状況

税務大学校においては外部研究者と共同で、税務データを用いて、学術研究振興等を目的とした 税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を行っています。

(単位:台)

なお、共同研究に係る採択研究及び成果物は、国税庁ホームページで公表しています。

(採択研究) https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/koubo/index.htm#kettei (成果物) https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/kohyo/index.htm

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (業1-2-2-1:内部事務のセンター化の推進)

令和8事務年度から、内部事務のセンター化が全署を対象に実施されることを踏まえ、引き続き、事務の正確性を確保しながら、業務センター室において実施する事務の簡素化・標準化といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組み、事務の効率化を図っていきます。

#### (業1-2-2-2: 照会等のオンライン化の推進)

預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査で必要な資料の オンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めます。

#### (業1-2-2-3:データ活用等による税務執行の効率化・高度化)

国税組織内外における多様かつ膨大なデータを効果的に活用することにより、課税・徴収の効率 化・高度化に取り組みます。

# 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

- 電子化による業務の効率化がとても大事なことだと思う。
- デジタル化による業務の効率化、高度化を掲げているが、もう少し具体的に 目指すべき方向性を明確にしていただくと良いのではないか。
- デジタル化によって、きめの細かい納税の捕捉ができるようになると思う。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

評価結果の反映

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績	i目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	国税総合管理(KSK)システム	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	(千円)	(46, 274, 358)	(47, 765, 175)	(72, 269, 937)	(50, 923, 796)	
	国税電子申告・納税システム	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	(千円)	(14, 244, 832)	(13, 477, 861)	(12, 762, 673)	(9, 235, 095)	
	合 計 (千円)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	
	合計(千円)	(60, 519, 190)	(61, 243, 036)	(85, 032, 610)	(60, 158, 891)	

- (注1) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-2-2に係る予算額を記載しています。
- (注2) 令和3年度及び4年度予算は内閣官房及びデジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁に「(項)情報通信技術調達等 適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

	区分		令和4年度	5年度	6年度	7年度
		当初予算	(注2) (60,003,262)	(注2) (60, 667, 308)	(注2) (60, 158, 891)	(注2) (57,615,720)
実績目標に係る	予算の状況	補正予算	(注2) (1,239,774)	(注2) (24, 365, 302)	(注2) (3,388,642)	(注2) -
予算額等	(千円)	繰越等	(注2) (△1,848,608)	(注2) (△23, 592, 279)	N. A.	
		合計	(注2) (59, 394, 428)	(注2) (61,440,331)	N. A.	
	執行額(	千円)	(注2) (60, 159, 102)	(注2) (63, 391, 463)	N. A.	

- (注1) 令和6年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書 に掲載予定です。
- (注2) 令和4年度の予算は、内閣官房及びデジタル庁、令和5年度から7年度の予算はデジタル庁に「(項)情報通信技 術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

#### (概要)

国税総合管理 (KSK) システム及び国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

### 実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)

## 実績評価を行う過程 において使用した資

該当なし

## 料その他の情報

#### (業1-2-2-1:内部事務のセンター化の推進)

センター化の対象となる税務署を更に拡大しました。また、内部事務の簡素 化・標準化といったBPR(業務改革)にも積極的に取り組みました。

## 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

#### (業1-2-2-2:照会等のオンライン化の推進)

預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調 査等で必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推 進に努めました。

#### (業1-2-2-3:データ活用による税務執行の効率化・高度化)

モバイル端末のより効果的な活用の推進により、税務執行の効率化・高度化に 取り組みました。

#### 長官官房(総務課、人事課、会計課、企画課、 デジタル化・業務改革推進室、データ活用推進 室、参事官)、課税部(課税総括課、消費税 担当部局等 実績評価実施時期 令和7年10月 室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課 税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徵 収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調 査課、査察課)

〇 業績目標 1-2-3: 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化を起点として、事業者が日頃行う事務処理のデジタル化を 促進することにより、社会全体のDXの進展に貢献します。

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理(経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの)について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。

#### 業績目標の内容及び 目標設定の考え方

また、経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、経営の高度化に資することが期待されるとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、"デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環"を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

国税庁では、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取引の先には社会全体のDXにも貢献するという社会的な意義が存することも 念頭に置きつつ、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

#### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-2-3-1:事業者のデジタル化関連施策の周知・広報

業1-2-3-2:関係省庁などの関係機関との連携・協力

#### 関連する内閣の基本方針等

- ○「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣 議決定)
- ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)

#### 業績目標 1-2-3 についての評価結果

#### 業績目標についての評定

#### A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「業1-2-3-1」及び「業1-2-3-2」の評定が「 a 相当程度進展あり」であったことから、 (A) 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

実績の分析

事業者のデジタル化促進は、税務を起点とした社会全体のデジタル化を推進する上で重要な取組です。

令和6事務年度においては、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行ったほか、関係省庁などの関係機関とも連携・協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントの開催や、事業者向けのデジタル化相談窓口一覧を国税庁ホームページに掲載するなど、社会全体のデジタル化に向けた取組を行いました。

#### 施策

#### 業 1-2-3-1: 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報

## 取組内容

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進するため、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス(用語集参照)、IT導入補助金(用語集参照)等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、関係機関と連携し、分かりやすい周知・広報に努めます。

なお、周知・広報に当たっては、「大企業」、「個人事業主」などといった事業者の属性や デジタル化の進度に沿った周知・広報を実施するほか、事業者のニーズに沿った内容とするこ とにより、事業者のデジタル化を後押しします。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-2-3-1-B-1: 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報

#### (令和6事務年度目標)

税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT導入補助金等といった経済取引や業務に関するデジタル関係施策について、国税庁ホームページや各種説明会等の納税者と接触する機会を有効に活用し、積極的に周知・広報を行います。

#### (目標の設定の根拠)

事業者の業務のデジタル化を強力に推進するためには、会計ソフトやデジタルインボイス等のメリットや、IT導入補助金等の制度の周知・広報が有効であることから、目標として設定しています。

#### 目標の達成度

#### $\bigcirc$

#### (実績)

会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ITツールのメリットやIT導入補助金等の支援 策等を案内する動画・リーフレットなど、事業者の規模やデジタル化の進度に沿った各種広報 素材を制作し、国税庁ホームページや動画共有サイト (YouTube) への掲載、SNS (X(旧 Twitter)) への投稿、政府広報オンラインを通じた情報提供を行ったほか、税務情報誌へ寄稿をするなど、デジタル化のメリットが幅広く事業者の目に触れ、デジタル化の検討のきっかけとなるよう取り組みました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

また、各局においても、e-Taxや電子帳簿等保存制度に関する説明会等の機会に事業者のデジタル化促進に関する積極的な周知・広報を行いました。

なお、事業者のデジタル化促進は、国税庁としても新しい取組であることから、各局において、局署職員へ会計ソフトやデジタルインボイスといったデジタルツールの研修会を実施する等、意識醸成や体制整備を目的とした取組を行いました。

#### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、積極的に幅広く周知・広報の実施に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

#### 施策についての評定

#### |a 相当程度進展あり

## 評定の理由

測定指標「業1-2-3-1」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイスの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

#### 施策

#### 業 1-2-3-2:関係省庁などの関係機関との連携・協力

#### 取組内容

各種デジタル化関連施策を所掌する関係省庁や事業者のデジタル化を支援する関係団体及び デジタルツールを提供する会計ソフトベンダー等(以下「関係機関」といいます。)と連携・ 協力し、事業者のデジタル化に向けたイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデ ジタル化促進の機運醸成に向け、事業者のデジタル化施策の積極的に推進します。 また、取組を通じて把握された課題については、関係機関と連携し、その解決に向けて取り

#### 定性的な測定指標

「主要」業1-2-3-2-B-1:関係省庁などの関係機関との連携・協力

#### (令和6事務年度目標)

事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関と連携・協力し、事業者のデジタル化に向け たイベントや共同推進宣言の実施等を通じて、事業者のデジタル化施策の積極的な推進を行います。

#### (目標の設定の根拠)

事業者のデジタル化促進に当たっては、国税当局のみならず、関係機関と連携・協力することが不 可欠であることから目標として設定しています。

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、国税庁から各府省庁等に対 し、所管する業界団体・独立行政法人等へ、デジタル化のメリットを訴求した広報素材を活用 し、事業者の業務のデジタル化を働きかけていただくよう、周知依頼を実施しました。

また、税理士会など関係機関主催の各種デジタルフォーラムなどの各種イベントにおいて、 事業者のデジタル化促進やデジタルインボイスの利活用をテーマにした講演を行ったほか、各 国税局においても、地域における講演会や研修会において講演やブースの出展を行い、地域の デジタル化へ対する意識醸成に貢献しました。

## 実績及び目 標の達成度 の判定理由

さらに、事業者のデジタル化に当たっては、支援機関による伴走支援が必要であることか ら、中小企業庁(よろず支援拠点及びIT導入補助金)や中小企業基盤整備機構(IT経営サ ポートセンター)、日本商工会議所及び全国商工会連合会等の関係機関から協力を得ながら、 事業者向けのデジタル化相談窓口一覧を作成し、国税庁ホームページに掲載するなどの取組を 行いました。

#### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、事業者のデジタル化促進の機運醸成に向け、関係機関等と連携・協力 し、事業者のデジタル化促進に係る各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としまし

#### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

評価結果の反映

測定指標「業1-2-3-2」の達成度が「○」であったものの、会計ソフトやデジタルインボイ **評定の理由** |スの普及に向けては、引き続き取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あ り」としました。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (業1-2-3-1:事業者のデジタル化関連施策の周知・広報)

事業者のデジタル化関連施策の周知・広報については、国税庁ホームページや各種説明会等の納 税者と接触する機会を有効に活用し、税務手続と併せて、会計ソフトやデジタルインボイス、IT 導入補助金等といった施策の周知・広報を実施するほか、令和7年度税制改正において請求書等の デジタルデータを帳簿に自動連携する場合の税制上の措置が新設されたことから、これらの制度の 周知・広報を行うなど国税庁が目指す取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレ ス)の普及に向けて、引き続き取り組みます。

#### (業1-2-3-2:関係省庁などの関係機関との連携・協力)

幅広く事業者が業務のデジタル化を検討するきっかけとなるよう、「事業者のデジタル化等に係

る関係省庁等連絡会議」と連携・協力しながら、デジタル化関連施策の周知・広報に努めるとともに、事業者を適切な支援機関へ案内できるよう、事業者のデジタル化を支援する関係機関と連携・協力し、事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

# 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

- 国税庁の目標に「事業者のデジタル化促進」が新規に追加され、それに対する評価が出てきたということを評価したい。中小事業者のデジタル化を進めるということが大きな経済社会のインパクトを生むと確信している。
- 中小事業者のデジタル化を進めるにあたり、セキュリティの問題が大きな影響を及ぼすことが想定されるため、これに対する政策や関連する目標設定を検討いただきたい。
- 中小企業におけるデジタル化については、利用者目線に立って使いやすいものを是非生み出してほしい。アジアは中小企業が多く、先導役として非常に役に立つと思う。
- サイバーセキュリティの対応は個別の企業や金融機関では対応が難しい。国 やデジタル庁、更にはもう一つ上のグローバルな組織を作り、サイバーセキュ リティプログラムを利用者に提供しないと個別では絶対対応できないと思う。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

該当なし

# 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

業績目標1-2-3:事業者のデジタル化促進は、令和6事務年度実績評価実施計画において新たに策定された目標です。

#### 担当部局名

長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校

実績評価実施予定時期

令和7年10月

#### 〇 実績目標(小)1-3:納税者サービスの充実

#### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

適正申告・納税を推進するため、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動の充実を図るとともに、国民各層・納税者の方々に向けた租税に関する啓発活動を推進します。

また、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスの充実を図り、納税者の満足度を高めます。

#### 上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-3-1: 広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の 意義・役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。 また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めま す。

業績目標1-3-2:相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

(注) 「実績目標(小) 1-3」は、その細目として上記の 2つの目標「業績目標1-3-1及び1-3-2」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 実績目標(小)1-3についての評価結果

#### 実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

定の理点

実績目標(小) 1-3 は、業績目標1-3-1から1-3-2の評定を総合して評価を行いました。

業績目標1-3-2の評定が「s 目標達成」でしたが、業績目標1-3-1の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

美績の分析

#### (必要性・有効性・効率性等)

納税者が適正に申告・納税できるよう、税に関する各種の情報提供や相談等へ適切に対応することにより、納税者サービスの充実を図ることは、重要な取組です。

なお、業績目標 1-3-1 及び 1-3-2 には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

# 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見は、業績目標 1-3-1 から 1-3-2 までの該当欄に記載しています。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

廃止等した測定指標がある場合は、業績目標ごとに、その理由を記載しています。

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

該当なし

前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

前事務年度の実績評価結果は、業績目標1-3-1及び1-3-2において定めた各種施策へ反映させました。具体的には、業績目標1-3-1及び1-3-2に記載しています。

担当部局名

長官官房(総務課、税理士監理室、広報広聴室、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)、税務大学校

実績評価実施予定時期

令和7年10月

#### 〇 業績目標 1-3-1: 広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の意義・役<sup>2</sup>割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。

また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

#### 業績目標の内容及び 目標設定の考え方

申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ(https://www.nta.g o.jp)などを活用し、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。

また、租税の意義・役割や納税意識の重要性、税務行政における様々な取組などについて、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。

#### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-3-1-1:国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

業1-3-1-2:租税に関する啓発活動

業1-3-1-3:関係民間団体との協調関係の推進

業1-3-1-4:地方公共団体との協力関係の確保

業1-3-1-5:国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 業績目標1-3-1についての評価結果

#### 業績目標についての評定

#### A 相当程度進展あり

評定の理点

業績の分析

施策「業1-3-1-2」、「業1-3-1-3」、「業1-3-1-4」、「業1-3-1-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-3-1-1」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供するなど広報・広聴活動等の充実を図ることは、重要な取組です。

国税庁ホームページにおける広報については、分かりやすくタイムリーな情報提供を念頭に置いた画面作りに努め、その充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう、利便性の向上を図ったことは、有効な取組でした。

また、窓口や国税庁ホームページに寄せられたご意見のうち、対応が必要なものについては、関係部署において業務改善に向けた検討を行いました。

関係民間団体や地方公共団体に対し、マイナポータル連携、キャッシュレス納付及び納税証明書のオンライン請求の推進、事業者のデジタル化促進など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、各団体の活動を通じてこれらの施策等の周知・広報やマイナポータル連携等の利用拡大等が図られたことは、税務行政の円滑な実施や効率化につながる取組でした。

#### (令和6年度行政事業レビューとの関係)

国税庁の広報活動経費

より効果の高い媒体や手段の選択を行うなど、効果的・効率的な広報に努めました。 (予算事業 I D001359)

#### 施策 業1-3-1-1: 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

広く国民各層・納税者の方々に対して、租税の意義や役割、申告・納税の手続等に関する情報等について、①知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること、②分かりやすい表現であること等を基本として、的確な広報を行います。

広報媒体の中核である国税庁ホームページは、①各種情報の提供(法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等)、②ICTを活用した申告・納税手続(e-Taxや「確定申告書等作成コーナー」(https://www.keisan.nta.go.jp))の窓口など、様々な役割を有しています。このため、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内機能の充実を図るとともに、高齢者や障害のある方に配意し、文字拡大や音声読み上げソフトに対応したページを作成するなど、利便性の向上を図ります。

#### 取組内容

さらに、情報発信サービスの一環として、国税庁ホームページ新着情報とメールマガジンの配信を行うほか、動画共有サイト (YouTube) やSNS (X (旧Twitter)、LINE) を活用するなど、情報提供の充実を図ります。

また、国税庁の取組全般について、より分かりやすく説明するため、「国税庁レポート」 (日本語版・英語版)を作成し、国税庁ホームページに掲載します。

令和6事務年度においても、引き続き、国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえ、的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、国税の広報活動についてのアンケート調査を行うとともに、外部の専門家の意見を参考にしながら、各種広報活動の充実を図ります。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-1-A-1:国税の	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
広報に関する評価	目標値	80	80	80	80	80
(単位:%)	実績値	79. 1	81. 4	80. 7	79. 0	79. 7

- (出所) 長官官房広報広聴室調
- (注1) 各年度の数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価 (「良い」又は「やや良い」) を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.191に記載しています。
- (注3) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。

#### (目標値の設定の根拠)

国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため、国税の広報についてのアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標1「国税庁ホームページへのアクセス件数」
- ○参考指標2「国税庁が提供する動画の再生回数」

## 目標の達成度

#### $\triangle$

## 目標の達成度の 判定理由

広報施策の実施に当たっては、外部の専門家の意見やインターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえつつ、令和6事務年度の重点広報項目として掲げた「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」及び「国税の職場紹介」を中心に、国税庁ホームページなどを通じて、デジタルを活用した税務手続に関する情報のほか、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税当局の取組や業務内容など各種情報の提供を行いました。

具体的には、広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報(記者発表資料、

統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等)や国税庁の取組内容などを掲 載し、情報の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作 成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう利便 性の向上を図りました。

また、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」(毎週1回)や時節 に応じた身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」(毎月1回)を引き続き配 信したほか(「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は64,604人(令和7年3月31 日現在)で前年比101.0%)、X(旧Twitter)やLINEを活用して時機に応じた情報発信に 努めました(「 X(旧Twitter) | のフォロワー数は172,770人(令和7年6月2日現在) で前年同期比104.1%、LINEの友だち登録者数は6,036,419人(令和7年6月2日現在)で 前年同期比118.0%)。

## 判定理由

さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネ **目標の達成度の** ル」において、国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画を配信することによ り、デジタルを活用して申告・納税手続等を行う方々への分かりやすい情報提供に努めま した。

> その他、国税庁の取組全般について、より分かりやすく説明するために「国税庁レポー ト」を作成し、広く国民各層・納税者の方々にご覧いただけるよう、国税庁ホームページ に掲載しました。

> こうした取組を行った結果、上位評価の割合は79.7%となり、目標値を下回りました が、その差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。下位評価の中に は、用語が難しく理解しづらい、といった意見がありました。

> 今後も納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供し、納税者サービスを充 実させることはもとより、税務行政の透明性を高め、社会・経済状況に対応した調査等の 取組を的確に国民各層・納税者の方々に伝えることなどにより、その信頼と理解を得られ るよう、従来以上に積極的な情報発信に取り組んでいくとともに、アンケートで寄せられ た意見等も参考にしながら、引き続き、より効果的・効率的な広報活動に取り組んでいく こととしています。

#### 定量的な測定指標

業1-3-1-1-A-2:確定申 告の広報に関する評価 (単位:%)

会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
目標値	_	85	90	75	75
実績値	_	97. 2	97. 0	85. 3	85.8

- (出所) 長官官房広報広聴室調
- (注1) 令和4年度までの数値は、国税の広報についてのアンケート調査において、「今年の申告で役に立った」から 「役に立たない」の3段階評価で上位評価(「今年の申告で役に立った」又は「今年の申告では役に立っていな いが継続した方がよい」)を得た割合です。
- (注2) 令和4年度までのアンケート調査については、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウ イルス感染症の影響により、令和3年5月の実施は取りやめています。
- (注3) 令和5年度からは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」において、国税の広報についてのア ンケート調査(5段階評価)を実施しており、数値は、当該アンケート調査において「とても役立つ」から 「全く役に立たない」の5段階評価で上位評価(「とても役立つ」又は「どちらかといえば役立つ」)を得た
- (注4) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.191に記載しています。

#### (目標値の設定の根拠)

確定申告に関する情報提供についての評価を測定するため、国税の広報についてのアンケートによ る評価を指標として設定しています。目標値は、令和5年度の実績値がアンケート調査の実施方法変 更後初年度であることを踏まえ、令和5年度の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標3「国税庁ホームページ『確定申告特集ページ』へのアクセス件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

確定申告の広報の実施に当たっては、幅広い層に働き掛けができるよう各種広報媒体を組み合わせて、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の推進を中心とした情報提供を行いました。

具体的には、確定申告に関する情報を集めた国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」へ誘引するため、ポスター、テレビ・ラジオCM、インターネット広告、X(旧Twitter)等による情報発信のほか、国税庁LINE公式アカウントの友だち登録者に対して、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を促すメッセージを送信するなどの広報を実施しました。

## 目標の達成度の 判定理由

さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」において、自宅等からマイナンバーカードを利用してe-Tax申告する方法やマイナポータル連携する方法などを説明した動画を配信しました。

また、「確定申告特集ページ」のトップページに過年度にページ閲覧者が多かった医療 費控除や寄附金控除(ふるさと納税)のサイトのほか、確定申告手続を案内する動画への 入り口を設けるなど、デジタルを活用して申告・納税手続を行う方々への分かりやすい情 報提供に努めました。

こうした取組を行った結果、上位評価の割合は85.8%となり目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

#### 施策についての評定

|a 相当程度進展あり

#### 評定の理由

上記のとおり、主要な測定指標「業1-3-1-1-A-1」は、達成度が「 $\triangle$ 」でしたが、それ以外の測定指標の達成度は「 $\bigcirc$ 」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。

#### 業1-3-1-1に係る参考情報

#### 参考指標 1:国税庁ホームページへのアクセス件数

(単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	318, 269	331, 848	361, 221	404, 014	464, 366

(出所) 長官官房広報広聴室調

#### 参考指標 2:国税庁が提供する動画の再生回数

(単位:千回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
再生回数	6, 312	6, 825	9, 998	12, 254	12, 342

(出所) 長官官房広報広聴室調

#### 参考指標 3:国税庁ホームページ「確定申告特集ページ」へのアクセス件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	24, 022	20, 519	19, 028	18, 234	15, 573

(出所) 長官官房広報広聴室調

#### 施策 業1-3-1-2:租税に関する啓発活動

取組内容

国民各層・納税者の方々に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、国税庁ホームページを活用するなど、情報提供の充実を図るほか、若年層に対する租税教育、一般の方々を対象とした公開講座や講演会等の各種施策を通じて、租税に関する啓発活動を行います。

#### 1. 租税教育の充実

租税教育は社会全体で継続的、段階的に取り組むことが必要との考えの下、納税の義務及 び社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割が正しく理解され、小学校、中学校、 高等学校、大学等の各学校段階における租税教育の充実が図られるよう、租税教室等への講 師派遣(オンライン授業も含みます。)や学校教育関係者等に向けた研修会の実施など、実 務的、専門的知見から環境整備や支援を行います。

また、租税教育推進関係省庁等協議会(用語集参照)(国税庁、総務省、文部科学省等で構成)を通じて、租税教育の充実に向けて継続的に協議し、その協議内容を関係機関へ周知していきます。

#### (1) 学校等への講師派遣等

各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国、地方公共団体、学校教育関係者等で構成)を中心に、税理士会をはじめとする関係民間団体等の協力を得て、学校等からの要請(内容、実施方法等)に基づき、租税教室等へ職員や税理士等を講師として派遣するほか、学校教育関係者等を対象とした研修会を行います。

#### (2) 税の作文募集等

高校生を対象として税の作文を募集するほか、全国納税貯蓄組合連合会との共催による 中学生を対象とした税の作文募集などを行います。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」(https://www.nta.go.jp/taxes/kid s/index.htm)では、引き続き、児童・生徒等が税について自ら学習できるような情報を提供するとともに、学校教育関係者をはじめ、租税教育において講師を務める方々が活用できる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教材を掲載します。

#### 2. 「税を考える週間」の実施

#### 取組内容

税の啓発活動として、広報施策を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間 (税を考える週間)を設けて、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ「国税庁の取組紹介」に掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報・広聴活動を実施します。

#### 3. 税務大学校における取組

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として、次の施策を実施します。

#### (1) 公開講座の開催

税務大学校の有する租税についての教育及び研究機能を活用し、広く一般の方々向けに、租税の意義や役割、一般的な税の仕組み等に関する公開講座を、令和6年11月にオンデマンド配信により開催します。

開催に当たっては、幅広い層のより多くの方々に受講していただくため、多様な講座を 用意し、受講希望者のニーズにより近い講座が選択できるよう、国税庁ホームページなど を通じて、講座の概要などについて分かりやすい広報を実施します。

#### (2) 租税史料の展示等

租税史料室(税務情報センター)で収集・保存している税に関する貴重な史料について 広く一般の方々に公開します。

史料の展示に当たっては、小中学生、高校生等の歴史学習や各種団体の研修として分かりやすいものにするとともに、見学者の希望に応じて職員が説明を行うなど、利用者のニーズに配意します。

また、国税庁ホームページの税務大学校コーナーの「租税史料ライブラリー」(https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/shiryou/index.htm)において、租税史料室(税務情報センター)が所蔵する史料をデジタル化して展示します。

なお、史料の展示は、江戸時代から現代までの税の歴史をテーマとして行っている常設展示のほか、テーマを決めて1年ごとに展示を行う特別展示を行います。特別展示の内容は、国税庁ホームページへ掲載するとともに、内容を紹介する動画を制作し、国税庁ホームページ(Web-TAX-TV)及び動画共有サイト(YouTube)にて配信します。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-3-1-2-A-1:租税教	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
室等受講者の理解度	目標値	85	85	90	90	90
(単位:%)	実績値	97. 1	97. 7	97. 1	97. 3	98.0

(出所) 長官官房広報広聴室調

(注1) 数値は、租税教育についてのアンケート調査において、「深まった(分かった)」から「深まらなかった(分からなかった)」の4段階評価で上位評価(「深まった(分かった)」又は「やや深まった(やや分かった)」)を得た割合です。

(注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。

#### (目標値の設定の根拠)

租税教育に関する取組についての評価を測定するため、租税教育を受けた児童・生徒等に対して実施する「租税教育についてのアンケート調査」における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標1「租税教室等への講師派遣の人員」
- ○参考指標2「税の作文の応募編数」
- ○参考指標3「講演会等の開催回数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

租税教育は、社会全体で継続的、段階的に取り組むべきとの考え方の下、納税義務及び 社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租 税教育の充実が図られるよう、租税教室等への講師派遣や学校教育関係者等に向けた研修 会の実施など、実務的、専門的見地から環境整備や支援に努めました。

また、租税教育推進関係省庁等協議会では、租税教育の充実に向けた協議を行い、全国で行われている優れた取組事例などを基に作成した「租税教育の事例集」について、周知を行い、各地域や学校における活用を促すなど、連携・協働して租税教育を推進する環境整備に取り組みました。

## 目標の達成度の 判定理由

学校等で開催される租税教室については、租税教育推進協議会を中心に、税理士会をは じめとする関係民間団体等と連携して、講師派遣に努めるとともに、学習指導要領の改訂 やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童・生徒等が 主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業及び教材づくりに努めました。

加えて、学校教育における主権者教育の重要性に鑑み、財務局、選挙管理委員会、年金 事務所等の関係機関とも連携・協働し、合同で租税教室を実施したほか、租税の意義や役 割を分かりやすく説明した副教材を租税教育推進協議会の構成員と共同で作成し、租税教 室などで活用しました。

さらに、児童・生徒の税に対する関心が高まるよう、「税に関する高校生の作文」及び「中学生の『税についての作文』(全国納税貯蓄組合連合会との共催)」の募集を実施しました。

こうした取組の結果、租税教室等受講者に対するアンケート結果の上位評価の割合は 98.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

#### 定量的な測定指標

業1- 学校	3-1-2-A-2:税務大 における公開講座	会計年度	令和2年度	
	容の満足度 (単位:%)	目標値	80	
	(里122:90)			

会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
目標値	80	80	80	80	80
実績値	_	83. 6	91. 0	88. 6	85. 9

(出所) 税務大学校調

- (注1)数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価(「良かった」又は「やや良かった」)を得た割合です。
- (注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、 実績値は「-」としています。
- (注3) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。

#### (目標値の設定の根拠)

税務大学校で開催している公開講座の内容に対する受講者の満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標4「税務大学校における公開講座の受講者数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

税務大学校では、11月の「税を考える週間」に合わせて、オンライン配信(オンデマンド)による公開講座を開催しました。テーマについては、普段は税に接する機会のない方を含め、多くの方に受講していただけるよう、身近な税に関する情報や最近の税に関する動向のほか、国際課税などの多様な6つのテーマを設定しました。

## 目標の達成度の 判定理由

令和4年度から、オンデマンドによる配信としたことにより、開催期間中は24時間いつでも、どの講座でも受講が可能となり、時間的・場所的な制約がなくなったことに加え、受講された方の意見・要望等を踏まえて、令和5年度から開催期間を3週間程度に拡大しました。

これらの取組を令和6年度においても継続した結果、上位評価の割合が85.9%となり、 実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

#### 定量的な測定指標

業1-3-1-2-A-3:租税史 料室 (税務情報セン	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
ター)見学者の満足度	目標値	95	95	95	95	95
(単位∶%)	実績値	95. 2	93. 4	97. 9	99. 3	99. 4

(出所) 税務大学校調

- (注1) 数値は、租税史料室(税務情報センター)についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段 階評価で上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。

#### (目標値の設定の根拠)

租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度を測定するため、見学者に対するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標5「租税史料室(税務情報センター)の見学者数」
- ○参考指標6「国税庁ホームページ『税務大学校』へのアクセス件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

租税史料室(税務情報センター)では、租税に関する知識の普及に役立てることを目的として、広く一般の方々に対し、収集した史料の一部を租税史料室(税務情報センター)2階展示室での展示(常設展示コーナー、特別展示コーナー(年1回展示替え))や閲覧を通じて公開(無料)しました。

## 目標の達成度の 判定理由

研究調査員による説明を希望する見学者に対しては、見学者のニーズに合わせたきめ細かな説明あるいは見学者の予定時間に合わせた説明時間の工夫、調整等を行いました。

また、国税庁ホームページ内にある税務大学校の「租税史料」(https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm)では、租税史料室(税務情報センター)が所蔵する史料をデジタル化して公開したほか、1年間限定の特別展示については展示開始と同時に国税庁ホームページへ掲載するとともに、同特別展示の内容を紹介する動画を制作し、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」にて配信しました。

こうした取組の結果、上位評価の割合が99.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-3-1-2-B-1:租税に関する啓発活動の集中的な実施

#### (令和6事務年度目標)

税の啓発活動を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間(税を考える週間)を中心として、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ「国税庁の取組紹介」に分かりやすく掲載し、当該ページへ誘引する広報を実施します。

#### (目標の設定の根拠)

国税庁ホームページ「国税庁の取組紹介」の内容の充実に取り組むとともに、当該ページへ誘引する広報を実施することは、広く国民各層・納税者の方々に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくための効果的・効率的な情報提供手段として重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標7「国税庁ホームページ『国税庁の取組紹介』へのアクセス件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介するページを開設し、当該ページへ誘引する広報を実施しました。当該ページでは、令和6事務年度の重点広報項目として掲げる「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」等の国税庁が注力する取組を紹介するほか、「国税の職場紹介」として、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税当局の取組をドラマ仕立てで紹介した動画などを掲載しています。

## 実績及び目 標の達成度 の判定理由

また、関係民間団体・大学生等に対して国税局及び税務署幹部等による講演会を実施したほか、関係民間団体と連携して税に関する作品展等を実施するなどの広報に取り組みました。

#### (目標の達成度の判定理由)

「税を考える週間」に合わせて、上記実績のとおり、国税庁の取組をより分かりやすく紹介するページへと見直しを行ったほか、インターネット広告や地方公共団体の広報誌等による「国税庁の取組紹介」ページへ誘引する広報を実施しました。

また、国民各層・納税者の方々の租税の意義・役割や税務行政への理解を深めるために、関係民間団体・大学生等に対する講演会の開催に取り組みました。

さらに、関係民間団体と連携した税の作文等の作品展など、各種行事開催の際には、マスメ ディアへの積極的な情報提供や取材依頼を行い、テレビや新聞などで報道されるよう働き掛け るパブリシティ等の実施にも取り組みました。

このように税を考える週間に合わせて、集中した広報広聴施策を実施したことから、達成度は「〇」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が全て「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-3-1-2に係る参考情報

#### 参考指標 1:租税教室等への講師派遣の人員

(単位:人)

설	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<del>-11</del> -	小学校	内3, 310 16, 884	内4,837 24,716	内6, 149 30, 991	内6, 337 32, 095	内6,069 32,450
講師派	中学校	内999 3,469	内1, 192 5, 061	内1,576 6,727	内1,819 7,603	内1,934 8,456
講師派遣人数	高等学校	内490 1,622	内519 1,931	内689 2,313	内783 2,545	内885 2,739
刻	大学等	内560 866	内645 1,019	内712 1,060	内781 1,198	内820 1,250
É	計	内5, 359 22, 841	内7, 193 32, 727	内9, 126 41, 091	内9, 720 43, 441	内9, 708 44, 895

<sup>(</sup>出所) 長官官房広報広聴室調

#### 参考指標 2:税の作文の応募編数

(単位:編)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
高校生の 応募編数	160, 184	178, 807	148, 050	174, 008	178, 159
中学生の 応募編数	313, 725	450, 142	460, 918	445, 945	435, 572

<sup>(</sup>出所) 長官官房広報広聴室、徴収部管理運営課調

#### 参考指標 3:講演会等の開催回数

(単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	632	758	1, 148	1, 326	1, 217

<sup>(</sup>出所) 長官官房広報広聴室調

#### 参考指標 4:税務大学校における公開講座の受講者数

(単位:人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受講者数	_	4, 155	8,072	13, 025	7, 533

<sup>(</sup>出所) 税務大学校調

#### 参考指標 5:租税史料室(税務情報センター)の見学者数

(単位:人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
見学者数	214	277	906	3, 759	3, 734

(出所) 税務大学校調

<sup>(</sup>注) 各欄の内書は、税務職員による講師派遣の人数です。

<sup>(</sup>注) 「中学生の『税についての作文』」は、全国納税貯蓄組合連合会との共催により募集しているものです。

参考指標 6:国税庁ホームページ「税務大学校」へのアクセス件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	10, 346	7, 896	9, 328	8, 627	9, 826

(出所) 税務大学校調

#### 参考指標 7:国税庁ホームページ「国税庁の取組紹介」へのアクセス件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	950	754	1, 025	977	915

(出所) 長官官房広報広聴室調

(注) 令和3年度において、アクセス件数の集計方法を見直し、対象ページが閲覧された回数を示すページ ビュー数から、閲覧者が対象ページに訪問した回数を示すセッション数に変更しました。

#### 施策

#### 業 1-3-1-3:関係民間団体との協調関係の推進

## 取組内容

税理士会、青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会、納税協会などの関係民間団体(各 団体については用語集参照)は、各団体が開催する各種説明会等を通じて、適正な申告納税制 度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

このため、これらの関係民間団体との意見交換等を通じ、連携・協調関係の推進を図るとと もに、税務行政のDX施策やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組など、幅広い広報活 動への積極的な協力を求めます。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-3-1-3-B-1:関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請

#### (令和6事務年度目標)

関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じて、国税庁が 推進する施策等への積極的な協力を求めます。

#### (目標の設定の根拠)

関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしており、国 税庁が推進する施策等の実施に当たっては、引き続き、協調関係の推進を図ることが重要です。

各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への協力を積極的に要請していくこと が、協調関係の推進につながることから、目標として設定しています。

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

関係民間団体が開催する改正税法等の説明会への講師派遣を行ったほか、スマホ申告、マイ ナポータル連携、キャッシュレス納付及び納税証明書のオンライン請求の推進、事業者のデジ タル化促進、マイナンバー制度の一層の普及・定着、消費税のインボイス制度の円滑な定着な ど、国税庁が推進する施策への積極的な協力を求めました。

## 実績及び目 標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

関係民間団体に対して、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めたほか、関係民間 団体が開催する各種行事については、他の関係民間団体との共同開催を推進していくことなど により、団体間の連携・協調の強化が図られるよう積極的に取り組んだことから、達成度は 「〇」としました。

#### 施策についての評定

s 目標達成

#### 評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 施策

#### 業 1-3-1-4: 地方公共団体との協力関係の確保

### 取組内容

地方公共団体との協力関係の確保については、納税者サービスの向上や国税、都道府県税、 市町村税に関する税務行政の効率化を図る観点から、市町村等における申告書の収受、各種説明会の共同開催、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等(用語集参照)での十分な協議を行って実施します。

また、e-Taxの利用拡大に向けた各種施策の実施や周知・広報に関する協力関係の確保を図るとともに、地方税ポータルシステム(eLTAX)(用語集参照)とのデータ連携の利用拡大に向けて取り組みます。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-3-1-4-B-1:地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催

#### (令和6事務年度目標)

地方公共団体との協力関係を確保するため、地方税務協議会等を開催します。

#### (目標の設定の根拠)

各種説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載など、納税者サービスの向上や 国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図る上で、地方公共団体との協力関係を確保することは 重要です。

地方税務協議会等の開催などを通じて連携・協調を図ることが、地方公共団体との協力関係の確保につながることから、目標として設定しています。

○参考指標1「地方税務協議会等の開催回数」

#### 目標の達成度

#### $\bigcirc$

#### (実績)

実績及び目 標の達成度 の判定理由 地方税務協議会等を2,053回開催し、申告書等のデータ引継、申告書用紙の共同送付、市町村等における申告書の収受、各種説明会の共同開催、申告相談における職員の相互派遣、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等について十分な協議を行うなどして、地方公共団体との協力関係の確保に取り組みました。

#### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等を開催することで、地方公共団体との協力関係を確保したことから、達成度は「〇」としました。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-3-1-4に係る参考情報

#### 参考指標 1:地方税務協議会等の開催回数

(単位:回)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	1, 962	1, 962	2, 067	2, 092	2, 053

(出所) 長官官房総務課調

#### 施策

#### 業 1-3-1-5: 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等

国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するため、国税庁、国税局及び税務署の各窓口、国税庁ホームページ等を通じて寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に取り組みます。

また、寄せられた意見・要望等に対して、国税庁の取組の状況を公表するなど、国民各層・納税者の方々との双方向の情報交換の推進を図ります。

#### 取組内容

さらに、国税局では、教育関係者や報道関係者など、349名(令和6年4月~令和7年3月)の方々に国税モニター(用語集参照)を委嘱しており、国税モニターの方々から税に関する情報提供の在り方や国税庁の取組等について意見を伺うとともに、税務行政に反映させることを通じて、より信頼される税務行政が実現されるよう、広聴活動を充実させます。

なお、職員に対しては、広聴活動の重要性について、会議、研修等の場を通じて周知・徹底 を図ります。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-3-1-5-B-1: 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応

#### (令和6事務年度目標)

国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の 改善等に取り組みます。

#### (目標の設定の根拠)

国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・ 要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させ ることは、申告納税制度を推進する上で重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1「ご意見・ご要望に対する取組」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、内容ごとに検討し、国税庁 ホームページの掲載内容について分かりやすくするなど事務の改善に取り組み、納税者サービ スの向上を図りました。

また、国税モニターとの意見交換会を開催し、伺った意見について、広報・広聴施策に反映 させました。

#### (目標の達成度の判定理由)

令和6年度に国民各層・納税者の方々から国税庁ホームページ及び税務署等の窓口経由で寄せられた意見・要望等は、571件でした。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

寄せられた意見・要望等のうち、対応が必要なものについては、関係部署において検討し、 事務の改善等に取り組みました。

また、事務の改善等に取り組んだものについては、取組の内容を国税庁ホームページの「ご 意見・ご要望に対する取組」のページに公表しました。

国税モニターに対しては、国税庁の取組等を紹介するとともに、国税モニターとの意見交換会等を全国で166回開催し、伺った意見等を参考に、租税教育用教材の作成や広報施策の展開等に取り組みました。

さらに、広聴活動については、引き続き職員がその重要性を認識するよう、会議、研修等の 場を通じて周知を図りました。

こうした取組により、国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等に基づいて、事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図るとともに、国税モニターから伺った意見等を広報・広聴施策の展開に活用したことから、達成度は「〇」としました。

評価結果の反映

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-3-1-5に係る参考情報

#### 参考指標 1:ご意見・ご要望に対する取組

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
今後改善予定又は 改善済のもの	24	22	12	15	14
今後具体的に 検討するもの	28	21	13	9	4
今後の参考と するもの 等	590	624	604	582	553
計	642	667	629	606	571

(出所) 長官官房広報広聴室調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (業1-3-1-1:国民各層・納税者の方々への広報活動の充実)

国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえた的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを積極的に活用するほか、YouTube「国税庁動画チャンネル」やX(旧Twitter)などの様々な情報発信手段を用いて申告・納税に役立つ情報を分かりやすくタイムリーに提供します。

#### (業1-3-1-2:租税に関する啓発活動)

租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解 や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開催等による租 税に関する知識の普及を図ります。

また、税のキャンペーン週間(税を考える週間)には、適正・公平な課税と徴収の実現のための 取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とし た講演会を行うなど、集中した広報広聴施策を実施します。

#### (業1-3-1-3:関係民間団体との協調関係の推進)

適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの利用拡大、キャッシュレス納付の推進やマイナンバー制度の普及・定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協調関係の推進を図ります。

#### (業1-3-1-4:地方公共団体との協力関係の確保)

納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告書の収受、各種説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力関係の確保を図ります。

#### (業1-3-1-5:国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等)

国民各層・納税者の方々から寄せられた税務行政に対する意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みます。

- 92 -

該当なし

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

ľ	業績目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5 年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	国税庁の広報活動経費 (千円)	443, 128	441, 063	435, 705	434, 895	001359

	区	分	令和4年度	5年度	6年度	7 年度
		当初予算	441, 063	435, 705	434, 895	416, 883
実績目標に係る	予算の状況 (千円)	補正予算	0	0	0	_
予算額等		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	441, 063	435, 705	N. A.	
	執行額(	(千円)	398, 574	394, 694	N. A.	

<sup>(</sup>注) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。

#### (概要)

国税庁の広報活動に必要な経費

実績目標に関連する	5
施政方針演説等内閣	剧
の主な重要施策	

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)

## (業1-3-1-1:国民各層・納税者の方々への広報活動の充実)

国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえた的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを活用するとともに、YouTube「国税庁動画チャンネル」を積極的に活用して分かりやすい広報に努めたほか、X(旧Twitter)などの様々な情報発信手段を用いて申告・納税に役立つ情報を分かりやすくタイムリーに提供しました。

# 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

#### (業1-3-1-2:租税に関する啓発活動)

租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開催等による租税に関する知識の普及を図りました。

また、税のキャンペーン週間(税を考える週間)には、適正・公平な課税と徴収の実現のための取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報広聴施策を実施しました。

#### (業1-3-1-3:関係民間団体との協調関係の推進)

適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの利用拡大、 キャッシュレス納付の推進やマイナンバー制度の普及・定着のための周知・広報 への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力が得られるよう関係民 間団体との協調関係の推進を図りました。

## 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

#### (業1-3-1-4:地方公共団体との協力関係の確保)

納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告 書の収受、各種説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等 に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力 関係の確保を図りました。

#### (業1-3-1-5:国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等)

国民各層・納税者の方々から寄せられた税務行政に対する意見・要望等につい て、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう 取り組みました。

### 担当部局名

長官官房(総務課、税理士監理室、広報広 聴室、企画課、デジタル化・業務改革室、 データ活用推進室)、課税部(課税総括 課、消費税室、軽減税率・インボイス制度 ┃実績評価実施予定時期 対応室、個人課税課、資産課税課、法人課 税課、酒税課)、徴収部(管理運営課)、 税務大学校

令和7年10月

#### 〇 業績目標 1-3-2:相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が 向上するよう努めます。

#### 業績目標の内容及び 目標設定の考え方

納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会(事前照会)に対する文書回答事例を国税庁ホームページに公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。

また、納税者の来署目的に適切に対応することなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。

### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応

業1-3-2-2:納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

業1-3-2-3:改正消費税法への対応

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 業績目標1-3-2についての評価結果

#### 業績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

栗績の分析

全ての施策の評定で目標を達成したことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

納税者からの問合せや相談に迅速・的確に対応し、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ることは、重要な取組です。

消費税法の改正内容等について、事業者が正しく理解し、自ら適正な申告ができるよう、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」や各税務署に設置している相談コーナーにおいて、適切かつ丁寧に対応したことは有効な取組でした。

来署した納税者が一般的な税に関する相談を行う場合の対応窓口を一元化し、効率的に相談事務や文書の収受事務を行いました。

また、確定申告電話相談センターにおいては、専門的な質問、税務相談には職員や税理士が、税務相談以外の定型的な質問や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより、効率的な運用及び納税者サービスの向上に努めました。

国税庁ホームページにおいては、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールとして「チャットボット」を運用しています。

「チャットボット」は、これまで所得税・消費税の確定申告や年末調整、インボイス制度の相談に順次対応してきていますが、令和6年4月から令和7年3月まで所得税の定額減税に関する相談にも対応しました。

#### (令和6年度行政事業レビューとの関係)

電話相談センター運営経費

行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、電話相談に係る行政サービスのコストの総額から1件当たりの単価を算出し、その推移に着目して、コスト面にも配慮した検証を行うなど、引き続き適切な運営に努めます。(予算事業ID001360)

#### 国税庁施設費(税務署庁舎等の改修事業)

行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、庁舎等の老朽化を考慮し、改修・修繕の必要性、緊急性が高いものから早急に工事を進める等、積極的な対応を検討するとともに、工法の工夫等によるコスト削減を反映しました。(反映額:▲12百万円)(予算事業 I D001418)

#### 施策 業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応

納税者からの相談等には、次のとおり適切に対応します。

#### 1. 電話相談センターにおける相談の充実

電話相談センターにおいては、次のとおり対応します。

また、電話相談センターを利用した納税者に対して電話相談に関するアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、相談事務の質の向上を図ります。

#### (1) 通常期

通常期は、電話相談センターにおいて、税に関する電話相談を集中的に受け付けており、税務相談官が税目別に対応することで、迅速かつ質の高い回答に努めるとともに、1件当たりの相談時間の短縮を図り、納税者の利便性の向上に努めます。

このため、職員に対し、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、税務相談官としての専門知識と応接態度の向上を図ります。

#### (2) 確定申告期

確定申告期は、通常期より増加する電話相談に適切に対応するため、電話相談センター に加え、確定申告電話相談センターを全国の国税局に開設します。

確定申告電話相談センターでは、確定申告会場に関する問合せや申告書用紙の送付依頼等、税務相談以外の質問等については、オペレーターを活用して効率的に対応するとともに、税務相談については、専門知識を有する税理士や職員が多岐にわたる相談にきめ細かな対応を行うことで納税者サービスの向上を図ります。

#### 2. 国税庁ホームページにおける税に関する情報の充実等

### 取組内容

国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、税に関する情報の提供を行っています。納税者に対して税に関する情報をより分かりやすく、かつ的確に提供できるよう、税制改正を踏まえた回答文の改訂を確実に行うとともに、電話相談センターに数多く寄せられた相談やタックスアンサーアンケートに寄せられた意見などを参考にして、その内容の整備・充実を図ります。

このほか、国税庁ホームページでは、令和2年10月から、利用者が質問事項を入力するとAIを活用して回答を表示する「チャットボット」を運用しています。個人の納税者を対象とした所得税・消費税の確定申告、年末調整、インボイス制度及び所得税の定額減税に関する相談を行っており、引き続き円滑な運用に努めます。

また、利用者からの相談やアンケート結果に基づき、回答内容の充実を図ることとしています。

#### 3. 来署納税者への適切な対応

来署した納税者が一般的な税に関する相談について、次回以降、来署せずに自宅等から完結できるよう、国税庁ホームページ(「チャットボット」や「タックスアンサー」など)の利用勧奨や電話相談センターへの案内により納税者の利便性の向上を図る取組を行います。

また、一般的な税に関する相談のほか、相談内容が申告又は納税に直結しており、書類や事実関係を具体的に確認する必要があるような個別の相談の場合には、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から事前に予約していただいた上で、納税者の事情に応じて適切に対応します。

さらに、来署した納税者に対して、職員の窓口・相談対応に対する評価についてアンケート調査を実施し、納税者の評価や要望を把握・分析して有効に活用することで、納税者の満足度の更なる向上に取り組みます。

#### 4. 確定申告期における対応

#### (1) 確定申告会場における対応

確定申告期において、来場された納税者には、納税者自身のスマホ等又は確定申告会場 に設置したパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、システムに よる計算誤りのない申告書作成、簡単な申告書の提出など、e-Taxによる申告の利便性を実 感していただくことによって、翌年以降の自宅等からのe-Tax申告を促します。

また、パソコン等の操作が不慣れな方などに対して的確な助言を行うための操作補助者 を適切に配置するなど、円滑な申告・納税ができるよう、適切な相談体制を構築します。

#### (2) 閉庁日における申告相談等の実施

平日に来署することが困難なため、閉庁日(用語集参照)の申告相談を希望する納税者 の要望を受けて、確定申告期間中の閉庁日に一部の税務署で申告相談や申告書の受付を行 います。

#### 5. 事前照会への的確な対応

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、申告期 限前の照会(事前照会)があった場合には、納税者サービスの一環として、その内容に応じ 回答を行います。

このうち、文書による回答を求める旨の申出があった事前照会については、一定の要件を 満たす場合、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページにおいて公 表しています(文書回答手続による事前照会)。

また、文書による回答事例のほか、他の納税者の参考となる事前照会の回答事例について も、納税者の予測可能性を向上させる観点から、「質疑応答事例」として国税庁ホームペー

ジに掲載しています。

令和6事務年度においても、事前照会について適正かつ迅速に対応しつつ、納税者の予測 可能性を向上させる観点から、①文書回答手続による事前照会について、引き続き積極的な 広報活動に取り組むとともに、②「質疑応答事例」について、税制改正などを踏まえた見直 しを行い、掲載事例の一層の充実を図ります。

#### 6. 説明会による情報の提供等

申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、地方公共団体や 関係民間団体との協調関係の下、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会等を開催 し、必要な情報を提供します。

また、個人事業者に対しては、事業所得のある者等に記帳・帳簿等保存制度が定着するよ う、引き続き、地方公共団体や関係民間団体との連携・協調を図りながら、記帳説明会の実 施等によって制度の周知を図ります。

さらに、納税者の正確な記帳に基づく適正な所得税申告を可能にするため、自ら記帳でき る能力(自計能力)を習得できるよう記帳指導を行うとともに、あらゆる機会を捉えて青色 申告制度(用語集参照)の説明を行い、その普及を図ります。

#### 7. 路線価等の情報提供

路線価(用語集参照)及び評価倍率(用語集参照)(以下合わせて「路線価等」といいま す。) については、納税者の相続税等の申告等の便宜を図るとともに、課税の公平を担保す る観点から、毎年定め、これを国税庁ホームページに公開しています。

路線価等の評定に当たっては、①標準地(用語集参照)の適正な配置、②地価情報や地価 に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集、③固定資産税評価に係る情報 の的確な収集、④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施、⑤精通者等との情報 交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集等に取り組むことにより、地価動向を確実 に把握し、これを的確に反映させます。

○ [再掲:業1-2-1-1:オンライン申告の推進(参考指標4)]

参考指標1「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数(所得税、個人事業者の 消費税、贈与税) |

- ○参考指標2「閉庁日における相談件数(所得税)」
- ○参考指標3「各種説明会の開催回数・参加人員」

#### 取組内容

- ○参考指標4「記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合」
- ○参考指標5「所得税青色申告承認者数」
- ○参考指標6「国税庁ホームページ『路線価図・評価倍率表』へのアクセス件数」

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-3-2-1-A-1:電話相	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
談センターにおける10	目標値	95	95	95	95	95
分以内の相談割合 (単位:%)	実績値	98. 1	97. 9	97. 7	97. 9	98. 6

(出所) 長官官房税務相談官調

- (注1) 令和6事務年度におけるサンプル調査の概要は、P.194に記載しています。
- (注2) サンプル調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月の実施は取りやめています。

#### (目標値の設定の根拠)

電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため、10分以内の相談割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標7「電話相談センターの相談件数」
- [再掲:業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供(参考指標1)]

参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」

○ [再掲:業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供(参考指標2)]

参考指標9「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

電話相談センターで受け付けた納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応 するため、税制改正や相談事例に関する研修を行い、税務相談官の専門知識の向上を図り ました。

この結果、10分以内の相談割合は98.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、 達成度は「○」としました。

#### 定量的な測定指標

業1-3-2-1-A-2:電話相談センターにおける電		令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
話相談の満足度	目標値	95	95	95	95	95
(単位:%)	実績値	95. 6	95. 1	95. 4	95. 7	95. 5

(出所) 長官官房税務相談官調

- (注1)数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」 又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。
- (注3) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。

#### (目標値の設定の根拠)

電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため、電話相談に関するアンケート調査 の評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標 値を引き続き設定しました。

- ○「再掲〕参考指標7「電話相談センターの相談件数」
- [再掲] 参考指標8「国税庁ホームページ『タックスアンサー』へのアクセス件数」
- ○[再掲]参考指標 9 「国税庁ホームページ『チャットボット』への質問入力件数」

#### 目標の達成度



## 目標の達成度の 判定理由

上記A-1の取組のとおり、納税者からの問合せや相談に対して、迅速、的確かつ丁寧に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修等を行い、税務相談官の専門知識と応接態度等の向上を図りました。

こうした取組の結果、上位評価の割合は95.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

#### 定量的な測定指標

業1-3-2-1-A-3:税務署 の窓口・相談対応に対	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6 年度
する評価	目標値	90	90	90	90	90
(単位:%)	実績値	93. 4	93. 4	92. 8	93. 5	93. 4

(出所) 長官官房総務課調

- (注1)数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。
- (注3) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。
- (注4) 令和2年度、3年度の数値は、「職員の応接態度の好感度」に対する目標値及び実績値です。

#### (目標値の設定の根拠)

税務署の窓口における対応については、納税者の来署目的に適切に対応することが重要であることから、来署した納税者に対する職員の窓口・相談対応に対する評価を測定するため、アンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標10「税務署における面接相談の満足度」
- ○参考指標11「税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度」
- ○参考指標12「税務署内の設備の利用満足度」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

納税者支援調整官を中心に職員に対して接遇研修を実施するとともに、苦情等の未然防止に関する情報を各部署に展開するなど、納税者の来署目的に適切に対応することができるよう職員の応接態度の向上に取り組んだ結果、上位評価の割合は93.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

#### 定量的な測定指標

業 1-3-2-1-A-4:文書回答手続による事前照会	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
に対する3か月以内の		95	95	95	95	95
処理件数割合 (単位:%)	実績値	100	99. 1	96. 6	98.8	98. 1

(出所) 課税部審理室調

(注) 処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。

#### (目標値の設定の根拠)

課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標13「文書回答手続による事前照会の受付件数」
- ○参考指標14「質疑応答事例の国税庁ホームページへの掲載件数等」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

文書回答手続による事前照会については、納税者に対して適切な情報を提供するとともに、法令適用の統一性・透明性を確保するため、正確かつ迅速な処理を行い、3か月以内の処理を徹底した結果、3か月以内の処理件数割合は98.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

なお、納税者の予測可能性の一層の向上を図るため、国税庁ホームページにおいて、文 書回答の内容を公表しています。

また、口頭回答した事例のうち他の納税者の参考となるものについても、その回答事例を国税庁ホームページに「質疑応答事例」として掲載するとともに、これまでに掲載した回答事例について税制改正等を踏まえた見直しを行い内容の充実を図りました。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-3-2-1-B-1:確定申告期間における適切な対応

#### (令和6事務年度目標)

納税者からの確定申告に関するニーズ等を把握して、適切に対応します。

#### (目標の設定の根拠)

確定申告は多くの納税者が関係する手続であり、円滑な申告・相談ができるよう適切に対応することは、施策「納税者からの相談等への適切な対応」における重要な取組であることから、目標として設定しています。

○ [再掲:業1-2-1-1:オンライン申告の推進(参考指標4)]

参考指標1「確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数(所得税、個人事業者の消費税、贈与税)」

○ [再掲] 参考指標2 「閉庁日における相談件数(所得税)」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

国税庁では、税務署の確定申告会場のほか外部会場(127箇所)を設置し、申告相談及び申告書の受付を行いました。

確定申告会場における相談等への対応に当たっては、入場整理券(LINEを活用したオンライン事前発行も可能)を活用して会場内の混雑緩和を図りました。

また、確定申告期間の休日における相談等のニーズに応えるため、令和6年分確定申告においては、閉庁日のうち令和7年3月2日(日)に、一部の確定申告会場において申告相談等の業務を実施しました。

## 実績及び目 標の達成度

の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

令和6年分確定申告においては、税務署の確定申告会場のほか外部会場において、申告相談 及び申告書の受付を行いました。

なお、確定申告会場への案内に当たっては、国税庁ホームページに各税務署における確定申告会場の開設期間及び会場所在地を掲載するとともに、本年も確定申告が必要と見込まれる方などに対しては、はがき又はe-Taxによる「確定申告についてのお知らせ」メッセージにより確定申告に関する情報を提供しました。

さらに、国税庁ホームページにおいて「令和6年分確定申告特集」ページを掲載し、各種動画や確定申告期に多いお問合せ事項(Q&A)など申告手続に必要となる各種情報のほか、「確定申告書等作成コーナー」や「チャットボット」といったツールへ円滑にアクセスできるよう環境整備を図りました。

あわせて、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」内に、「定額減税と確定申告」ページを新たに掲載し、定額減税の実施を踏まえた令和6年分の所得税の確定申告に関する情報を提供しました。

## 実績及び目 標の達成度 の判定理由

そのほか、関係民間団体を通じて会員や会員企業の従業員の方へ自宅からのe-Tax利用の呼びかけを行うとともに、テレビ・ラジオCM、新聞・インターネット広告や政府広報により、自宅からのe-Taxを利用して申告手続が可能であることを中心に周知広報を実施しました。

また、閉庁日における申告相談等については、全国228署の会場(合同会場は35箇所)で申告相談(6万1千件)及び申告書収受(7万1千件)に対応しました。

さらに、確定申告期における確定申告電話相談センターでは、専門的な質問、税務相談に対しては職員や外部委託による税理士が、税務相談以外の定型的な質問(開庁時間など)や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより適切かつ効率的に運用するとともに納税者サービスの向上に努めました。

このように、納税者からの確定申告に関するニーズ等を把握して適切に対応したことから、 達成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が全て「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-3-2-1に係る参考情報

「再掲:業1-2-1-1:オンライン申告の推進(参考指標4)]

参考指標 1:確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

#### 【所得税(及び復興特別所得税)】

(単位:千件)

年 分		令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
署相談	e-Tax	3, 232	2, 703	2, 646	2, 556	2, 393
会場	書面	214	407	239	139	115
地方公共 団体会場	e-Tax	1, 263	1, 397	1,544	1,666	1,639
	HP作成コーナー・e-Tax	3, 139	4, 250	5, 609	6, 460	7, 700
自宅等	HP作成コナー・書面	4, 655	4, 354	3, 510	3, 213	2, 633
	各種ソフト・eーTax	4, 760	4, 980	5, 148	5, 363	5, 587
	計	17, 264	18, 091	18, 697	19, 398	20, 067

(出所) 課税部個人課税課調

- (注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 地方公共団体会場からの「e-Tax」の計数は、データ引継によるものです。

#### (参考) 所得税(及び復興特別所得税)の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

(単位:千人)

	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
確	定申告人員	22, 493	22, 855	22, 951	23, 243	23, 389
e-'	Tax利用人員	12, 394	13, 329	14, 948	16, 046	17, 319
	自宅等からのe-Tax	7, 899	9, 230	10, 757	11, 823	13, 287
	納税者本人による送信	3, 207	4, 424	5, 919	6, 905	8, 242
	マイナンバーカード 方式での送信	1, 340	2, 392	3, 866	4, 851	6, 400
	ID・パスワード方式 での送信	1,722	1, 828	1, 709	1, 696	1, 441
	その他の従来の方式 での送信	144	205	345	358	401
	税理士による代理送信	4,692	4,805	4, 838	4, 918	5, 045
	確定申告会場からのe-Tax 外 確定申告会場で作成・書面で提出	3,232 外 214	2,703 外 407	2,646 外 239	2,556 外 139	2,393 外 115
	地方公共団体会場からのe-Tax	1, 263	1, 397	1, 544	1, 666	1, 639

#### (出所) 課税部個人課税課調

- (注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 地方公共団体会場からの e-Tax の件数は、データ引継によるものです。

#### (参考) スマホ等を利用した提出人員

(単位:千人)

	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
スマホ等を利用した提出人員		1, 693	2, 557	3, 976	5, 028	6, 048
	自宅からe-Taxで提出	1,018	1,528	2, 490	3, 162	4, 078
	マイナンバーカード方式での送信	432	851	1, 792	2, 447	3, 524
	ID・パスワード方式での送信	586	677	698	715	554

#### (出所) 課税部個人課税課調

(注)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

#### 【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位:千件)

4	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
署相談	e-Tax	46	37	36	72	109
会場	書面	4	10	3	9	5
	HP作成コーナー・e-Tax	72	78	81	191	308
自宅等	HP作成コーナー・書面	92	87	74	144	134
	各種ソフト・eーTax	674	698	677	1, 239	1, 265
	計		911	872	1,655	1,822

<sup>(</sup>出所) 課税部個人課税課調

- (注1)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分については、 申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。
- (注2) 令和4年分から令和6年分は、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP 作成コーナー・ 書面」に含まれています。

【贈与税】 (単位:千件)

EAH J DUA	LXH-510.2					(十二:11)
4	年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
署相談	e-Tax	51	53	49	53	37
会場	書面	5	8	6	5	3
	HP作成コーナー・e-Tax	29	50	62	80	111
自宅等	HP作成コーナー・書面	122	127	101	99	72
	各種ソフト・eーTax	189	205	198	200	200
	計		442	417	437	423

(出所) 課税部個人課税課、資產課税課調

(注)数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和2年分及び令和3年分は、申告期限 の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

#### 参考指標 2:閉庁日における相談件数(所得税)

(単位:千件)

年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
相談件数	96	113	111	68	61

(出所) 課税部個人課税課調

#### 〇 説明会による情報の提供等

納税者に申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会等を開催し、情報の提供を行いました。

また、納税者が正しい記帳に基づき適正な申告ができるよう、希望する方を対象に指導担当者 (税務署の職員又は各国税局が外部に委任した税理士等)による記帳指導を行うとともに、あらゆ る機会をとらえて、所得税の青色申告制度の説明と勧奨を行い、その普及に努めました。

その結果、令和6年度では、約1万6千人の方が記帳指導を受け、そのうち、28.6%に当たる約4千4百人の方が自ら記帳できる能力(自計能力)を習得したと指導担当者に判定されました。

なお、青色申告承認者数については年々増加しており、令和7年3月15日時点においては、約834万人(対前年比102.7%)となっています。

#### 参考指標 3:各種説明会の開催回数・参加人員

(単位:回、千人)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年分
開催回数	7, 990	19, 537	39, 586	32, 974	18, 782
参加人員	224	441	846	708	471

(出所)長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、資産評価企画官、 徴収部管理運営課、徴収課、調査査察部調査課調

#### 参考指標 4:記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合

(単位:%)

	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
Ī	習得した割合	29. 8	33. 9	35. 2	31. 9	28. 6

(出所) 課税部個人課税課調

#### 参考指標 5:所得税青色申告承認者数

(単位:千人)

年 分	令和2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
青色申告 承認者数	7, 451	7, 670	7, 889	8, 122	8, 338

(出所) 課税部個人課税課調

(注)翌年3月15日現在の計数です。ただし、令和2年分については、申告期限が令和3年4月15日に延長されたことから、令和3年4月15日現在の計数となっています。

#### 路線価等の情報提供

令和7年分の路線価等の評定に当たっては、地価動向を確実に把握し、それを路線価等に反映さ せるため、次の事務に取り組みました。路線価等は7月1日に国税庁ホームページで公開しました。

- ① 標準地の適正な配置
- ② 地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集
- ③ 固定資産税評価に係る情報の的確な収集
- ④ 地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏香の実施
- ⑤ 精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集

#### 参考指標 6:国税庁ホームページ「路線価図・評価倍率表」へのアクセス件数

(単位:千件)

(単位:千件)

(単位:%)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	10, 193	12, 058	17, 643	21, 536	27, 116

(出所) 課稅部資產評価企画官調

#### 参考指標 7: 電話相談センターの相談件数

	3 A A I A A A A A				<u> </u>
会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数	5, 822	5, 574	4, 885	5, 375	5, 809

(出所) 長官官房税務相談官調

「再掲:業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供(参考指標1)]

#### 参考指標 8:国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	78, 745	89, 082	80, 787	89, 097	112, 119

(出所) 長官官房税務相談官調

(注) 令和2年度のアクセス件数は、令和5事務年度評価書から訂正を行いました。

[再掲:業1-2-1-3:利用者目線に立った情報提供(参考指標2)]

#### 参考指標 9:国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数 (単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
質問入力件数	4, 053	6, 887	7, 125	11,024	12, 530

(出所) 長官官房税務相談官調

#### 参考指標 10・税務署における面接相談の満足度

参考指標 10:税務署における面接相談の満足度								
会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
利用満足度	95. 1	94. 1	92. 7	93. 3	93. 4			

- (出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産 評価企画官、徵収部管理運営課、徵収課調
- (注1)数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価 (「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11 月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス 感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。

#### 参考指標 11・税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度

וויייו או בוני פ				1	(+14.70)
会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用満足度	88. 4	89. 9	85. 3	84. 9	85. 2

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価 (「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。

(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。

#### 参考指標 12:税務署内の設備の利用満足度

(単位:%)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用満足度	82. 0	83. 5	83. 2	81. 7	81. 9

- (出所) 長官官房総務課調
- (注1)数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価 (「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月、令和3年2月及び5月の実施は取りやめています。

#### 参考指標 13: 文書回答手続による事前照会の受付件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受付件数	115	117	125	157	155

(出所) 課税部審理室調

#### 参考指標 14:質疑応答事例の国税庁ホームページへの掲載件数等

(単位:件、千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
掲載件数 (件)	1, 985	1, 991	2,005	2, 035	2, 060
アクセス件数 (千件)	730	808	896	20, 202	25, 559

- (出所) 課税部審理室調
- (注1) 「掲載件数」は、毎年3月31日現在のものを集計しています。
- (注2) 令和5年度において、アクセス件数の集計方法を見直し、各税目の目次一覧へのアクセス件数から、国税庁ホームページに掲載されている各質疑応答事例へのアクセス件数 (ページビュー数) に変更しました。なお、令和2年度から令和4年度までのページビュー数は、15,452千件、19,058千件、18,871千件です。

#### 施策

#### 業 1-3-2-2:納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って誠実な態度で接することを基本とし、短期間での処理(原則として3日以内に処理)を図っていきます。

#### 取組内容

また、納税者から寄せられた様々な苦情等に対しては、納税者支援調整官が、適正かつ円滑 に納税義務を履行するために必要な助言及び手続の説明並びに調整を行うなど、適切な対応に 努めていきます。

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して迅速

なお、寄せられた苦情等については、関係部署と協議し、納税者サービスの向上や事務運営 の改善につなげます。

#### 定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
業1-3-2-2-A-1 : 苦情の   3 日以内の処理件数割		90	90	90	90	90
合 (単位:%)	実績値	95. 4	95. 7	93. 5	89. 7	91. 2

(出所) 長官官房総務課調

(注) 実績値は、納税者の都合によって3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。

#### (目標値の設定の根拠)

納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため、3日以内の 処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画 の目標値を引き続き設定しました。

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

税務行政に対する理解と信頼を確保するため、納税者から寄せられた苦情等に対して、 親切かつ誠実な態度で接することを基本として対応するとともに、申出がなされた日の翌 日から起算して原則として3日以内(閉庁日を除く。)に処理するよう、迅速かつ適切な 対応に取り組みました。

## 目標の達成度の 判定理由

3日以内の処理件数割合は91.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

なお、事実確認に時間を要するなどの理由 (注) で、3日以内の処理が困難と認められた場合には、納税者支援調整官に意見を求めるなどして当面の処理方針を決定の上、納税者に速やかに連絡するなど、理解と信頼を得るように努めました。

今後も、納税者支援調整官を中心に苦情等の対応事例を取りまとめの上、関係部署に情報提供するとともに、研修等で周知徹底することにより、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげます。

(注) 処理が3日を超えた主な理由は、事実確認に時間を要したことのほか、納税者からの申出に対して 早期に説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したことなどです。

#### 施策についての評定

s 目標達成

#### 評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 施策

#### 業1-3-2-3:改正消費税法への対応

インボイス制度をはじめとする消費税法の改正については、多数の事業者に影響を及ぼすものであり、事業者が改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解して、それぞれの事業実態に応じた対応や準備を進められるよう、また、自ら適正な申告・納付ができるよう、周知・広報・相談・指導に取り組みます。

## 取組内容

これまで、国税庁ホームページにインボイス制度特設サイトを開設し、各種パンフレット、FAQ、動画を掲載するほか、全国ネットでのテレビ・ラジオCMの実施、全国紙・業界誌への記事下広告掲載、インターネット広告や、オンライン説明会の実施、事業者団体の説明会への講師派遣などの周知・広報の取組を実施してきました。

引き続き、インボイス制度の円滑な定着に向けて必要な取組を実施いたします。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた取組として、価格表示(総額表示義務) や転嫁に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応します。

これらを踏まえ、事業者からの改正消費税法に関する相談等について、適切かつ丁寧に対応 します。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-3-2-3-B-1: 改正消費税法に関する相談等への適切な対応

#### (令和6事務年度目標)

インボイス制度をはじめとする改正消費税法に関する相談等に対して適切かつ丁寧に対応します。

#### (目標の設定の根拠)

事業者がインボイス制度をはじめとする消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談について、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標1 「改正消費税法等に関する相談件数」
- [再掲:業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応(参考指標3)] 参考指標2「各種説明会の開催回数・参加人員」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

インボイス制度を含む改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、「インボイスコールセンター」や各税務署に設置している相談コーナーにおいて、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載しているインボイス制度について解説したQ&Aの改訂や、インボイス制度の特設サイトの更新、全国どこからでも参加できるオンライン説明会の開催、インボイス発行事業者となった個人事業者向けに消費税の期限内申告・納付を案内するダイレクトメールの送付などの取組を実施しました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組として、転嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁とも連携の上適切に対応しました。

#### (目標の達成度の判定理由)

インボイス制度を含む改正消費税法に関する相談については、上記実績のとおり、各種電話相談センターや相談コーナーにおいて、適切かつ丁寧に対応するほか、国税庁ホームページでの情報の更新やダイレクトメールの送付などの取組を実施しました。

さらに、転嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁とも連携の上、適切に対応し、円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。

このように、改正消費税法に関する相談等に適切に対応したことから、達成度は「○」としま した。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-3-2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1:改正消費税法等に関する相談件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
電話相談センター	153, 994	148, 961	224, 112	543, 102	201, 472
相談コーナー	1, 290	3, 250	29, 844	66, 734	12, 951

(出所) 長官官房税務相談官、課税部消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室調

[再掲:業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応(参考指標3)]

#### 参考指標 2:各種説明会の開催回数・参加人員

(単位:回、千人)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	7, 990	19, 537	39, 586	32, 974	18, 782
参加人員	224	441	846	708	471

(出所)長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、資産評価企画官、 徵収部管理運営課、徵収課、調査査察部調査課調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

# 評価結果の反映

#### (業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応)

納税者からの相談等に適切に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識の一層の向上を図るとともに、応接に際しては誠実な対応に努めます。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めます。

#### (業1-3-2-2:納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内(閉庁日を除く。)での処理に努めます。

#### (業1-3-2-3:改正消費税法への対応)

事業者がインボイス制度をはじめとする改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組についても、引き続き関係府省庁とも連携の上、適切に実施します。

#### 財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

- 納税者サービスについて、国税庁の職員は現場で大変苦労されていると思う。苦情対応については、評価が上がり全体的にS評価になっているので、良かったと思う。それをキープしていただきたい。
- 納税相談では、同じような内容の質問については、デジタルで対応、それ以 外は個別対応することにより、時間をうまく使えるようなデジタル化、納税サ ービスをお願いしたい。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
電話相談センター運営経費 (千円)	431, 267	378, 569	398, 910	376, 577	001360
国税庁施設費 (千円)	2, 556, 000	2, 527, 427	2, 541, 635	2, 771, 067	001418
合 計 (千円)	2, 987, 267	2, 905, 996	2, 940, 545	3, 147, 644	

	区分		令和4年度	5 年度	6年度	7 年度
		当初予算	2, 905, 996	2, 940, 545	3, 147, 644	3, 098, 486
実績目標に係る	る 予算の状況 (千円)	補正予算	0	0	1, 143, 406	_
予算額等		繰越等	△808, 128	△194, 535	N. A.	
		合計	2, 097, 868	2, 746, 010	N. A.	
	執行額(		2, 264, 021	3, 296, 574	N. A.	

(注) 令和6年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に 掲載予定です。

#### (概要)

電話相談センターの運営及び国税庁施設費(税務署庁舎等の改修事業)に必要な経費

実績目標に関連する
施政方針演説等内閣
の主な重要施策

該当なし

#### 実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について(令和7年 5月国税庁)、令和5年分 相続税の申告事績の概要(令和6年12月国税庁)、 国税庁レポート2025(令和7年6月国税庁)

#### (業1-3-2-1:納税者からの相談等への適切な対応)

納税者からの相談等に適切に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識と応接態度の一層の向上を図りました。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めました。

## 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

#### (業1-3-2-2:納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内(閉庁日を除く。)での処理に努めました。

#### (業1-3-2-3:改正消費税法への対応)

事業者がインボイス制度をはじめとする改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組についても、引き続き関係府省庁とも連携の上、適切に実施しました。

#### 担当部局名

長官官房(総務課、会計課、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)

#### 実績評価実施予定時期

令和7年10月

#### 〇 実績目標(小) 1-4:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

#### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。

また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立 てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済 を図ります。

#### 上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-4-1:適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

「適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対し」ては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

業績目標1-4-2:期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

業績目標1-4-3:不服申立てへの取組

□ 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 実績目標(小)1-4についての評価結果

#### 実績目標についての評定

#### A 相当程度進展あり

評定の理点

実績目標(小) 1-4 は、業績目標1-4-1から1-4-3までの評定を総合して評価を行いました。 業績目標1-4-2及び1-4-3の評定は「S 目標達成」でしたが、業務目標1-4-1の評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

## 実績の分析

#### (必要性・有効性・効率性等)

適正・公平な税務行政を推進するため、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には 厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収等を行うことは、重要な取組です。

業績目標 1-4-1 から 1-4-3 までには、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

## 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見は、業績目標 1-4-1 から 1-4-3 までの該当欄に記載しています。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

廃止等した測定指標がある場合は、業績目標ごとに、その理由を記載しています。

#### 参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

実績目標に関連する
施政方針演説等内閣
の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程
において使用した資
料その他の情報

該当なし

#### 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

前事務年度の実績評価結果は、各業績目標1-4-1から1-4-3において定めた各種 施策に反映させました。具体的には各業績目標1-4-1から1-4-3に記載していま す。

#### 担当部局名

長官官房(企画課)、課税部(課税総括 課、消費税室、審理室、個人課税課、資産 課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部 実績評価実施予定時期 (管理運営課、徴収課)、調査査察部(調 查課、查察課)、国税不服審判所

令和7年10月

〇 業績目標 1-4-1:適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

「適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対し ては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

#### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。

また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の 進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。

#### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-1-1: 有効な資料情報の収集

業 1-4-1-2:的確な調査事務の運営

業 1-4-1-3: 社会・経済状況に対応した調査への取組

業 1-4-1-4: 悪質な脱税者に対する査察調査の実施

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 業績目標1-4-1についての評価結果

#### 業績目標についての評定

#### A 相当程度進展あり

## 計定の理由

全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## 業績の分析

#### (必要性・有効性・効率性等)

適正申告の実現に向けて、有効な資料情報の収集に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者を的確に把握し、調査・行政指導により是正を図ってきました。

限られた人的資源等をバランスよく配分する観点から、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせるほか、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。

また、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、税務に関するコーポレートガバナンス (用語集参照)の充実が重要であることから、その充実に向けた取組を推進しました。

#### 施策

#### 業1-4-1-1:有効な資料情報の収集

資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、法律で提出が義務付けられている調書(法定資料(用語集参照))の適正な提出を確保するための方策を講じるほか、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。

#### 取組内容

#### 1. 法定資料の適正な提出の確保

法定資料の提出義務者に対しては、様々な機会を通じて広報活動を行い、早期提出を依頼 するとともに、必要に応じて法定監査を行うなど、適正な提出の確保を図ります。

#### 2. 法定資料以外の資料情報の積極的な収集

法定資料以外の資料情報 (用語集参照) は、活用効果を意識して効果的かつ効率的に収集 するとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に常に着目 し、新たな資産運用手法や取引形態等に係る資料情報を積極的に収集します。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-4-1-1-B-1:有効な資料情報の収集

#### (令和6事務年度目標)

法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果 が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。

#### (目標の設定の根拠)

法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高 いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施す るために重要であることから、目標として設定しています。

- ○参考指標1「資料情報の収集枚数」
- ○参考指標2「法定監査の実施状況」

#### 目標の達成度



#### (実績)

法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな資産 運用手法や取引形態等に着目し、活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しまし た。

#### (目標の達成度の判定理由)

法定資料については、提出義務者に対して、提出期限及び提出方法等の広報活動を行うとと もに、未提出者に対して、提出義務の説明及び早期提出に向けた指導を行ったほか、必要に応 じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。

## 実績及び目 の判定理由

また、法定資料のe-Tax、光ディスク等又はクラウド等による提出義務(電子的提出義務)の |適正な履行を確保するため、新たに義務化の対象になると見込まれる提出義務者への事前の制 **標の達成度** │度の周知・広報のほか、新たに義務化の対象になったものの適正に提出義務を履行していない 者への指導等を実施しました。

> 法定資料以外の資料情報については、新たな資産運用手法や取引形態等に着目し、インター ネット取引をはじめとした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動(用語集 参照)に関する資料情報など活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。

> このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、経済活動のグローバル化・デジ タル化をはじめとした構造転換に直面していく中で様々な制度改正が行われるなど、税務行政 を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な 収集に取り組み、調査・行政指導において活用したことから、達成度は「○」としました。

> 今後も、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネット取引をはじめ とした電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する資料情報などの積極 的な収集及び効果的・効率的な活用について取り組みます。

#### 施策についての評定

#### a 相当程度進展あり

#### 評定の理由

測定指標の達成度は「○」であったものの、社会、経済状況の変化に伴う新たな資産運用手 |法や取引形態の把握に今後も取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」 としました。

参考指標 1:資料情報の収集枚数

(単位:千枚)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
法定資料	434, 863	466, 057	513, 527	536, 155	N. A.
上記以外 の 資 料	271, 218	322, 604	673, 967	587, 522	N. A.
合計	706, 081	788, 661	1, 187, 494	1, 123, 677	N. A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和6事務年度の数値は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。

#### 参考指標 2:法定監査の実施状況

(単位:件)

多行指標 2. 仏だ血量の矢池状況							
事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
不動産の 使用料等	906	1,609	2, 128	1, 981	1, 979		
不動産の譲受 けの対価	751	1, 589	2, 160	2, 073	2,043		
不動産等の売買 又は貸付けのあ っせん手数料	424	1, 062	1, 537	1, 248	1, 307		
報酬、料金、契 約金及び賞金	1, 012	1, 791	2, 249	2, 224	2, 314		
給与所得の 源泉所得票	982	1,710	2, 222	2, 146	2, 216		
計	4, 075	7, 761	10, 296	9, 672	9, 859		

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和6年度は暫定値です。

#### 施策 業1-4-1-2:的確な調査事務の運営

税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。

このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、申告事績や調査事績の情報など様々なデータを活用した分析に基づきながら、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。具体的には、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下する深度ある調査を実施し、その他の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るほか、次のような取組を実施します。

#### 取組内容

#### 1. 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目の調査も同時に実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配意します。

#### 2. 調査の際の指導等

調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の 主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法 令を適正に適用します。 また、調査の際には、誤りを指導してそれを是正するにとどまらず、調査を契機に納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配意します。

#### 3. 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

国税局調査部(課)が所管する大法人の税務コンプライアンスは、それぞれの業界や地域 経済に及ぼす影響も大きいことから、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を通じ て、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図っていく必要があります。

このため、大法人に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス の取組状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を 推進します。

大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図ります。また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用することにより、的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率化と適正・公平な課税の実現を図っていきます。

さらに、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を推進し、自発 的な適正申告を支援します。

#### 定量的な測定指標

取組内容

[主要] 業1-4-1-2-A-1:調査	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
関係事務の割合 (単位:%)	目標値	65	65	65	65	65
(辛位: 707	実績値	55. 9	59. 9	64. 5	65. 0	66. 0

- (出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調
- (注1)数値は、賦課事務(調査課分を除く。)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。
- (注2)「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事務所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し、帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。

#### (目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、65%としました。

- ○参考指標1「実地調査の件数及び追徴税額等」
- ○参考指標2 「所得税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額」
- ○参考指標3「相続税の実地調査による1件当たりの申告漏れ課税価格及び追徴税額」
- ○参考指標4「法人税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額」
- ○参考指標5「消費税の実地調査による1件当たりの追徴税額」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の 施策などにより、調査関係事務量を可能な限り確保しました。

#### 目標の達成度の 判定理由

調査事務運営に当たっては、申告事績や資料情報等の各種データや事業実態等の分析等により、大口・悪質な納税者を的確に選定した上で、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しました。

また、その他の納税者に対しては文書・電話等による簡易な接触により幅広く接触するなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。

こうした取組により、調査関係事務の割合は66.0%となり、目標値に達したことから、達成度は「○」としました。

今後も、各種事務の見直しや内部事務のセンター化等の施策を実施していくことにより 調査事務量を確保し、更なる効果的・効率的な調査事務運営の実施を目指します。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-4-1-2-A-2:調	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
査関係事務の割合	目標値	85	85	85	85	85
(調査課分) (単位:%)	実績値	85. 5	86. 1	86. 4	86. 4	86. 5

(出所) 調査査察部調査課調

- (注1) 数値は、賦課事務(調査課分)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。
- (注2) 調査課は、調査課所管法人の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。

#### (目標値の設定の根拠)

的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、85%としました。

○参考指標6「調査課所管法人に係る実地調査の件数及び追徴税額等」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### ったことから、達成 また、令和6事務<sup>年</sup> **目標の達成度の**を行うとともに、納

的確な調査・行政指導を実施するため、内部事務を効率化するなどにより、調査関係事務量を確保しました。こうした取組の結果、調査関係事務割合は86.5%となり、目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

また、令和6事務年度においては、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進捗管理を行うとともに、納税者の理解と協力の下、Web会議システムやオンラインストレージサービス等のオンラインツールを活用した調査を実施するなど、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。

今後も、調査の重点化や、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を はじめとした協力的手法を推進するとともに、オンラインツールの積極的な活用などによ り更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。

#### 定性的な測定指標

判定理由

業1-4-1-2-B-1:効果的・効率的な調査事務運営の推進

#### (令和6事務年度目標)

大口・悪質な不正計算が想定されるなどの調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては簡易な接触を幅広く実施することにより税務コンプライアンスの維持・向上を図るなど、最適な接触態様を選択し、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。

#### (目標の設定の根拠)

限られた事務量の下、適正・公平な課税を実現していくためには、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施しつつ、その他の納税者に対しては書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施し、バランスのとれた事務量配分に配意するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うなど、効果的・効率的な調査事務運営の推進が重要です。目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

○参考指標7「簡易な接触件数及び追徴税額」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を実施 する一方、その他の納税者には簡易な接触を的確に実施し、税務コンプライアンスの維持・向 上を推進しました。

#### (目標の達成度の判定理由)

#### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

国税当局が保有する資料情報等の各種データ及びAI等の分析・活用による的確な選定等を 通じ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施しまし た。一方、文書・電話等により是正可能な納税者も的確に抽出した上で、簡易な接触により幅 広く接触するなど、事案に応じた適切な接触態様を選択し、納税者の税務コンプライアンスの 維持・向上を図りました。

また、簡易な接触の実施に当たっては、業務センター室とも連携し、接触状況等の情報共有 を図るなど、効率的な処理体制を構築し実施しました。

このように、限られた人的資源等をバランスよく配分しながら、納税者に対し適切な接触熊 様を選択して接触し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を推進するよう取り組んだ ことから、達成度は「○」としました。

今後も、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上の観点も踏まえ、効果的・効率的な調 査事務運営の推進に取り組みます。

#### 定性的な測定指標

業1-4-1-2-B-2: 大法人の税務コンプライアンスの維持・向上

#### (令和6事務年度目標)

大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関 係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確 に把握した上で経営責任者等と面談し、評価結果の伝達や要改善事項等に対する意見交換を実施す るなど、各種取組を行います。

#### (目標の設定の根拠)

各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンス の充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であり、 目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定してい

○参考指標8「税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が『良好』と判定された法人数」

#### 目標の達成度



関係民間団体等における説明会を実施するとともに、大法人の調査の機会を利用して、税務 に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を行うなど、 その充実に向けた取組を推進しました。併せて、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に 関する確認表の活用を推進し、自発的な適正申告の支援に取り組みました。

## 実績及び目 の判定理由

また、本取組により得られた内部体制の整備状況等の情報を調査必要度の判定に活用するこ とにより、税務リスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践し、税務調査の効率 **標の達成度** | 化と適正・公平な課税の実現に取り組みました。

#### (目標の達成度の判定理由)

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコ - ポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係民間団体等における説明会を実施し、 その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナン スの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けて 取り組みました。

このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。

#### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

#### 評定の理由

上記のとおり、全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、的確な調査・行政指導を 実施するためには、引き続き内部事務を効率化させ、調査関係事務量を確保した上で、更なる 効果的・効率的な調査事務運営を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」 としました。

#### 業1-4-1-2に係る参考情報

参考指標 1:実地調査の件数及び追徴税額等

多有相保 1:5	長地調宜の件数/	(早1			
事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査等の 件数	119	186	278	270	252
非違が あった件数	82	120	173	172	165
追徴税額	2, 344	3, 371	4, 481	4, 684	5, 094

- (出所) 課税部消費税室、個人課税課、資產課税課、法人課税課、酒税課調
- (注1) 調査課が実施した調査等を除きます。
- (注2) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 2:所得税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額

(単位:千円)

(甾位, 毛供 ) 停田)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	12, 569	13, 367	12, 080	11, 605	12, 414
追徴税額	2, 241	2, 559	2, 193	2, 244	2, 422

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 3:相続税の実地調査による1件当たりの申告漏れ課税価格及び追徴税額

(単位:千円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
課税価格	34, 961	35, 304	32, 086	32, 077	30, 926
追徴税額	9, 434	8, 861	8, 163	8, 589	8, 643

(出所) 課税部資産課税課調

(注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 4:法人税の実地調査による1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額

(単位:千円)

					(
事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	10, 667	9, 481	7, 902	9, 131	10, 063
追徴税額	2, 311	2, 200	1, 908	2, 106	2, 325

(出所) 課税部法人課税課調

(注1) 令和6年度は暫定値です。

(注2) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 5:消費税の実地調査による1件当たりの追徴税額

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人事業者	1, 197	1, 427	1, 317	1, 352	1, 274
法人	1, 976	1, 476	1, 473	1, 453	1, 971

- (出所) 課税部個人課税課、法人課税課調
- (注1) 令和6年度は暫定値です。
- (注2) 調査課が実施した調査を除きます。

参考指標 6:調査課所管法人に係る実地調査の件数及び追徴税額等 (単位:件、億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査件数	2, 618	2, 423	3, 434	3, 491	3, 383
非違が あった件数	2,019	1,900	2, 691	2, 692	2, 674
追徴税額	908	807	1, 112	1, 087	1, 065

- (出所) 調查查察部調查課調
- (注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 7:簡易な接触件数及び追徴税額

(単位:件、<u>億円)</u>

(単位:千円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
接触件数	579, 094	672, 088	696, 292	898, 828	1, 091, 626
追徴税額	350	461	545	886	870

- (出所)長官官房企画課、課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、調査査察部調査課調 (注1) 令和6年度は暫定値です。
- (注2) 簡易な接触件数とは、文書・電話による行政指導や来署依頼による面接等により、納税者に対して申告額等の適否の確認や非違事項の是正を行った件数です。
- (注3) 数値は、業務センター室において実施した行政指導を含みます。 なお、令和4年度以前の数値には、源泉所得税、消費税(個人)、酒税及び調査課が実施した簡易な接触 は含まれていません。

#### 参考指標 8:税務に関するコーポレートガバナンスの評価結果が「良好」と判定された法人数 (単位:社)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
対象法人数	27	31	30	22

- (出所) 調査査察部調査課調
- (注) 令和6年度は暫定値です。

#### 業1-4-1-3:社会・経済状況に対応した調査への取組

社会・経済状況の変化を的確に把握した上で、適正・公平な課税の実現を図るため、次のとおり調査に取り組みます。

#### 1. 大口・悪質な不正事案等への的確な対応

高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、申告納税制度の下、そのような納税者には、積極的に実態把握・調査を実施し、的確かつ厳正な課税処理を行います。

大口・悪質な不正事案に対しては、その事案に応じた適切な調査体制を編成し、的確かつ 深度ある調査を行います。

無申告事案に対しては、収集した資料情報を活用して、効率的な実態把握に努め、大口事案を中心とした効果的な調査に取り組みます。

消費税の還付申告に対しては、不正還付を未然に防止するため、申告書審査を的確に実施 し、還付原因が解明できない場合には、重点的に調査を行います。

#### 2. 国際化や新分野の経済活動への的確な対応

国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などの進展に伴い、複雑・多様化する事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査や行政指導を行います。

#### (1) 国際化・富裕層への対応

経済取引のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・ 運用が複雑・多様化する中、富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による国際的な所得 移転に対する国民の関心が高まっています。

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付け、各国の税制の差異や租税条約 (用語集参照)の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避行為については、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置している国際担当の統括国税実査官等を中心として、情報収集・実態解明に取り組みます。その結果、課税上問題があると見込まれる場合には、租税条約等に基づく情報交換制度を活用するなどして、綿密な調査を行い厳正に対処していきます。

移転価格税制(用語集参照)については、その適用基準や執行方針の明確化を図るとともに、的確な納税者管理、調査必要度が高い事案に対する重点的な調査を実施するほか、 事前確認(用語集参照)に係る事前相談への積極的な対応、審査事務の効率化等を行います。

また、共通報告基準(CRS)(用語集参照)に基づき各国の税務当局から受領した日本居住者の金融口座情報(CRS情報)については、時系列の動向分析や、各種法定資料をはじめとした課税上有効と認められる資料情報との突合等を行った上で、課税上問題があると見込まれる場合には調査を行うなど、適切に活用していきます。

富裕層に対しては、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税 するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っていきます。

#### (2) 新分野の経済活動への対応

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促す取組を行うとともに、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等に取り組んでいきます。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-4-1-3-B-1: 大口・悪質な不正事案等への的確な対応

#### (令和6事務年度目標)

大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。

#### 取組内容

#### (目標の設定の根拠)

高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことになります。このような納税者に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標 1 「無申告事案の実地調査による 1 件当たりの追徴税額(所得税・相続税・法人税・消費税)」
- ○参考指標2「消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。

#### (目標の達成度の判定理由)

広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で課税上問題があると見込まれる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その 実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

特に、消費税還付申告については、不正な還付を受けようとする事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、組織体制を充実させて積極的に調査を実施しました。

また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時機を失することなく積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。

このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査 に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

今後も、適正かつ公平な課税を実現するため、引き続き、内部事務の効率化を図り更なる調査事務量の確保に努めるとともに、積極的な調査の実施を目指します。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-4-1-3-B-2: 国際化や新分野の経済活動への的確な対応

#### (令和6事務年度目標)

国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などの進展に伴い、複雑・多様化する事案に対して、的確な調査等を行います。

また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。

#### (目標の設定の根拠)

国際化やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などの進展に伴い、複雑・多様化する事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標3「富裕層に係る実地調査による申告漏れ所得金額」
- ○参考指標4「海外取引を行っている者に係る実地調査による申告漏れ所得金額(所得税)」
- ○参考指標5「海外資産に係る実地調査による申告漏れ課税価格(相続税)」
- ○参考指標6「海外取引等に係る実地調査による申告漏れ所得金額(法人税)」
- ○参考指標7「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係る実 地調査による申告漏れ所得金額」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

取引実態の把握が困難な国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。

また、職員の国際課税等に係る調査能力の向上を図るため、研修の実施や調査指導を行いました。

#### (目標の達成度の判定理由)

国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み、厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。

特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的な租税回避 に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官及び国際調査 課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。

共通報告基準(CRS)に基づき諸外国の税務当局から受領した日本人居住者の金融口座情報(CRS情報)については、国外送金等調書や国外財産調書といった各種法定資料や既に保有している法定資料以外の資料情報と併せて分析を行い、海外取引や海外保有資産を的確に把握しました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握した場合には、積極的に調査等を実施しました。

富裕層への対応については、国外財産調書・財産債務調書などの各種法定資料やCRS情報などの租税条約等に基づく情報交換により得られる情報を積極的に分析・活用し、必要に応じて、複数税目の観点から、関係する個人・法人を含めて包括的に分析・検討しました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

その上で、必要に応じて連携調査を実施するなど組織横断的な調査体制を編成し、積極的に 調査を実施しました。

また、移転価格税制については、より効果的・効率的な執行の観点から事務運営の見直し及び一定の調査中の事案に係る進捗管理を行う等、的確な執行に取り組みました。

さらに、事前確認については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議(用語集 参照)部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。

デジタル化やその進展に伴い拡大するインターネット取引をはじめとした電子商取引やその他シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、資料情報の収集に取り組みました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、積極的に調査等に取り組みました。

職員の調査能力の向上を図るため、国際課税に関しては、税務大学校において関係する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。

デジタル化に関しては、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、 これらの情報を積極的に提供するほか、専門的知識及び技術の習得に関する研修を実施するな どして、職員全体の能力向上を図りました。

このように、国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。

今後も、国際化及びデジタル化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査等に取り組むとともに職員の調査能力の向上を図ります。

#### 施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

測定指標の達成度は「○」であったものの、社会・経済状況の変化に対応した調査等に一層 的確に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

#### 業1-4-1-3に係る参考情報

## 参考指標 1:無申告事案の実地調査による1件当たりの追徴税額(所得税・相続税・法人税・消費税)

(単位:万円)

+3k k	n <del>le</del>	人怎么欠应	0 5 5			(平匹・万円)
事務年	<u></u>	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得税		292	497	429	417	524
相続種	兑	1, 321	1, 293	1, 570	1, 787	2, 187
法人利	兑	363	611	581	652	573
<b>冰弗</b> 稻	個人	227	245	260	274	296
消費税	法人	937	673	770	697	1, 332

- (出所) 課税部個人課税課、資產課税課、法人課税課調
- (注1) 調査課が実施した調査を含みます。
- (注2) 令和6年度は暫定値です。

参考指標 2:消費税還付申告法人に対する実地調査による追徴税額 (単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
追徴税額	219	372	563	390	299
不正還付分	34	111	138	81	51

- (出所) 課税部法人課税課調
- (注1)調査課が実施した調査を含みます。
- (注2) 令和6年度は暫定値です。

参考指標 3: 富裕層に係る実地調査による申告漏れ所得金額

(単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	487	839	980	655	837

- (出所) 課税部個人課税課調
- (注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 4:海外取引を行っている者に係る実地調査による申告漏れ所得金額(所得税)

(単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	486	754	1, 036	664	922

- (出所) 課税部個人課税課調
- (注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 5:海外資産に係る実地調査による申告漏れ課税価格(相続税) (単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
課税価格	30	56	70	62	97

- (出所) 課税部資産課税課調
- (注) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 6:海外取引等に係る実地調査による申告漏れ所得金額(法人税) (単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	1, 530	1, 611	2, 259	2,870	2, 096

- (出所) 課稅部法人課稅課、調查查察部調查課調
- (注1) 調査課が実施した調査を含みます。
- (注2) 令和6年度は暫定値です。

#### 参考指標 7:シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に係 る実地調査による申告漏れ所得金額

(単位:億円)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得金額	201	278	389	302	340

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 令和6年度は暫定値です。

#### 施策

#### 業1-4-1-4:悪質な脱税者に対する査察調査の実施

#### 取組内容

適正・公平な課税を実現し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を得るため、現下の経済 社会情勢も踏まえつつ、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者などの社会的に 非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図り ながら、刑事訴追を求めます。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-4-1-4-B-1:悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施

#### (令和6事務年度目標)

社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。

#### (目標の設定の根拠)

組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案<sup>(注)</sup>の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。

- (注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。
- ○参考指標1「査察調査の件数等」
- ○参考指標2「税目別告発事件の件数等」
- ○参考指標3「税目別告発事件の1件当たりの脱税額」
- ○参考指標4「重点事案の告発件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

査察制度の目的に鑑み、関係各部及び検察当局等と連携し、重点事案について積極的に取り 組み、関係各部及び検察当局等と連携し、悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施しまし た。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

消費税事案では、高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた事案などの不正受還付事案、トレーディングカードの販売に係る課税売上げを申告から除外して、納めるべき消費税を免れた事案などを告発しました。

また、自身が代表を務める法人の自己保有株式の譲渡収入を得ていた者や、動画配信サイト

の運営会社から使用料収入を得ていた者が確定申告書を提出しなかった事案などの無申告事案を告発しました。

そのほか、海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案、脱税指南者が給与所得者に対し源泉所得税の還付を指南した事案などの社会的波及効果の高い事案を告発しました。

#### 実績及び目 標の達成度 の判定理由

上記のとおり、悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施したことから、達成度は「〇」としました。

しかしながら、近年においては、経済取引の一層の複雑化・広域化や経済社会のデジタル化・ 国際化等に伴い、脱税手段も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、 査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

そのような状況に対して、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック技術を活用した電磁的記録等の証拠保全及び解析や、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用により不正資金の解明を行うなど的確に対応しました。

引き続き、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層厳正・的確な査察調査に取り組みます。

#### 施策についての評定

#### a 相当程度進展あり

### 評定の理由

測定指標の達成度は「〇」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済社会情勢の変化にも的確に対応し、悪質な脱税者に対してより一層厳正・的確な査察調査を実現する必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

#### 業1-4-1-4に係る参考情報

#### 参考指標 1:査察調査の件数等

(単位:件、億円)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処理	件数	113	103	139	151	150
处垤	脱税額	91	102	128	120	113
H: 7%	件数	83	75	103	101	98
告発	脱税額	69	61	100	89	82

(出所)報道発表資料(令和7年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sasatsu/r06\_sasatsu.pdf)

#### 参考指標 2:税目別告発事件の件数等

(単位:件、%)

会計	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
記得報	件数	8	9	19	14	16
所得税	割合	10	12	18	14	16
法人税	件数	55	43	47	59	48
<b>公人</b> 机	割合	66	57	46	58	49
相続税	件数	0	0	2	1	2
个日形近代无	割合	0	0	2	1	2
消費税	件数	18	21	34	27	29
<b>伯</b> 复忧	割合	22	28	33	27	30
源泉	件数	2	2	1	0	3
所得税	割合	2	3	1	0	3

合	卦	件数	83	75	103	101	98
	ĦΤ	割合	100	100	100	100	100

(出所)報道発表資料(令和7年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sasatsu/r06\_sasatsu.pdf)

#### 参考指標 3:税目別告発事件の1件当たりの脱税額

(単位:百万円)

会計年度		度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所 得 税		税	111	87	128	87	113
法人税		税	70	82	91	97	88
相続税		税	0	0	144	152	312
消	費	税	113	79	89	68	48
源泉所得税		导税	92	61	22	0	59
1件当たり平均		平均	83	81	97	88	84

(出所)報道発表資料(令和7年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sasatsu/r06\_sasatsu.pdf)

#### 参考指標 4:重点事案の告発件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
消費税事案	内9	内9	内16	内16	内17
何其忧 <b>尹</b> 杀	18	21	34	27	29
無申告事案	13	16	15	16	13
国際事案	27	17	25	23	20

(出所)報道発表資料(令和7年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sasatsu/r06\_sasatsu.pdf)

(注) 消費税事案の内書は、消費税不正受還付事案の件数を表示しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (業1-4-1-1:有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する 法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバ ル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握す るため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的 に取り組みます。

#### (業1-4-1-2:的確な調査事務の運営)

デジタル化の推進や内部事務のセンター化等の施策を実施することにより、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組みます。

#### (業1-4-1-3:社会・経済状況に対応した調査への取組)

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。

また、国際取引や電子商取引など複雑・多様化する事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。

#### (業1-4-1-4:悪質な脱税者に対する査察調査の実施)

現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。

財務省政策評価懇談

会における外部有識

者の意見

該当なし

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額 令和3年度 4年度 5年度 6年度当初 <sup>行政事業レビュー</sup>に係る予算事業 ID

上記の業績目標に関連する予算額はありません。

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣

の主な重要施策

料その他の情報

該当なし

実績評価を行う過程において使用した資

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)、令和6年度査察の概要(令和7年6月国税庁)

#### (業1-4-1-1:有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や 未提出者に対する法定監査等を実施しました。また、法定資料以外の資料情報に ついては、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変 化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエ コノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り 組みました。

#### (業1-4-1-2:的確な調査事務の運営)

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

デジタル化の推進や内部事務のセンター化等の施策を実施することにより、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と文書・電話等による簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組みました。

#### (業1-4-1-3:社会・経済状況に対応した調査への取組)

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。

また、国際取引や電子商取引など複雑・多様化する事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みました。

#### (業1-4-1-4:悪質な脱税者に対する査察調査の実施)

現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めました。

担当部局名

長官官房(企画課)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、調査査察部(調査課、査察課)

実績評価実施予定時期

令和7年10月

#### ○ 業績目標 1-4-2: 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正 課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現 は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。

#### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業1-4-2-1:期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

業1-4-2-2:滞納を未然に防止するための取組

業1-4-2-3:効果的・効率的な徴収事務の運営

業1-4-2-4:滞納の整理促進への取組

業1-4-2-5:厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 業績目標1-4-2についての評価結果

#### 業績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての業績目標が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要な取組です。

大口・悪質事案や処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成し組織的な対応を図るなど、滞納の整理促進に取り組みました。

集中電話催告センター室(用語集参照)においては、新規発生滞納事案に対して早期に催告を行い、必要に応じて夜間に催告を行うなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

なお、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配意し、親切かつ丁寧な対応を行うとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。

一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。

#### 施策

業績の分析

#### 業 1-4-2-1: 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

#### 取組内容

申告納税制度の下においては、納税者の方が、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報の充実に努めるとともに、個人の新規納税者には振替納税の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。

また、納付しやすい環境の整備という観点から、インターネットを利用して納付を行うことができるダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付、自宅や事務所等でパソコン等によって作成したQRコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能としております。今後も、納税者のニーズや最新の技術動向等を踏まえ、各納付手段がより利用しやすいUI/UXデザインとなるよう工夫するなど、更なる利便性の向上を図ります。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-1-B-1:期限内収納を確保するための取組

#### (令和6事務年度目標)

期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。

#### (目標の設定の根拠)

国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の 説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利 用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標 として設定しています。

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

確定申告期においては、テレビCMやX(旧Twitter)などの各種広報媒体を通じて、申告期限や納期限、口座振替日の周知・広報を行い、申告会場を訪れた個人の新規納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を的確に実施しました。

また、源泉所得税や消費税中間申告分など、納付の機会が多い法人の納税者を対象に、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して、e-Taxによる口座振替であるダイレクト納付の積極的な利用勧奨を行いました。

また、令和6年4月から、自動ダイレクトを導入し、更なる納税者利便の向上を図るととも に、多くのベンダーにも対応してもらえるよう働きかけを実施しました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

上記に記載した実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、各種広報媒体を通じて期限内納付に関する周知・広報を行い、個人の新規納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を行いました。

また、ダイレクト納付については、納税者のニーズを踏まえつつ、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して利用拡大に向けて取り組んだ結果、令和6年度は、約536万件(前年度比+123万件、130%)の利用がありました。

その他、納付しやすい環境の整備という観点から、自動ダイレクトを導入し、キャッシュレス納付の利便性の向上に取り組みました。

このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

今後も、引き続き期限内収納の確保に向けた各種施策の検討を行うとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付環境の整備及びその利用推進に向けて取り組みます。

#### 施策についての評定

s 目標達成

#### 評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 施策

#### 業1-4-2-2: 滞納を未然に防止するための取組

#### 取組内容

前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納期限が到来する国税について、納期限前に、はがきや集中電話催告センター室を中心とした電話による納付指導で期限内納付を促すとともに、納期限までに納付がない納税者に対しては、督促状を発する前に、集中電話催告センター室を中心として電話による納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。

#### 定性的な測定指標

#### 「主要] 業1-4-2-2-B-1: 滞納を未然に防止するための取組

#### (令和6事務年度目標)

滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種 施策を実施します。

#### (目標の設定の根拠)

前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、納期限までに納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1「国税の滞納発生割合」

#### 目標の達成度



#### (実績)

滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報依頼、 ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を活用した計画的な納税資金の積立ての呼 び掛け及び納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みまし た。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、国税局及び税務署が一体となり、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報を行うとともに、税務署においては、署を挙げて納税者の態様に応じた期限内納付の呼び掛けを行ったほか、集中電話催告センター室を中心として督促状を発する前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。

また、賦課部門による調査時の納付しょうようや予納制度(用語集参照)の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。

こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は1.2%となりました。

このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-4-2-2に係る参考情報

#### 参考指標 1:国税の滞納発生割合

(単位:%)

					. , , , , ,
会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
滞納発生割合	0.9	1. 1	1. 0	1. 0	1. 2

(出所) 徴収部徴収課調

(注)滞納発生割合は、当該年度の徴収決定済額(地方消費税額を除いています。)のうち、当該年度に発生した滞納税額(地方消費税額を除いています。)の占める割合です。

#### 施策

#### 業1-4-2-3:効果的・効率的な徴収事務の運営

大量かつ反復して発生する滞納を的確に徴収し、適正・公平な徴収を実現するためには、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保しつつ、的確な進行管理を行い、限られた人的資源等を有効に活用して効果的・効率的な徴収事務運営を推進していく必要があります。

#### 取組内容

このため、滞納の未然防止については、集中電話催告センター室を中心として、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等を効果的・効率的に実施しています。

また、新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室において、徴収システム(用語集参照)を活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施し、実地での納付相談や滞納処分が必要な事案については、国税局及び税務署において、徴収システムを活用して個々の事案を的確に管理しています。

このように、担当部署における役割分担を明確化しながら、滞納整理事務量を確保し、効果的・効率的な徴収事務運営を推進します。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-4-2-3-A-1:滞納整	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
理事務の割合	目標値	80	80	80	80	80
(単位:%)	実績値	75. 6	78. 5	80.8	82. 1	83. 6

(出所) 徵収部徵収課調

- (注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。
- (注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売(用語集参照)等の事務をいいます。

#### (目標値の設定の根拠)

滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、80%としました。

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

### 目標の達成度の 判定理由

滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化・効率化に取り組むとともに、限られた 人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。

また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。

こうした取組の結果、徴収事務のうち滞納整理事務の割合は83.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

#### 定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-3-B-1:効果的·効率的な滞納整理の実施

#### (令和6事務年度目標)

集中電話催告センター室、国税局(特別整理部門等)及び税務署の役割分担を明確にして効果的・ 効率的な滞納整理を実施します。

#### (目標の設定の根拠)

効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標 1 「集中電話催告センター室の滞納整理状況」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案等については、国税局(特別整理部門等)及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

また、滞納者ごとの最適な接触方法の分析について、予測モデルの構築や精度の向上に取り 組んでおり、本格運用を見据えた検証を実施しました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和6事務年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数1,093,971者に対して、完結者数800,708者、納付誓約者数107,079者となり、催告対象者の83.0%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が全て「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-4-2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1:集中電話催告センター室の滞納整理状況

(単位:者、%)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
完 結 者 数	576, 471	609, 739	612, 841	691, 904	800, 708
納付誓約者数	68, 431	74, 720	83, 461	100, 488	107, 079
催告対象者数	841, 683	807, 809	834, 951	966, 578	1, 093, 971
センター処理割合	76. 6	84. 7	83. 4	82. 0	83.0

(出所) 徴収部徴収課調

#### 施策

#### 業1-4-2-4: 滞納の整理促進への取組

国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、厳正・的確な滞納処分の執行、消費税事案の確 実な処理などにより、滞納の整理促進を図ります。

取組内容

なお、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、納税の猶予等の法令の要件に該当する場合には、適切に納税緩和制度を適用するなど、滞納者個々の実情に即して、法令等に基づき適切に対応します。

#### |1. 納税緩和制度の適切な適用

納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の実情を的確に把握した上で、要件に該当する場合には納税緩和制度を適切に適用します。

納税緩和制度を適用した事案については、適時・適切に履行状況の確認を行い、納税者の

状況を十分に把握して、必要に応じ、猶予期間の延長等を行うなど適切に対応します。一方、やむを得ない理由がなく納付期限までに納付しない場合等には、猶予を取り消し、財産の差押えを行うなど、厳正に対応します。

#### 2. 厳正・的確な滞納整理の実施

大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着 実に整理促進を図ります。

#### 取組内容

滞納整理に当たっては、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営等により組織的に対応するほか、詐害行為取消訴訟(用語集参照)等の原告訴訟(用語集参照)の提起など、法的手段を積極的に活用します。さらに、財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、滞納処分免脱罪(用語集参照)による告発を行うなど厳正に対処しています。

また、国際的徴収回避行為に対しては、CRS情報を含めた資料情報や租税条約に基づく情報提供要請などを活用して国外財産の把握に努め、条約上の要件を満たした場合には確実に徴収共助(用語集参照)を要請することなどにより、適切に対応します。

#### 3. 消費税事案への取組

消費税事案については、新規発生時の早期着手を徹底するとともに、滞納残高の圧縮に向けて、消費税を含む滞納事案の確実な処理を行います。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-4-2-4-B-1: 滞納の整理促進への取組

#### (令和6事務年度目標)

滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理 促進に取り組みます。

#### (目標の設定の根拠)

滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標1「租税滞納の状況」
- ○参考指標2「滞納人員」
- ○参考指標3「納税の猶予及び換価の猶予の処理件数」
- ○参考指標4「差押件数」
- ○参考指標 5 「公売公告物件数」
- ○参考指標6「原告訴訟事件の処理件数」
- ○参考指標7「滞納処分免脱罪の告発件数」
- ○参考指標8「徴収共助の要請件数」

#### 目標の達成度



#### (実績)

滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。

大口・悪質事案や処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に 取り組みました。

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

令和6事務年度の滞納整理に当たっては、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配意し、親切・丁寧に対応するとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。

一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、 著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、 時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。

また、大口・悪質事案や処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え等の滞納処分を実施するとともに、差押債権取立訴訟(用語集参照)の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。

## 標の達成度の判定理由

さらに、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握 し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助の要請を行いました。

こうした取組の結果、令和6年度における全税目の滞納整理中のものの額(滞納残高)は 9,714億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額(滞納残高)は3,956億円となりました。

このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「〇」と しました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 業1-4-2-4に係る参考情報

#### 〇 滞納整理中のものの状況等

令和6年度の全税目の滞納整理中のものの額(滞納残高)は9,714億円となっています。

#### 参考指標 1:租税滞納の状況

(単位	:	億円)	

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規発生滞納額	5, 916	7, 527	7, 196	7, 997	9, 925
(内消費税)	(3, 456)	(3, 997)	(3, 630)	(4, 383)	(5, 298)
整理済額 (内消費税)	5, 184	6, 956	7, 104	7, 670	9, 488
	(2, 879)	(3, 692)	(3, 772)	(4, 212)	(4, 922)
滞納整理中のものの額	8, 286	8, 857	8, 949	9, 276	9, 714
(内消費税)	(3, 245)	(3, 551)	(3, 409)	(3, 580)	(3, 956)

<sup>(</sup>出所)報道発表資料(令和7年8月 徴収部徴収課調)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozei taino/pdf/sozei taino.pdf)

(注) 地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

#### 参考指標 2:滞納人員

(単位:人)

会計年度	会計年度 令和2年度		3年度 4年度		6年度
滞納人員	553, 658	523, 077	510, 898	529, 578	523, 735

(出所) 徴収部徴収課調

#### 参考指標 3:納税の猶予及び換価の猶予の処理件数

(単位:件)

事務年度		令和2年度	3年度	3年度 4年度		6年度
納税の	)猶予	237, 210	8, 160	1,601	420	428
換価の	職権	34, 533	39, 230	25, 872	21, 537	19, 645
猶 予	申請	46, 894	73, 282	57, 561	47, 059	46, 779

(出所) 徵収部徵収課調

#### 参考指標 4:差押件数

事務年度	事務年度 令和2年度 3年度		4年度	5年度	6年度
差押件数	15, 293	35, 393	70, 407	72, 896	82, 447

(出所) 徵収部徵収課調

#### 参考指標 5:公売公告物件数

(単位:件)

(単位:件)

事務年度	事務年度 令和2年度		4年度	5年度	6年度
処理件数	2, 115	3, 756	3, 839	21, 008	6, 080

(出所) 徵収部徵収課調

(注)公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

#### 参考指標 6:原告訴訟事件の処理件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発生件数	102	115	137	139	147
終結件数	104	109	132	141	144
終結件数の うち勝訴件数	102	109	132	141	143
繰越件数	25	31	36	34	37

(出所) 徵収部徵収課調

#### 参考指標 7:滞納処分免脱罪の告発件数

(単位:件、人)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
告発件数	8	4	7	8	6
告発人数	13	7	12	16	8

(出所) 徵収部徵収課調

(注) 「告発件数」は告発した滞納事案の件数、「告発人数」は告発した自然人及び法人の実人数を示しています。

参考指標 8:徴収共助の要請件数

(単位:件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
要請件数	9	20	15	11	15

(出所) 徴収部徴収課調

#### 施策 | 業1-4-2-5:厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

取組内容

厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携しつつ、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。

#### 定性的な測定指標

#### [主要] 業1-4-2-5-B-1:厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

#### (令和6事務年度目標)

厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。

#### (目標の設定の根拠)

厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働 大臣から委任を受けた年金保険料の滞納事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保 険料の的確な徴収に取り組みました。

### 実績及び目 標の達成度

#### (目標の達成度の判定理由)

の判定理由

委任を受ける年金保険料の滞納事案について、原則毎月1回、各国税局と日本年金機構との間で協議・打合せを開催したほか、日本年金機構からの要請に基づき、局職員を研修講師として派遣し、当庁におけるノウハウを伝播するなど年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

なお、令和6年度においては、106件の委任を受けています。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (業1-4-2-1:期限内収納の実現に向けた各種施策の実施)

期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。

#### (業1-4-2-2:滞納を未然に防止するための取組)

前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する国税について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。

#### (業1-4-2-3:効果的・効率的な徴収事務の運営)

徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。

また、集中電話催告センター室においては、引き続き、AIを活用して効率的に電話催告を実施し、効率化した事務量をもって督促前納付指導の実施件数を拡大するなど、滞納の未然防止・早期 徴収を図ります。

#### (業1-4-2-4:滞納の整理促進への取組)

適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を 執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。

滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、 事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分 を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつ つ、法令等に基づき適切に対応します。

#### (業1-4-2-5:厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働 省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を 生かし、年金保険料を的確に徴収します。

評価結果の反映

#### 財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

- 国税の滞納率がここまで低く抑えられているというのはすごいことだと思う。
- 確かに滞納比率としては減っているかもしれないが、金額ベースでは、この 5年間で一番大きくなっており、その要因に関する記述があると、より良いの ではないか。

#### 今回廃止した測定指標とその理由

集中電話催告センター室においては、AIを活用し、電話催告の応答率向上に取り組んでいます。応答率が向上すれば、納税者が応答するまでに要する催告回数は減少する関係にあるものと考えられるほか、今後は、より効率的な事務運営にシフトしていく観点から、令和5事務年度の実施計画において設定していた定量的な測定指標である「業1-4-2-3-A-2:集中電話催告センター室における催告回数」については、廃止することとしました。

なお、集中電話催告センター室における A I の活用に関しては、令和 5 事務年度の実施計画の実績目標 (小) 1-2 において、定性的な測定指標である「業1-2-2-3-B-1:データ活用による調査・徴収の効率化・ 高度化」を設定しています。

参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額 令和3年度 4年度 5年度 6年度当初 行政事業レビューに係る予算事業 ID

上記の業績目標に関連する予算額はありません。

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)、令和5年度租税滞納状況の概要 (令和6年8月国税庁)

#### (業1-4-2-1:期限内収納の実現に向けた各種施策の実施)

期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施しました。

#### (業1-4-2-2:滞納を未然に防止するための取組)

前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が 到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限 までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話で の納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止に取 り組みました。

#### (業1-4-2-3:効果的・効率的な徴収事務の運営)

徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとと もに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、 効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

#### (業1-4-2-4: 滞納の整理促進への取組)

適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・

### 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、 滞納の整理促進を実施しました。

滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。

#### (業1-4-2-5:厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務については、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。

担当部局名

徴収部 (管理運営課、徴収課)

実績評価実施予定時期

令和7年10月

#### 〇 業績目標 1-4-3: 不服申立てへの取組

不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

#### 業績目標の内容及び 目標設定の考え方

国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。

このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

#### 上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-3-1: 不服申立ての適正・迅速な処理

業 1-4-3-2: 裁決事例の公表の充実

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 業績目標1-4-3についての評価結果

#### 業績目標についての評定

#### S 目標達成

## 評定の理由

全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な 執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。

業績の分析

再調査の請求については、納税者の主張に十分耳を傾け、①再調査の請求事案の的確な進行管理、 ②原処分理由の的確な見直し、③再調査の請求人等への適切な協力依頼、④各国税局審理課(官)等 による的確な指導などを行うことにより、適正・迅速に処理しました。

審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配意するとともに、適切な進行管理を行うことにより、適正・迅速に処理しました。

裁決事例の国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)への公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに31事例を公表し、その充実を図りました。

#### 施策|業1-4-3-1:不服申立ての適正・迅速な処理

国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等があった場合、その処分に不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。

また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があると きは、審査請求を行うことができます。

#### 取組内容

これらの不服申立てを適正・迅速に処理するために、次のとおり取り組みます。

#### 1. 再調査の請求

国税局・税務署では、再調査の請求の処理に当たって、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。

#### 2. 審査請求

国税不服審判所では、審査請求の処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の 双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者 的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

#### 取組内容

また、早期に審査請求人に対して審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」を交付するなどにより、審理手続の透明性の確保を図ります。

なお、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより審理の中立性・公正性を一層高めるため、引き続き、事件を担当する国税審判官の半数程度(50名程度)が民間専門家となるよう、外部登用を行います。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-4-3-1-A-1:「再調	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
査の請求」の3か月以内		95	95	95	95	95
の処理件数割合 (単位:%)	実績値	99. 9	100	99. 5	98. 2	98. 7

(出所) 課税部審理室、徵収部徵収課調

(注) 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案及び災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

#### (目標値の設定の根拠)

再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を 指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏ま え、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「再調査の請求の状況」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

再調査の請求の処理に当たっては、原処分に捕らわれることなく、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に取り組みました。 令和6年度においては、前年度から繰り越された637件と新たに再調査の請求のあった 1,447件の合計2,084件のうち、1,752件を処理しました。

### 目標の達成度の 判定理由

また、処理に当たって、①再調査の請求事案の的確な進行管理、②原処分理由の的確な見直し、③再調査の請求人等への適切な協力依頼、④各国税局審理課(官)等による的確な指導などを行うことにより、再調査の請求から3か月以内に処理した件数は1,627件(相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案並びに災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いた処理件数は1,648件)となりました。

こうした取組の結果、3か月以内の処理件数割合は98.7%と目標値を上回ったことから、 達成度は「○」としました。

再調査の請求の処理においては、今後も納税者の主張に十分耳を傾けた上で、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に努めていきます。

#### 定量的な測定指標

[主要] 業1-4-3-1	I-A-2:「審査	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
	え」の1年以内の処理	目標値	95	95	95	95	95
计数制管	(単位:%)	実績値	83. 5	92. 6	95. 4	99. 1	99. 4

(出所) 国税不服審判所調

(注) 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。

#### (目標値の設定の根拠)

審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標2「審査請求の状況」
- ○参考指標3「訴訟の状況」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、その適正性を担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問-Q&A-」(パンフレット)などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配意しました。

令和6年度においては、前年度から繰り越された3,340件と新たに審査請求のあった3,537件の合計6,877件のうち、3,872件を処理しました。

また、処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理の促進に取り組んだことにより、審査請求から1年以内に処理した件数は3,847件(相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間及び災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて1年以内となるものを含む。)となりました。

### 目標の達成度の 判定理由

こうした取組の結果、1年以内の処理件数割合は99.4%と目標値を上回ったことから、達成度は「 $\bigcirc$ 」としました。

審査請求事件の中には、経済取引の広域化・国際化等を背景とした複雑困難な事件などもあり、十分な調査・審理を尽くした上で適正な裁決を行うためには時間を要する場合もありますが、裁決が不服申立手続における行政機関の最終判断であることを踏まえ、今後も審査請求人がその主張を尽くすことができるよう配意しつつ、進行管理の徹底を図り、適正・迅速な処理に努めていきます。

なお、国税不服審判所においては、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や 実務経験を生かすとともに、裁決の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税 審判官の半数程度を特定任期付審判官として民間専門家を外部登用することとしており、 令和6年度においては13名を採用し、特定任期付審判官は50名(令和7年3月31日現在)と なっています。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

参考指標 1:再調査の請求の状況

(単位:件、%)

	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
其	胡首繰越件数	337	338	259	421	637
	請求件数	1,000	1, 119	1, 533	2, 494	1, 447
	処理件数	999	1, 198	1, 371	2, 278	1, 752
	請求認容件数	100	83	63	149	91
	請求認容割合	10.0	6. 9	4. 6	6. 5	5. 2
其	期末繰越件数	338	259	421	637	332

<sup>(</sup>出所) 課税部審理室、徵収部徵収課調

# 参考指標 2:審査請求の状況

(単位:件、%)

	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
其	明首繰越件数	2, 312	2, 221	2, 421	2, 296	3, 340
	請求件数	2, 237	2, 482	3, 034	3, 917	3, 537
	処理件数	2, 328	2, 282	3, 159	2, 873	3, 872
	請求認容件数	233	297	225	279	693
	請求認容割合	10.0	13. 0	7. 1	9. 7	17. 9
其	期末繰越件数	2, 221	2, 421	2, 296	3, 340	3, 005
	内 1年超繰越件数	232	110	78	8	85

<sup>(</sup>出所) 国税不服審判所調

- (注1) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の請求が何らかの形で受け入れられたものの件数で +
- (注2) 「内1年超繰越件数」は、「期末繰越件数」のうち処理期間が1年を超えている事件の件数(このうち相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の件数を除く。)です。

なお、当該件数は、各年度末時点において、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間が未確定のため、これを除かずに算出しています。

# 参考指標 3:訴訟の状況

(単位:件、%)

	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
期	首係属件数	210	195	185	172	189
	発生件数	165	189	173	189	196
	終結件数	180	199	186	172	168
	原告勝訴件数	14	13	10	13	8
	原告勝訴割合	7.8	6. 5	5. 4	7. 6	4.8
期	末係属件数	195	185	172	189	217

<sup>(</sup>出所) 課税部審理室、徵収部徵収課、国税不服審判所調

<sup>(</sup>注)「請求認容件数」は、「処理件数」のうち再調査の請求人の請求が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

<sup>(</sup>注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告である納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

# 施策

#### 業1-4-3-2: 裁決事例の公表の充実

# 取組内容

国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決事例について、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)に掲載・公表しています。

令和6事務年度においても、先例となるような有用性の高い裁決事例を掲載・公表するととも に、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるように取り組みます。

# 定性的な測定指標

[主要] 業1-4-3-2-B-1: 裁決事例の公表の充実

# (令和6事務年度目標)

裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。

# (目標の設定の根拠)

裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政 の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

新たに31の裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。

# 実績及び目 標の達成度

の判定理由

### (目標の達成度の判定理由)

裁決事例の公表の充実を図るため、令和6事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに31事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表しました。

また、参考判例がある場合は、裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実に積極的に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

なお、国税不服審判所ホームページには、令和6事務年度末現在で、平成4年から令和6年までにされた裁決の中から1,934事例を掲載しており、引き続き、裁決事例の公表の充実に努めてまいります。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 業1-4-3-2に係る参考情報

#### 参考指標 1:国税不服審判所ホームページへのアクセス件数

(単位:千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセス件数	1,028	1, 191	2, 395	2, 195	2, 386

(出所) 国税不服審判所調

(注)国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨(平成8年7月以降のもの)、国税不服 審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

# 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

評価結果の反映

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

# (業1-4-3-1:不服申立ての適正・迅速な処理)

再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救 済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行 い、公正な立場で適正かつ迅速な処理を図ります。

審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透 明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間 専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。

また、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をで きる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審判所本部・支部が連携して進行管理 を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理促進を図ります。

# (業1-4-3-2:裁決事例の公表の充実)

裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、 その充実を図ります。

財務省政策評価懇談 会における外部有識

該当なし

者の意見

業績目標に係る予算額		令和3年度	4 年度	5年度	6 年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	国税不服審判所の運営に 必要な経費 (千円)	4, 675, 575	4, 589, 607	4, 643, 078	4, 580, 253	
	審査請求の調査及び審理 に必要な経費 (千円)	40, 690	51, 506	49, 912	51, 145	
	合 計(千円)	4, 716, 265	4, 641, 113	4, 692, 990	4, 631, 398	

	区统	分	令和4年度	5年度	6年度	7 年度
		当初予算	4, 697, 176	4, 605, 590	4, 631, 398	4, 751, 534
実績目標に係る	予算の状況	補正予算	△56, 063	87, 400	180, 260	_
予算額等	(千円)	繰越等	0	0	N. A.	
		合計	4, 641, 113	4, 692, 990	N. A.	
	執行額(千円)		4, 463, 181	4, 552, 351	N. A.	

(注) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に 掲載予定です。

#### (概要)

国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

実績目標に関連する
施政方針演説等内閣
の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程
において使用した資
料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)

# (業1-4-3-1:不服申立ての適正・迅速な処理)

# 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正 当な権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十 分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速に処理しました。

審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めました。

また、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠 書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めるとともに、審 判所本部・支部が連携して進行管理を徹底し、個々の事件の態様に応じた処理促進 を図りました。

# (業1-4-3-2:裁決事例の公表の充実)

裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより 有用なものとなるよう、その充実を図りました。

担当部局名

課税部(審理室)、徴収部(徴収課)、国税 不服審判所

実績評価実施予定時期

令和7年10月

# 〇 実績目標(小)1-5:国際化への取組

# 実績目標の内容及び目標設定の考え方

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。

このため、租税条約等に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとと もに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・ 向上を図ります。

また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回 避等の問題に対応します。

# 上記の「実績目標(小)」を達成するための「施策」

実 1-5-1: 税務当局間の要請に基づく情報交換

実 1-5-2: 共通報告基準 (CRS) に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施

実 1-5-3: 国別報告事項 (СЬСК) の情報交換の的確な実施

実 1-5-4: 相互協議事案の適切・迅速な処理

実 1-5-5: 外国税務当局との知見の共有

実 1-5-6: 開発途上国に対する技術協力

# 関連する内閣の基本方針等

該当なし

# 実績目標(小)1-5についての評価結果

# 実績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての施策の評定で目標を達成したことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

## (必要性・有効性・効率性等)

実績の分

国際的な二重課税・租税回避行為(税源浸食と利益移転(BEPS)(用語集参照))等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力(用語集参照)を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。

令和6事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参加し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。

# 施策 実1-5-1:税務当局間の要請に基づく情報交換

国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、執行面での国際的な協力の機運が一層高まっており、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換が注目されています。

# 取組内容

このような状況の中、G20参加国・地域や途上国を含む約172か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」では、情報交換の効果的な実施のため、制度・執行の両面における各国の状況について審査を行っています。

国税庁としては、情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することに

より、海外取引を把握・解明して適正な課税・徴収を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して的確かつ迅速に対応します。

# 定量的な測定指標

[主要] 実1-5-1-A-1:情報提供	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
要請に対する90日以内		100	100	100	100	100
の対応 (単位:%)	実績値	100	100	100	100	100

(出所) 長官官房国際業務課調

(注1) 数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の 通知を90日以内に行った件数の割合です。

# (目標値の設定の根拠)

外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。

なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、 相手国との良好なコミュニケーションが維持されることになります。

○参考指標1「租税条約等に基づく情報交換件数」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

# 目標の達成度の 判定理由

外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への 周知を図り、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。

その結果、各事案の困難性・複雑性により回答に要する期間は異なりますが、いずれの事案についても、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に要請された情報の提供 又は進捗状況の通知を行ったことから、達成度は「○」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実1-5-1に係る参考情報

# 参考指標 1:租税条約等に基づく情報交換件数

(単位:件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
情報交換件数	822, 243	867, 918	829, 730	882, 912	1, 050, 255
うち個別事案について 外国に要請したもの	638	639	641	737	505
うち個別事案について 外国から要請されたもの	251	128	252	202	326

(出所) 長官官房国際業務課調

(注) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報及び国別報告事項(CbCR)(用語集参照)の情報交換件数は除いています。

# 施策

# 実 1-5-2:共通報告基準 (CRS) に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施

平成26年にOECDで「共通報告基準(CRS)」が策定されたことを受け、平成27年に租税 条約等実施特例法等が改正され、非居住者が保有する金融口座に関する情報(口座保有者の氏名、 口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)について、国内金融機関等から国(国税当局)に報 告する制度が導入されました。

# 取組内容

平成30年以降は、国内金融機関等から4月末までに報告された日本非居住者の金融口座情報について、租税条約等に基づき、9月末までに外国税務当局へ情報提供を行うとともに、外国税務当局からも、その国(地域)の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供を受けています。

国税庁では、租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係の強化に努めるとともに、CRSに基づく情報交換を的確に実施します。

# 定性的な測定指標

[主要] 実1-5-2-B-1:共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施

# (令和6事務年度目標)

租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。

#### (目標の設定の根拠)

外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標 1 「共通報告基準 (CRS) に基づく金融口座情報の交換件数」

# 目標の達成度



# (実績)

CRSに基づく金融口座情報の交換を円滑かつ的確に実施するため、外国税務当局と多国間 又は二国間の協力関係を強化するとともに、適時のコミュニケーション等を通じて、情報交換 で生じた問題を解決しました。また、本情報交換枠組みの適切な運用を担保するための国際的 な審査(相互審査)に対応するとともに、審査を受けて国内金融機関等の的確な報告を支援す る環境整備を促進しました。

# (目標の達成度の判定理由)

外国税務当局との協力関係を強化するため、各種国際会議に参画し、国税庁の取組を紹介するなど知見の共有を図ったほか、適時の二国間コミュニケーション等を通じて、情報交換で生じた技術的な問題を解決しました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

また、我が国を対象とした相互審査に適切に対応するとともに、他国を対象とした審査及び 各国の審査報告書の作成に係る議論に参画し、本情報交換枠組みの適切な運用を確保するため の国際的な取組に貢献しました。

さらに、相互審査及び令和6年度税制改正による報告制度の見直しを受け、情報交換相手国に的確な情報を提供するため、説明会の実施や各種リーフレットの作成など、国内金融機関等への周知・広報に積極的に取り組んだほか、報告事項の提供に関する各種手続が適切にされているかを確認するための国内金融機関等への調査を的確に実施しました。

なお、令和6事務年度には、日本居住者の海外金融口座情報2,745,374件を101か国・地域から受領し、諸外国居住者の日本国内金融口座情報328,034件を84か国・地域に提供しました。

このように、外国税務当局との協力関係を強化し、国内金融機関等の的確な報告を支援する環境整備を促進するなど、CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

今後も状況に応じた的確な実施に取り組みます。

施策についての評定

目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実1-5-2に係る参考情報

# 参考指標 1:共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の交換件数

(単位:国・地域、件)

事務年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提供	国・地域数	70	77	78	80	84
	交換件数	650, 558	651, 794	532, 037	510, 782	328, 034
受領	国・地域数	87	94	95	93	101
	交換件数	1, 906, 896	2, 500, 664	2, 526, 181	2, 455, 288	2, 745, 374

(出所) 長官官房国際業務課調

# 施策

# 実 1-5-3: 国別報告事項 (CbCR) の情報交換の的確な実施

多国籍企業による税源浸食と利益移転(BEPS)の問題を踏まえ、BEPS報告書(用語集参照)において、多国籍企業グループに対し、最終親会社等の居住地国の税務当局に国別報告事項(CbCR)の提供を義務付けるとともに、最終親会社等の居住地国の税務当局に対しては、提供を受けたCbCRを、租税条約等に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとの勧告が示されました。

これを受け、平成28年に租税特別措置法等が改正され、最終親会社等が日本にある総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループに対してCbCRの提供を義務付ける制度が導入されました(平成28年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

# 取組内容

平成30年以降、最終親会社等が日本にある多国籍企業グループから提供されたCbCRについては、租税条約等に基づき、その最終親会社等の会計年度終了の日の翌日から15か月以内(初年度は18か月以内)に、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に提供するとともに、外国税務当局からも、日本に構成会社等が所在する多国籍企業グループのCbCRについて提供を受けています。

国税庁では、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対し移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動状況等に関する情報を各国税務当局間で共有し、CbCRの情報交換を的確に実施します。

# 定性的な測定指標

# [主要] 実1-5-3-B-1: 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施

# (令和6事務年度目標)

多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、C b C R の情報交換を的確に実施します。

# (目標の設定の根拠)

CbCRの情報交換は、BEPS報告書の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化することになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1「国別報告事項(CbCR)の情報交換件数」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

C b C R の情報交換を円滑かつ的確に実施するため、外国税務当局と多国間又は二国間の協力関係を強化するとともに、適時のコミュニケーション等を通じて、情報交換で生じた問題を解決しました。

また、多国籍企業グループから確実にCbCRを受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。

# (目標の達成度の判定理由)

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

外国税務当局との協調関係の強化を図るとともに、情報交換相手国のCbCR制度の適格性 (情報セキュリティの確実性や制度の目的に沿った活用方法など)をモニタリングし、不適格 と認められる場合は相手国への提供を差し控える、さらには、基準と異なる方法でCbCRを 収集しようとする国等には多国間または二国間の枠組みを用いて改善を求めるなど、情報交換 の的確な実施に取り組みました。また、多国籍企業グループ等への制度周知等に積極的に取り 組みました。

なお、令和6事務年度には、外国所在の多国籍企業(最終親会社)1,875グループ分のCbCRを57か国・地域から受領し、日本所在の多国籍企業(最終親会社)981グループ分のCbCRを75か国・地域に提供しました。

このように、CbCRの情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

今後も状況に応じた的確な実施に取り組みます。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実1-5-3に係る参考情報

# 参考指標 1:国別報告事項(CbCR)の情報交換件数

(単位:国・地域、グループ)

事務年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提供	国・地域数	57	60	61	68	75
	グループ数	898	901	866	927	981
受領	国・地域数	53	53	53	58	57
	グループ数	2, 186	2, 246	2, 237	2, 315	1,875

(出所) 長官官房国際業務課調

# 施策 実1-5-4:相互協議事案の適切・迅速な処理

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、 租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決を図っています。

また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施しています。

# 取組内容

このような相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、対面による協議だけでなくオンラインや 電話会議を活用した非対面での協議の実施を含め、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みま す。

# 定性的な測定指標

「主要〕実1-5-4-B-1:相互協議事案の適切・迅速な処理

#### (令和6事務年度目標)

相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。

### (目標の設定の根拠)

外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処 するために重要であることから、目標として設定しています。

- ○参考指標1「相互協議事案の処理状況」
- ○参考指標2「OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況」
- ○参考指標3「相互協議事案の平均処理期間」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

# (実績)

対面による会議に加え、必要に応じてオンライン等を活用した非対面による会議を活用し、 各国の税務当局と連絡を密にしながら、効果的・効率的に協議を進めました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

また、新興国に対しては、協議の機会を捉えて、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、 建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する 知識やベストプラクティスを共有し、協議の進捗に努めました。

# (目標の達成度の判定理由)

相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実1-5-4に係る参考情報

# 参考指標 1:相互協議事案の処理状況

(単位:件)

事務	年度	令和2	年度	3年	度	4年	度	5年	度	6年	度
発	生	内146		内188		内243		内167		内194	
光	土		185		246		301		212		280
処	理	内122		内130		内146		内158		内194	
<u>Ж</u>	垤		155		186		191		219		242
繰	越	内431		内489		内586		内595		内595	
邢	咫		572		632		742		735		773

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

# 参考指標 2:0ECD非加盟国との相互協議事案の処理状況

(単位:件)

_	7 7 - 11									(1)		
	事務	年度	令和2	年度	3年	三度	4年	度	5年	度	6年	度
	発	生	内34		内49		内65		内43		内62	
	光	工.		41		76		101		65		112
	Ьп	TH	内20		内33		内24		内37		内85	
	処	理		42		59		39		74		104
	繰	越	内173		内189		内230		内236		内213	
	採	咫		256		273		335		326		334

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

# 参考指標 3:相互協議事案の平均的処理期間

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処理期間	内29.2	内31.6	内30.5	内35.8	内42.4 39.6

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

# 施策 実1-5-5:外国税務当局との知見の共有

# 取組内容

国際的な脱税等への対応や二重課税の排除に加え、納税者サービスの向上やコンプライアンスの向上等も各国に共通する税務執行上の課題となっていることから、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の策定に関する議論へ積極的に参画します。また、アジア税務長官会合(SGATAR)(用語集参照)、OECD税務長官会議(FTA)(用語集参照)をはじめとするOECD関連会議等の多国間の国際会議や二国間会合を、オンラインでの実施を含め有効に活用し、外国税務当局と諸問題に関する知見の共有を図ります。

(単位:月)

# 定性的な測定指標

[主要] 実1-5-5-B-1:外国税務当局との知見の共有

# (令和6事務年度目標)

各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。

# (目標の設定の根拠)

各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解 決のために重要であることから、目標として設定しています。

○参考指標1「税務当局間の主な国際会議」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

# (実績)

OECD等の国際会議へ積極的に参画し、二つの柱(用語集参照)からなる経済のデジタル 化に伴う国際課税上の課題への対応に執行の観点から貢献したほか、アジア税務長官会合(S GATAR)やOECD税務長官会議(FTA)関連会合等において、税務行政のデジタル化、 キャパシティビルディング(開発途上国税務当局の能力構築への協力)等について各国税務当 局と経験の共有を図るとともに、開発途上国への技術支援及び税源浸食と利益移転(BEPS) 対策の着実な実施や税分野における協調的な関係の強化等に取り組みました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

### (目標の達成度の判定理由)

国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針(OECD移転価格ガイドライン(用語集参照)等)の整備に引き続き貢献しました。また、BEPS対策の実施、二つの柱からなる経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、オンライン形式での参加を含むOECD関連会議やアジア税務長官会合(SGATAR)等の多国間会合、SGATAR研修(国際機関と共催で国内(東京)において開催)等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して知見の共有を図り、その解決に取り組 んだことから、達成度は「○」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

参考指標 1:税務当局間の主な国際会議

会 議 名	検 討 状 況
アジア税務長官会合 (SGATAR) (令和6年10月開催)	令和6年10月、韓国において、アジア太平洋地域の税務当局の長官クラスが参加する会合が開催され、「紛争の防止及び解決の効果的なメカニズム」、「税務行政のデジタル化」及び「租税政策及び税務行政に関する近年の動向」について意見交換が行われました。
OECD税務長官会議 (FTA) 関連会議 (令和6年11月、令和 7年5月開催)	令和6年11月、ギリシャにおいて、FTA参加国全体による本会合が開催され、参加国の税務当局の長官が参加しました。本会合では、税務行政のデジタルトランスフォーメーションや、二つの柱の解決策の実施と税の安定性、税に関するキャパシティビルディング(開発途上国税務当局の能力構築への協力)等について意見交換が行われました。また、令和7年5月、フランスにおいて、日本を含む主要な参加国の税務当局の長官が参加する、FTAの運営部会であるビューロ会合が開催され、FTA全体の活動方針や令和7年の本会合の議題等について議論が行われました。
SGATAR研修 (令和7年3月開催)	国税庁・アジア開発銀行共催で国内(東京)において開催され、 アジア太平洋地域の税務当局実務者クラス29名が参加し、国際機関 職員・国税庁職員ほか外国税務当局職員も講師等を務め、滞納の未 然防止や徴収事務の効率化、徴収共助に関するワークショップが行 われました。

(出所) 長官官房国際業務課調

# 施策 実1-5-6:開発途上国に対する技術協力

税務行政に関する技術協力は、開発途上国の税務行政の改善・向上を支援することを目的としています。また、こうした協力により、日本の税務行政に対する理解者が育成され、両国税務当局間の協力関係の強化が図られるほか、投資環境の改善を通じ我が国経済への貢献も期待されます。

# 取組内容

このような観点から、政府開発援助 (ODA) の枠組みなどの下、主にアジアの開発途上国職員を対象として、日本国内で実施される研修への受入れや現地への講師等の派遣を中心に、要望があればオンラインも活用しながら、国際課税、納税者サービス、徴収などの税務行政上の諸問題に関する知識・経験の提供に積極的に取り組みます。

なお、技術協力の実施に当たっては、BEPSなど国際課税に関する国際的な取組の動向、相手国税務当局の要望などを踏まえつつ、我が国の知識・経験を効果的かつ効率的に提供するよう取り組みます。

# 定量的な測定指標

[主要]	4	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
	A-1:開発途上 る技術協力の	目標値	_	_	90	90	90
満足度	(単位:%)	実績値	92. 4	93. 0	98. 9	99. 3	99. 5

(出所) 税務大学校調

- (注1)数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) 数値(割合)は、それぞれの研修のアンケートで得られた数値を単純平均したものです。
- (注3) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.192に記載しています。
- (注4) 令和4年度において、従前の2つの指標(「受入研修」、「職員派遣」)を統合しました。令和2年度及び3年度のそれぞれの指標の実績値は、受入研修:95.5%、93.3%、職員派遣:89.2%、93.9%です。

#### (目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として実施した研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

○参考指標1「開発途上国に対する技術協力」

## 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員に対して講義・ 視察等の研修を実施しました。

# 目標の達成度の 判定理由

実施に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、それぞれの税務行政の現状や課題も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野に関する十分な知識と経験を有する職員を講師とするなど、技術協力が各国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。

これらの支援は、アジア諸国を中心とする税務当局との協力関係の強化及びそれら諸国の投資環境の改善にも資するものです。

令和6年度は、相手国からのニーズが高い対面開催を中心に実施するとともに、要望に 応じてオンラインも併用するなど、様々な方式による研修を行いました。

こうした取組の結果、技術協力の満足度は99.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「〇」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実1-5-6に係る参考情報

# 参考指標 1:開発途上国に対する技術協力

① **受入研修** (単位:国、人)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国際税務行政セミナー	国数	-	14	3	8	11
(ISTAX) (一般)	人数	1	14	3	8	12
国際税務行政セミナー	国数	-	10	5	8	10
(ISTAX) (上級)	人数	1	10	5	8	11
国税庁実務研修	国数	7	8	5	7	9
图忧月 天扬如形	人数	9	9	6	13	17
国際課税研修	国数		6	4	8	8
国际味 <b>沉</b> 圳19	人数	1	11	6	8	8
国別税務行政研修	国数	1	2	4	4	6
国	人数	15	136	355	61	53
合 計	国数	8	40	21	35	44
	人数	24	180	375	98	101

- (出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調
- (注1)「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。
- (注2) 令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や相手国からの要望により、一部の講義をオンラインで実施しています。

②職員派遣 (単位:国、人)

会計年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
短期のもの	派遣国数	2	2	3	2	3
短期のもの	派遣人数	3	8	6	4	5
長期のもの	派遣国数	4	4	3	3	3
(1年以上)	派遣人数	4	4	3	3	3
<b>△</b> ∌l.	派遣国数	6	6	6	5	6
合 計	派遣人数	7	12	9	7	8

- (出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調
- (注1) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。
- (注2) 令和 5 年度及び 6 年度は、「短期のもの」の一部の研修について、オンラインを併用し現地の別会場に配信しました。
- (注3)「長期のもの(1年以上)」は、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的としたJICAの「長期専門家」として派遣した職員の数値です。

# 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

# 参考指標

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

# (実1-5-1: 税務当局間の要請に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

# (実1-5-2:共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施)

租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。

# (実1-5-3:国別報告事項(СЬСR)の情報交換の的確な実施)

多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施します。

# (実1-5-4:相互協議事案の適切・迅速な処理)

協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。

# (実1-5-5:外国税務当局との知見の共有)

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図ります。

# (実1-5-6:開発途上国に対する技術協力)

各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題 に関する知識・経験等の技術協力を実施します。

財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

該当なし

実績	目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
	1					

上記の実績目標に関連する予算額はありません。

実績目標に関連する
施政方針演説等内閣
の主た重亜体等

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)

# (実1-5-1:税務当局間の要請に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を 入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国 税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応しました。

# (実1-5-2:共通報告基準 (CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施)

租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、C RSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施しました。

# (実1-5-3:国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施)

# 前事務年度の実績評 価結果の施策への反 映状況

多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移 転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施しました。

# (実1-5-4:相互協議事案の適切・迅速な処理)

協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めると ともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・ 迅速な処理に努めました。

# (実1-5-5:外国税務当局との知見の共有)

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に 貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図りました。

# (実1-5-6:開発途上国に対する技術協力)

各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税 務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施しました。

担当部局名

長官官房(国際業務課、相互協議室)、課税 部 (課稅総括課)、調查查察部 (調查課)、税 ▮実績評価実施予定時期 務大学校

令和7年10月

# 〇 実績目標(大)2:酒類業の健全な発達の促進

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。さらに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むなど、積極的に役割を果たしていきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が 創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む とともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適 切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所(用語集参照)とも連携 しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取 り組みます。さらに、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等 に向けた取組を実施します。

# 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

農林水産物・食品の輸出額については、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標額が設定されました。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月25日改訂)において、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされるとともに、重点的に取り組むターゲット国・地域<sup>(注)</sup>が定められたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組みます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

(注) ターゲット国・地域

清酒 : 米国、中国、香港、EU・英国、台湾、韓国、シンガポール

(「その他」の国・地域として東南アジア、南米等含む)

ウイスキー: EU・英国、米国、中国、台湾

(「その他」の国・地域として東南アジア等含む)

本格焼酎・泡盛:中国、米国、台湾

(「その他」の国・地域として東南アジア等含む)

# 上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」

実 2-1:日本産酒類の輸出促進の取組

実 2-2: 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実 2-3:酒類の公正な取引環境の整備

実 2-4:構造・経営戦略上の問題への対応

実 2-5:独立行政法人酒類総合研究所との連携

実 2-6:20 歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実 2-7: 酒類に係る資源の有効な利用の確保

# ○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2023改訂版」(令和5年6月16日閣議決 定) ○「知的財産推進計画2023」(令和5年6月16日知的財産推進本部決定) ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(令和5 年6月16日) ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和4年9月13 日農林水産物・食品輸出本部決定) ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」(令和6年2月19 関連する内閣の基本方針等 ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議 決定) |○「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産 業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月25日改訂) ○「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策 本部決定) ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活 動に関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定) ○「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定) ○「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・

# 実績目標(大)2についての評価結果

# 実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

# 評定の理由

実績目標(大) 2 は、施策「実 2-1」から「実 2-7」までの評定を総合して評価を行いました。

地域の活力創造本部、令和3年12月24日最終改訂)

「実2-2」から「実2-7」までの評定は「s 目標達成」でしたが、「実2-1」の評定は「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

# (必要性・有効性・効率性等)

酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、適切な法執行の確保を図るとともに、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつ、酒類業の振興の強化を図ることは、重要な取組です。

日本産酒類の輸出促進の取組に関しては、政府全体として農林水産物・食品の輸出促進に取り組むほか、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和7年5月30日最終改訂)も踏まえ、日本産酒類の認知度向上や販路拡大、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を踏まえた広報活動、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に積極的に取り組みました。

また、酒類の安全性の確保に関しては、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう、全国市販酒類調査で得られた成分分析結果等を基に、酒類製造者への技術指導等に取り組み、酒類の公正な取引環境の整備に関しては、酒類業者に対し、「酒類の公正な取引に関する基準」(用語集参照)等を周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

# (令和6年度行政事業レビューとの関係)

日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業

令和6年度行政事業レビューにおける推進チームの所見「日本産酒類の国際的な競争力を強化し、輸出促進を図るため、引き続き、商談においては対面のほか、ICT活用等の効果を検証し、更なる施策の検討・推進に取り組むとともに、日本食の振興施策等

実績の分析

関連省庁との連携強化を図る。」を踏まえ、対面・オンライン商談双方の効果検証や国内・海外現地双方の酒類業者のニーズを考慮しつつ、効果的な商談機会の提供や商談支援を実施しました。

また、関係省庁やジェトロ・JFOODO(用語集参照)、業界団体等の関係機関との情報共有や意見交換等を通じ、綿密に連携・協調して日本産酒類の輸出促進に取り組みました。(予算事業 I D001364)

• 清酒製造業近代化事業費等補助金

令和6年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、市場の動向等を勘案し、効果的に施策を進めたところ、国際空港キャンペーンにおける集客数がコロナ禍前の水準に回復するなど、より多くの訪日外国人等に対する情報発信・國酒への正しい知識の普及の促進に取り組みました。(予算事業 I D001365)

· 日本産酒類海外展開支援事業費補助金/新市場開拓支援事業費補助金/酒類業振興支援事業費補助金

令和6年度行政事業レビューにおける推進チームの所見「補助金を効果的・効率的に活用していくため、当該事業の効果検証を適正に行うとともに、補助事業の成果について、業界全体へ適切にフィードバックし、酒類業振興のため、より効果的な情報発信のあり方について検討を行う。」を踏まえ、補助事業者から提出された「事業化状況報告書」の報告内容を分析し、事業の効果検証を進めるとともに、補助事業の成果について他の酒類業者の参考とすべき事例をとりまとめ、国税庁ホームページで公表し、情報発信を行いました。(予算事業ID001421/001831/018556)

• 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金

令和6年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しをさせて、コスト削減を図りました。 (反映額:▲3百万円) (事業予算ID001367)

• 独立行政法人酒類総合研究所施設整備費補助金

令和6年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、補助金の交付は、対象施設・設備の修繕等について、その必要性などを考慮して交付決定を行いました。 (予算事業 I D002598)

# 施策

#### 実2-1:日本産酒類の輸出促進の取組

農林水産物・食品の輸出額については、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日 閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標額が設定されました。また、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月25日改訂)において、重点29品目及びターゲット国・地域ごとの輸出額目標等が定められました。

# 取組内容

日本産酒類の輸出促進については、清酒、ウイスキー及び本格焼酎・泡盛の3品目が重点品目とされるとともに、重点的に取り組むターゲット国・地域が定められているところ、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和5年12月改訂では、今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域も新たなターゲット国・地域として位置付け、輸出先国・地域の多角化を図るとされたことを踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、認知度向上や販路拡大等に積極的に取り組みます。

また、関係省庁・機関等とも連携して、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に取り組みます。加えて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和3年12月改訂により、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)を見直し「有機酒類」(用語集参照)を対象に追加した上で、海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるとされたことを踏

まえ、関係省庁と連携して当該交渉を進めるなど、輸出環境の整備に取り組みます。

さらに、「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産へ提案されたことを踏まえ、文化庁や 「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での 機運を醸成するための様々な広報活動に取り組みます。

○参考指標1「酒類の輸出金額(酒類別含む)及び伸び率」

#### 定量的な測定指標

[主要]
実2-1-A-1:日本産
酒類の輸出促進の
ための新規販路の
開拓支援
1713 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

.... (単位:者)

,	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
目標値	① 展 示 会 等参加事業者数	20	400	500	550	400
日保旭	②セミナー参加事業者数	_	500	800	800	800
中结仿	① 展 示 会 等参加事業者数	377	435	603	394	533
実績値	②セミナー参 加事業者数	_	1, 049	1, 047	872	1, 269

(出所) 課税部酒税課調

- (注1)展示会等参加事業者数は、展示会や商談会(オンライン開催や招へい分を含む)に参加した酒類事業者数及 び現地参加した流通事業者数(商談会開催地でレストラン等関係者へ酒類販売ができる者の数)をいいます。
- (注2) セミナー参加事業者数は、輸出促進コンソーシアム開催のセミナー (オンラインで実施) に参加した酒類事業者数をいいます。

### (目標値の設定の根拠)

令和6事務年度においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の令和5年12月改訂により輸出先国の多角化を図るとされたことを踏まえ、ターゲット国・地域及び今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域等に酒類輸出コーディネーター(用語集参照)を配置し、日本産酒類輸出促進コンソーシアム(用語集参照)とも連携した上で、同コーディネーターの活用による海外バイヤー向け商談会や海外レストラン等関係者向け商談会等を実施するほか、酒類等を対象とした海外展示会への出展による商談機会の提供を行うこととしています。

また、日本産酒類輸出促進コンソーシアムによる国内製造者と輸出商社等とのマッチング支援や輸出関連セミナーの開催等に取り組むこととしており、これらの取組について、以下の指標を設定しています。

- ① 商談機会である展示会等に参加した酒類事業者数(目標値:延べ400者以上)
- ② 輸出促進コンソーシアム開催のセミナーに参加した酒類事業者数(目標値:延べ800者以上)
- ○参考指標2「商談機会を提供した海外都市数」
- ○参考指標3「商談成立(見込)割合」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

# 目標の達成度の 判定理由

「① 商談機会である展示会等に参加した酒類事業者数」については、参加事業者の商談の質や効率の向上に取り組んだこと等により、目標値を達成しました(目標値400者に対し実績値533者)。

また、「② 輸出促進コンソーシアム開催のセミナーに参加した酒類事業者数」についても、酒類業者の要望等を踏まえて実施内容の充実を図ったこと等により、目標値を達成しました(目標値800者に対し実績値1,269者)。

上記のとおり、本件測定指標に設定した2つの目標値をともに達成したことから、達成 度は「○」としました。

# 定量的な測定指標

[主要] 実2-1-A-2:日本産 酒類の輸出促進の ための中長期的観 点からの支援

(単位:%)

	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
目標値	主な取組類型 の実施割合	100	100	100	100	100
実績値	主な取組類型 の実施割合	80	80	100	100	100

(出所) 課税部酒税課調

# (目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標の達成に向けて、日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和6事務年度においては、日本産酒類の認知度向上等のための取組として、海外におけるプロモーション・イベントや海外酒類専門家の招へい等を通じた国際的な情報発信、酒類の地理的表示(GI)制度(用語集参照)の普及拡大に向けた取組を実施するほか、補助事業として、酒類業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓といった日本産酒類の高付加価値化や認知度向上に向けた取組、国内外の新市場を開拓するなどの酒類業の経営改革・構造転換に向けた取組への支援を実施することとしています。

これらの取組を以下の類型に分類し、それぞれの実施結果を総合した実施割合を指標として設定しています。

- ① 国際的プロモーション
  - ①-1 海外酒類専門家の招へい等
  - ①-2 海外におけるプロモーション・イベント
- ② 日本産酒類のブランド化の推進
  - ②-1 ブランド化推進に係る取組
  - ②-2 酒類の地理的表示(GI)の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施
- ③ 酒類事業者向け補助金による支援
- ○参考指標4「補助金説明会の開催回数・参加人数」
- ○参考指標 5 「酒類事業者向け補助金交付決定件数」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

日本産酒類の海外での消費定着に向けた中長期的観点から、様々な取組を実施しました。

「①-1 海外酒類専門家の招へい等」については、令和7年1月から2月にかけて、清酒及び焼酎・泡盛の2回に分けて海外酒類専門家を招へいし、日本産酒類の特徴等の調査やヒアリング、海外酒類専門家の知見を共有するセミナーを実施しました。

「①-2 海外におけるプロモーション・イベント」については、米国テキサス州において、清酒と非日本食とのペアリングに関し、レストラン関係者向けのセミナーやスタッフトレーニング、一般消費者向けのレストランキャンペーンを開催したほか、料理・製菓等業界の専門人材育成機関において、将来のシェフ層等を対象にセミナーを開催しました。

# 目標の達成度の 判定理由

- 「②-1 ブランド化推進に係る取組」については、酒類事業者向け補助金により、海外ニーズを踏まえ、強みを活かした海外展開をするための現地調査及びブランド戦略の構築等の取組を支援しました。
- 「②-2 酒類の地理的表示の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、GIの新規指定を検討している地域や既存GIの見直しを検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、3件のGIの指定及び1件の既存GIの変更を行いました。

「③酒類事業者向け補助金による支援」については、酒類事業者によるブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場

開拓などの意欲的な取組を支援するため、243件の事業に対し補助金(日本産酒類海外展開支援事業費補助金及び酒類業振興支援事業費補助金)の交付決定を行いました。

上記の取組等により、主な取組類型の実施割合は100%となり、目標値を達成したことから、達成度を「〇」としました。

# 定性的な測定指標

実2-1-B-1:日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組

### (令和6事務年度目標)

日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。

また、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施するとともに、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉を進めるなど、輸出環境整備にも取り組みます。

さらに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録の実現に向けて、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での機運を醸成するための様々な広報活動に取り組みます。

各事業の実施に当たっては、オンラインの活用等により実現可能で効果が見込まれる実施手段を検討します。

# (目標の設定の根拠)

日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。

各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であり、目標の達成度はこのような観点も含めて評価することが適当であることから目標として設定しています。

### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

日本産酒類の輸出促進を図るため、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁や関係機関と連携・協調しつつ、海外需要の開拓やブランド化の推進などの各種施策を 実施しました。

さらに、令和6年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、 その魅力発信や認知度向上等を目的として、関係機関と連携し、様々な周知・広報や機運醸成 に取り組みました。

実績及び目標の達成度の判定理由

加えて、関係省庁と連携し、各種国際交渉の機会を通じて、関税や輸入規制の撤廃等のほか、日本産酒類のGIの保護、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同等性の相互承認を求めるなど、輸出環境整備に取り組みました。

### (目標の達成度の判定理由)

関係省庁や関係機関との連携等については、米国のジャパン・ハウス ロサンゼルスにおいて、米国輸出支援プラットフォームと連携して商談会やセミナーを実施したほか、トルコにおいては、アルコールに関する厳しい規制等があることを踏まえ、在イスタンブール日本国総領事館と連携し、同館のネットワークや施設等を活用して商談会やセミナーを実施しました。

さらに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録の実現に向けて、文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等の関係機関と連携して国内外での機運を醸成するための様々な広報活動に取り組みました。その後、令和6年 12 月に「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産への登録が実現し、登録後においても、関係機関と連携して、国

内外でのシンポジウムの開催や大阪・関西万博の機会を活用したPRなど、様々な広報活動に 取り組みました。

国際交渉については、関係省庁と連携し、有機酒類に係る日本農林規格と海外の規格との同 等性の相互承認を得るための交渉を進め、令和7年5月 18 日からEUへの同等性を利用した 有機酒類の輸出が可能となりました(EUからの同等性を利用した有機酒類の輸入は、令和7 年5月16日から可能となりました。)。

# 実績及び目 標の達成度 の判定理由

また、米国内で流通可能なワイン及び蒸留酒の容量は、連邦規則に基づき特定の容量に限定 されており、ワインや焼酎を四合瓶 (720mL)、一升瓶 (1.8L) 等の容量で米国へ輸出できる よう要望しておりました。令和7年1月8日に上記連邦規則が改正されたことにより、これま で日本が要望していたワインや焼酎の容量は全て米国において流通可能となりました(令和7 年1月10日発効)。カナダ(令和5年8月31日から)及び台湾(令和6年1月1日から)と の間で同等性を利用した有機酒類の輸出入が可能となりました。

また、インドへ日本酒を輸出する場合、IS017025 を有する分析機関が発行した分析証明書 をインド当局へ提出する必要がありましたが、インド当局と通関手続の簡素化について交渉し た結果、インドにおいてGI「NIHONSHU/JAPANESE SAKE」を登録することにより、当該分析証 明書を添付せずに日本酒を輸出できるようになりました。

このように、日本産酒類の輸出促進のため、事業者のニーズを踏まえつつ、関係省庁や関係 機関との連携を図りながら、効果的・効率的な取組を実施したことから、達成度は「○」とし ました。

# 施策についての評定

a 相当程度進展あり

# 評定の理由

上記のとおり、全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も日本産酒類の更な る輸出拡大に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

# 実2-1に係る参考情報

参考指標 1:酒類の輸出金額(酒類別含む)及び伸び率

暦 令和2年 3年 4年 5年 6年 (453.9)(572, 5)(549.3)(545, 9)(243.0)輸出金額 114,658 71,030 139, 203 134, 408 133, 710 24, 141 40, 178 47, 489 41,082 43, 456 清 酒 ウイスキー 27, 115 46, 114 56,060 50,092 43,635 ビール 7,361 21,045 5, 772 10,746 17,906 リキュール 8,623 12,067 13,610 12, 433 14, 191 1,201 1,746 2, 172 1,641 1,721 焼酎 ワイン 348 687 686 567 643 その他 3,830 6,474 8,440 10,688 9,020

(出所) 財務省貿易統計

(注)輸出金額欄上段のかっこ書きは、平成24年(207億円)からの伸び率を記載しています。

# 参考指標 2:商談機会を提供した海外都市数

(単位:都市)

(単位:百万円、%)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
商談機会 提供都市数	0	7	13	34	52

(出所) 課税部酒税課調

(注)展示会出展や商談会(対面型)を実施した海外都市数を記載しています。

# 参考指標 3: 商談成立(見込)割合 (単位:%、件)

会計年度	令和4年度	5年度	6年度
割合	(7, 226)	(8, 874)	(10, 412)
	27. 8	27. 1	34. 6

(出所) 課税部酒税課調

- (注1) 上段のかっこ書きは、展示会等参加事業者 (P.161 参照) と海外バイヤーとの商談件数を記載しています。
- (注2) 数値は上記商談件数に対する成約件数(見込含む)の割合です。
- (注3) 令和4年度から集計しています。

### 参考指標 4:補助金説明会の開催回数・参加人数

(単位:回、人)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	214	228	212	246
参加人数	2, 644	2, 872	2, 609	3, 155

(出所) 課税部酒税課調

# 参考指標 5:酒類事業者向け補助金交付決定件数

(単位:件)

会計年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
補助金交付 決定件数	265	324	257	243

(出所) 課税部酒税課調

# 実2-2:酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の取組を行います。

# 1. 酒類製造業者への指導・相談

## (1) 全国市販酒類調査

消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性に係る成分、品質及び表示事項を調査し、その結果を酒類製造業者への技術指導に活用するとともに消費者に情報提供します。

# (2) 酒類製造業者の製造工程の改善に関する指導・相談

全国市販酒類調査の結果等を踏まえ、酒類製造業者に対し製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施します。

なお、製造工程の改善に関する相談については、酒類製造業者から把握したニーズや技術相談についてのアンケート調査の結果を踏まえつつ、品質評価結果や理化学的根拠に基づき助言を行うなど、相談事務の質の向上を図ります。

# 取組内容

施策

# 2. 酒類の安全性の確保及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

# (1) 酒類の成分の実態把握等

国内外において取り上げられている酒類の安全性に係る成分について実態把握を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施し、その情報を提供します。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会(用語集参照)において、近年、酒類の安全性に係る成分についても多岐にわたって取り上げられていることから、酒類に関係する規格等の策定に参画します。

# (2) 酒類業者に対する表示事項確認調査等

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「酒類業組合法」といいます。)に基づく酒類の表示義務事項

及び表示基準に基づく記載事項について講習会等において周知・啓発等を行うとともに、 表示事項確認調査や全国市販酒類調査を実施し、適正な表示がなされていない場合には、 是正指導を行います。

また、酒類業者に対して、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の履行状況について確認調査を実施し、適正に履行されていない場合には、是正指導を行います。

# 定量的な測定指標

[主要]	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
実2-2-A-1:酒類製造業 者の製造工程の改善に 関する相談の満足度 (単位:%)	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	95. 7	94. 9	94. 1	95. 1	94. 9

(出所) 課税部鑑定企画官調

- (注1)数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段 階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.193に記載しています。

# (目標値の設定の根拠)

酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標1「全国市販酒類調査点数」
- ○参考指標2「酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数」

# 目標の達成度



# 目標の達成度の 判定理由

製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、全国市販酒類調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ実施しました。

相談についての満足度は94.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

# 定性的な測定指標

実2-2-B-1:酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上

# (令和6事務年度目標)

酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関する問題を把握した場合には、その原因究明を迅速 に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図 るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。

# (目標の設定の根拠)

酒類の安全性に関する問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標3「酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合」
- ○参考指標4「酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。

また、酒類における有機の表示基準(国税庁廃止告示)の経過措置が令和7年9月30日に終了することに伴い、酒類業者等に対して、日本農林規格等に関する法律に基づく表示方法等の周知に努めました。

# (目標の達成度の判定理由)

目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。

# 1. 全国市販酒類調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。

また、分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。

なお、調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」 (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm) で公表しています。

# 2. 酒類の成分の実態把握等

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

全国市販酒類調査のほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。

放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、令和6年度は2,171点(延べ約26,800点)の酒類及び醸造用水について分析を行いましたが、食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものはありませんでした。

なお、調査結果については、国税庁ホームページの「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm)で公表しています。

このほか、コーデックス委員会で議論されている安全性に係る事項について、国内における実態を把握するための情報収集を行いました。

#### 3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査等

消費者の適切な商品選択を支援し、表示の適正化を図るとともに、消費者利益に資するため、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、全国市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。

消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。

また、酒類業者に対して、関係組合が実施する講習会等で表示制度を周知しました。

このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

参考指標 1:全国市販酒類調査点数

(単位:点)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査点数	1,630	1, 583	1, 490	1, 584	1,530

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 「全国市販酒類調査」においては、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

#### 参考指標 2:酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指導相談件数	1, 764	1, 566	1, 341	1, 446	1, 388

(出所) 課税部鑑定企画官調

# 参考指標 3:酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合

(単位:%)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
割合	0.4	0.3	0.3	1.8	2. 3

(出所) 課税部鑑定企画官調

- (注1) 上記参考指標1「全国市販酒類調査」において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。
- (注2) 令和5事務年度以降、令和元年6月国税庁告示第6号に掲げる経過措置満了に伴い、「20歳未満の者の 飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示が無いものを含めて計上しています。

#### 参考指標 4:酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数

(単位:件)

事	務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査	実施件数	298	707	765	629	918

(出所) 課税部酒税課調

(注) 令和5事務年度の「調査実施件数」については、令和5事務年度実績評価書から訂正を行いました。

# 実2-3:酒類の公正な取引環境の整備

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」(用語集参照)(以下「指針」といいます。)や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」(以下「取引基準」といいます。)を酒類業者へ周知・啓発し、酒類業者の自主的な取組の推進を図ります。

# 取組内容

施策

また、取引基準等に照らし問題があると疑われる場合には、取引状況等実態調査を実施し、 改善を指導するほか、必要に応じて公正取引委員会とも連携しつつ、酒類の公正な取引環境の 整備に取り組みます。

なお、取引状況等実態調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する 必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

# 定量的な測定指標

[主要]	事務年度	令和2年度	3 年度	4 年度	5 年度	6年度
実2-3-A-1:酒類の取引 状況等実態調査による 指示・指導事項の改善 割合 (単位:%)	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	100	97. 6	100	100	100

(出所) 課税部酒税課調

(注)数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。

# (目標値の設定の根拠)

酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

- ○参考指標1「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」
- ○参考指標2「酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数」
- ○参考指標3「フォローアップ調査の実施状況」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、取引 基準や指針の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると 認められる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況 等実態調査を実施しました。

# 目標の達成度の 判定理由

調査の結果、取引基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

また、取引基準に基づく指示又は指針に基づく指導等により、改善指導を行った酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

こうした取組の結果、指示・指導事項の改善割合は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実2-3に係る参考情報

#### 参考指標 1:酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

(単位:者)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査件数	153	160	146	102	103

(出所) 課税部酒税課調

(注)調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

令和6年度は、「酒類の公正な取引に関するお尋ね(照会)」を2,984 件発送し、取引基準及び指針の周知・啓発を行うほか、販売業者の取組状況等を確認するなど、公正な取引環境の整備に向けた施策を実施しました。

# 参考指標 2:酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数 (単位:件(者))

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指示件数	7	2	2	3	3
指導件数	18	6	4	4	10

(出所) 課税部酒税課調

(注) 取引基準に則していない取引が認められた場合には、取引基準を遵守すべき旨の指示を行い、直ちに指示には至らなかったものの、今後も同様の行為が行われると取引基準に違反するおそれがあると認められた場合には、厳重に指導を行うこととしています。

参考指標 3:フォローアップ調査の実施状況

(単位:件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
フォローアップ 調査件数	14	13	6	14	7
(場数)	(41)	(41)	(10)	(21)	(14)
うち 改善件数	14	12	6	14	7
(場数)	(41)	(40)	(10)	(21)	(14)

(出所) 課税部酒税課調

# 施策 実 2-4:構造・経営戦略上の問題への対応

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、業界団体が実施する各種の取組を支援していくとともに、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、融資制度や補助金等の中小企業支援施策等の情報提供、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を実施します。

# 取組内容

酒類業者向けの研修については、酒類業界の状況や課題等を踏まえ、経営管理、マーケティング、ブランド化のほか、海外展開、知的財産等を内容とする研修を実施することにより、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援します。

また、日本酒造組合中央会(用語集参照)では、清酒製造業及び単式蒸留焼酎(用語集参照)製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、国内外に対する清酒及び単式蒸留焼酎の振興のための取組を行っています。当該事業については、補助金の交付によりその活動を支援します。

# 定性的な測定指標

# [主要] 実2-4-B-1:構造・経営戦略上の問題への対応

## (令和6事務年度目標)

業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。

また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。

日本酒造組合中央会の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を 確保します。

# (目標の設定の根拠)

中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1「経営活性化研修の開催回数・参加人数」

# 目標の達成度

# $\bigcirc$

#### (実績)

経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

酒類業者の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(123回、1,684人受講)したほか、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向け

た自主的な取組を支援しました。

また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金(令和6年度執行額598百万円)を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。

日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎の正しい商品知識の普及などによる需要振興等の各種事業を実施しました。

このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「〇」としました。

# 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実2-4に係る参考情報

# 参考指標 1:経営活性化研修の開催回数・参加人数

(単位:回、人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	39	47	88	92	123
参加人数	641	996	1,823	1,817	1,684

(出所) 課税部酒税課調

# 施策

# 実 2-5:独立行政法人酒類総合研究所との連携

# 取組内容

酒類は、原料・製造方法等によりその品目及び税率が定められていることから、酒類の適正 課税や適正表示を確保するための分析・鑑定を実施する必要があるほか、その安全性を確保す るためにも分析を実施する必要があります。これらのうち、国税局で実施できない高度な分 析・鑑定について、独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施します。

また、酒類の品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援のため、 国税局で実施する酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するほか、その 研究成果を講習会資料の作成に活用するなど、独立行政法人酒類総合研究所と連携した取組を 実施します。

# 定性的な測定指標

# [主要] 実2-5-B-1:独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援

# (令和6事務年度目標)

酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化の ための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。

# (目標の設定の根拠)

独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標1 「国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数」
- ○参考指標2「独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数」

# 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

#### (実績)

独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、 酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の 分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。

また、酒類製造業者に対する技術指導・相談に独立行政法人酒類総合研究所の業務によって 得られた知見を活用したほか、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の 鑑評会等を実施しました。

その他、独立行政法人酒類総合研究所で行う酒類醸造講習等に国税庁職員を派遣するなど、 独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。

# 実績及び目 標の達成度 の判定理由

# (目標の達成度の判定理由)

独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のため に、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。

酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析等について、独立行政法人酒類総合研究 所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。

また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活 用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。

さらに、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施する ことにより、地域ブランドの確立に貢献しました。

その他、独立行政法人酒類総合研究所で行う酒類醸造講習等に国税庁職員を派遣し、酒類業 界の人材育成を行いました。

このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全 性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達 成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実2-5に係る参考情報

#### 参考指標 1:国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位:点)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
依頼分析点数	1, 809	2, 147	2, 458	2, 521	2, 403

(出所) 課税部鑑定企画官調

# 参考指標 2:独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数 (単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
審査員	23	29	31	47	45
講師	25	33	44	42	57

(出所) 課税部鑑定企画官調

# 施策

# 実 2-6:20 歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対し て適切な酒類販売管理研修の実施について指導します。

# 取組内容

また、酒類販売管理協力員(用語集参照)を通じて酒類小売販売場の情報収集を行うととも に、酒類の販売管理調査を実施して酒類販売管理者(用語集参照)選任状況や「二十歳未満の 者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認し、問題点が認められた販売場に対して改

善指導を行い、酒類の適正な販売管理の確保を図ります。

さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、 国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。

また、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を目的としたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)を踏まえ、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

# 定性的な測定指標

# [主要] 実2-6-B-1:20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組

#### (令和6事務年度目標)

20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等を行います。

#### (目標の設定の根拠)

社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに、広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標1「酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数」
- ○参考指標2「酒類販売管理調査場数」
- ○参考指標3「酒類自動販売機の設置状況」

# 目標の達成度

# $\bigcirc$

#### (実績)

20歳未満の者の飲酒防止対策等については、酒類の販売管理調査を実施し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認するとともに、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。

また、関係組合等が実施した「20歳未満飲酒防止キャンペーン」等を支援し、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。

さらに、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)や、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等も踏まえ、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。

# 実績及び目標の達成度 の判定理由

# (目標の達成度の判定理由)

酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて4,725場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、販売場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「20歳未満飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を 実施したほか、関係組合等が実施する「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤 廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる 減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向 上等を図りました。

さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「アルコール健康障害対策基本法」(平成25年法律第109号)に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)や、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガ

イドライン」等を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、20歳未満の者の飲酒を含むアル コール関連問題について周知・啓発を行いました。

このように、20 歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図る取組を積極的に 行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実2-6に係る参考情報

# 参考指標 1:酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数

(単位:場)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確認場数	_	9, 530	8, 783	4, 463	4, 725

<sup>(</sup>出所) 課税部酒税課調

# 参考指標 2:酒類販売管理調査場数

(単位:場)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査場数	1, 859	4, 776	5, 321	3, 585	4, 751

<sup>(</sup>出所) 課税部酒税課調

# 参考指標 3:酒類自動販売機の設置状況

(単位:台)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
設置台数	内1,856	内1,720	内1,414	内1, 238	内1,055
	12,094	11,468	10,204	9, 313	8,521

- (出所) 課税部酒税課調
- (注1)翌年度4月1日現在の状況です。
- (注2) 内書きは、購入者の年齢確認機能がついていない酒類自動販売機の設置台数を示します。

# 施策 | 実 2-7:酒類に係る資源の有効な利用の確保

# 取組内容

酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」(用語集参照)等において、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行います。

# 定性的な測定指標

### 「主要」実2-7-B-1:酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応

# (令和6事務年度目標)

地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、酒類業の事業所管庁として周知・啓発活動を行います。

#### (目標の設定の根拠)

酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、社会的要請に対応し、酒類に係る資源の有効な利用を確保するために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標1「酒類業組合等に対する行政施策の説明回数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

<sup>(</sup>注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認は行いませんでした。

# (実績)

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。

# 実績及び目標の達成度の判定理由

#### (目標の達成度の判定理由)

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」や地球規模の環境問題に関する取組等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kankyohorei/index.htm)に掲載のパンフレット等を活用して社会的要請に対応するとともに、リデュース・リユース・リサイクル(用語集参照)への意識の向上を図りました。

このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「〇」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

# 実2-7に係る参考情報

# 参考指標 1:酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
説明回数	1, 463	1, 581	2, 147	2, 096	2,071

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。 なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に 変動があります。

# 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

評価結果の反映

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

# (実2-1:日本産酒類の輸出促進の取組)

関係府省等と連携しつつ、海外における日本産酒類プロモーションイベントの実施などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行います。

### (実2-2:酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。

また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行います。

- 175 -

# (実2-3:酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された取引基準や、改訂された指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。

# (実2-4:構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

# (実2-5:独立行政法人酒類総合研究所との連携)

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

# (実2-6:20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の 飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実 施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)や、令和6年2月に厚生労働省が作成した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」等を踏まえ、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

# (実2-7:酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる 食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みます。

財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

該当なし

実績目標に係る予算額	令和3年度	4 年度	5 年度	6年度当初	行政事業レビュー に係る予算事業 ID
酒類業の健全な発達の促 進に必要な経費 (千円)	3, 380, 314	3, 360, 641	3, 152, 093	2, 095, 578	
日本産酒類の競争力強 化・海外展開推進事業 (千円)	1, 247, 694	1, 332, 053	1, 200, 273	841, 133	001364
清酒製造業近代化事業費等補助金 (千円)	599, 422	599, 832	620, 130	623, 164	001365
酒類業振興支援事業 (千円)		_		601. 695	018556
新市場開拓支援事業 (千円)	800, 000	_	600,000	_	001831
日本産酒類海外展開支援事業 (千円)	700, 792	1, 401, 695	701, 695	_	001421
独立行政法人酒類総合研 究所運営費交付金に必要 な経費 (千円)	1, 043, 245	1, 010, 829	1, 190, 170	966, 004	
独立行政法人酒類総合 研究所運営費交付金 (千円)	1, 043, 245	1, 010, 829	1, 190, 170	966, 004	001367
独立行政法人酒類総合研 究所施設整備に必要な経 費 (千円)	_	103, 289	130, 000	_	
独立行政法人酒類総合 研究所施設整備費補助 金 (千円)	_	103, 289	130, 000	_	002598
合 計 (千円)	4, 423, 559	4, 474, 759	4, 472, 263	3, 061, 582	

	区统	分	令和4年度	5 年度	6年度	7 年度
		当初予算	3, 051, 145	3, 067, 302	3, 061, 582	3, 128, 057
実績目標に係る	予算の状況	補正予算	1, 423, 614	1, 404, 961	1, 587, 448	_
予算額等	(千円)	繰越等	△1, 494, 540	△1, 192, 658	N. A.	
		合計	2, 980, 219	3, 279, 605	N. A.	
	執行額(千円)		4, 090, 950	4, 319, 124	N. A.	

<sup>(</sup>注) 令和6年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和7年11月頃に確定するため、令和7事務年度実績評価書に掲載予定です。

### (概要)

酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

# 実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

- ○「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22 日閣議決定)
- ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定)
- ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」(令和7年6月13日)
- ○「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)
- ○「知的財産推進計画2025」(令和7年6月3日知的財産戦略本部決定)
- ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農 林水産物・食品輸出本部決定、令和7年6月17日最終改正)
- ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」(令和7年6月17日農 林水産物・食品輸出本部決定)

- ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)
- ○「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)
- ○「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和7年5月30日改訂)
- ○「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部 決定)
- ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に 関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)
- ○「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域 の活力創造本部改訂、令和4年6月21日最終改訂)

# 実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

国税庁レポート 2025 (令和7年6月国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」 (国税庁ホームページ)

# (実2-1:日本産酒類の輸出促進の取組)

関係府省等と連携しつつ、海外のジャパン・ハウスにおける日本産酒類に関する情報発信のためのセミナーや、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行いました。

# (実 2-2:酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、全国市販酒類調査等により酒類の 安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表しまし た。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相 談を行いました。

さらに、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、 酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、 必要な指示を行いました。

# 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

#### (実2-3:酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された取引基準 や、改訂された指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自 主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違 反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連 携し、適切に対応しました。

## (実2-4:構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業者の経営改善等については、酒類業者に対する中小企業支援施策等の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援しました。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の 安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりそ の活動を支援しました。

#### (実2−5:独立行政法人酒類総合研究所との連携)

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施しました。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員

や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施しました。

#### (実2-6:20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)

前事務年度の実績評 価結果の施策への反

映状況

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めました。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援しました。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みました。

#### (実2-7:酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組みました。

担当部局等

課税部(酒税課、酒類業振興・輸出促進室、鑑 定企画官)

実績評価実施時期

令和7年10月

#### 〇 実績目標(大)3:税理士業務の適正な運営の確保

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

#### 実績目標の内容及び 目標設定の考え方

このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。

これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。

なお、各種事務の実施に当たっては、税理士会等の要望等も踏まえ、適切な対応に努めます。

#### 上記の「実績目標(大)」を達成するための「施策」

実3-1:税理士会等との連絡協調の推進

実3-2:税理士等に対する指導監督の的確な実施

実3-3:書面添付制度の普及・定着に向けた取組

#### 関連する内閣の基本方針等

該当なし

#### 実績目標(大)3についての評価結果

#### 実績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

#### (必要性・有効性・効率性等)

税理士業務の適正な運営の確保は、国税庁の3つの任務のうちの1つです。税理士がその使命を 踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の 確保に努めることは、重要な取組です。

実績の分析

税理士会等との連絡協調を図るため、定期的に協議会や意見交換会(以下「協議会等」といいます。)を開催し、添付書類を含めたe-Taxの利用拡大や確定申告期の相談体制の整備、キャッシュレス納付の利用拡大、租税教育の推進、インボイス制度の円滑な実施に向けた対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行いました。

また、税理士の資質向上の観点から、税理士会等が開催する研修会や説明会(以下「研修会等」 といいます。)への講師派遣を積極的に行いました。

税理士等に対する指導監督については、税理士法違反行為の未然防止を図るため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行うなどの取組を実施したほか、税理士法に抵触する税理士等に対しては、税理士専門官を中心に的確な調査等を実施し、懲戒処分等を行いました。

書面添付制度(用語集参照)については、税務行政の円滑化に資することから、添付書面の記載 内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的な方策を協議するなどの取組 を実施しました。

### 施策

#### 実 3-1: 税理士会等との連絡協調の推進

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであるため、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等の要望を踏まえた説明会を実施することにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

#### 取組内容

特に、税理士は、税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとされている(税理士法第39条の2)ことを踏まえ、税理士会等が開催する研修会等へ講師派遣を行います。

また、講師派遣を行った研修会等(オンラインによる開催を含みます。)については、アンケート調査を通じて把握した問題点について改善策を講じることなどにより、内容の充実を図ります。

#### 定量的な測定指標

[主要] 実3-1-A-1:税理士会等	会計年度	令和2年度	3年度	4 年度	5年度	6年度
への研修会等の評価 (単位:%)	目標値	75	80	80	80	85
(単位:90)	実績値	86. 5	86. 9	87. 5	86. 9	86. 0

(出所) 長官官房税理士監理室調

- (注1) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で 上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
- (注2) 令和6事務年度におけるアンケート調査の概要は、P.193に記載しています。

#### (目標値の設定の根拠)

税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等の推移を踏まえ、85%に引き上げました。

- ○参考指標1「税理士登録者数の推移」
- ○参考指標2「税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

税理士の資質向上の観点から、税理士の綱紀監察やキャッシュレス納付、定額減税など様々なテーマについて、税理士会等が開催する協議会等において、協議・意見交換を行うとともに、研修会等への講師派遣を積極的に行いました。

また、研修内容の充実を図るため、講師派遣に際しては、税理士会等と事前に打合せを 行うことにより開催趣旨や要望等を把握するとともに、過去のアンケート調査結果を分析 して説明方法や資料の見直しを行うなどの改善策を講じました。

こうした取組の結果、アンケート調査の上位評価割合は86.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

## 施策についての評定

s 目標達成

#### 評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 参考指標 1:税理士登録者数の推移

(単位:人)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
税理士登録数	79, 404	80, 163	80, 692	81, 280	81, 696

(出所) 長官官房税理士監理室調

#### 参考指標 2:税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数 (単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	2, 840	3, 318	3, 783	3, 922	3, 964

(出所) 長官官房税理士監理室調

## **施策** 実 3-2:税理士等に対する指導監督の的確な実施

税理士業務の適正な運営を確保するため次のとおり取り組み、国民の信頼に応えうる税理士制度とします。

#### 1. 税理士会等の綱紀監察をテーマとした協議会等の開催

税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。

#### 2. 税理士等に対する的確な調査等の実施

#### 取組内容

税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、税理士法等に基づく業務の調査や実態確認(以下「税理士調査等」といいます。)を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行います。

税理士等でないにもかかわらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者(以下「に せ税理士」といいます。)については、業務の停止を指導し、必要に応じて捜査当局と連携を 図るとともに、脱税相談等を行う者に対しては、税務相談の停止等の命令を検討するなど、 的確に対応します。

○参考指標1 「税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数」

#### 定量的な測定指標

[主要]	事務年度	令和2年度	3年度	4 年度	5 年度	6年度
実3-2-A-1:税理士専門官による指導監督等事		60	70	70	70	75
務の割合 (単位:%)	実績値	73.8	79. 9	80. 5	82. 3	85. 4

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注)「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査(税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を 視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務)や実態確認(税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執 行状況等の実態を確認する事務)、②税理士法第52条違反行為の確認(にせ税理士であると想定される者等に対 して業務の実態を確認する事務)、③情報の収集(税理士法違反行為に関する情報を収集する事務)などの事務 をいいます。

#### (目標値の設定の根拠)

収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき、税理士調査等を実施するなど、税理士等に対して指導監督を行うとともに「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、75%に引き上げました。

- ○参考指標 2 「税理士等に対する懲戒処分等件数」
- ○参考指標3「税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数」

#### 目標の達成度

 $\bigcirc$ 

## 目標の達成度の 判定理由

税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うため、収集した 税理士法違反行為に関する情報を精査し、悪質な税理士法違反行為を行う者に対する深度 ある調査と書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的に指導監 督等に取り組みました。

こうした取組の結果、税理士等に対する指導監督等事務の割合は85.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 実3-2に係る参考情報

#### 参考指標 1:税理士会等との綱紀監察等をテーマとした協議会等の開催回数 (単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	915	1,030	1, 152	1, 193	1, 178

(出所) 長官官房税理士監理室調

#### 参考指標 2:税理士等に対する懲戒処分等件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
処分等件数	22	21	13	38	64

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注) 令和6年度の懲戒処分等件数の内訳は、禁止(解散)処分が10件、停止処分が52件、戒告処分が2件です。

#### 参考指標 3:税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数

(単位:件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査等件数	1, 865	2, 364	2, 854	3, 210	3, 319

(出所) 長官官房税理士監理室調

#### 施策

#### 実 3-3:書面添付制度の普及・定着に向けた取組

税理士等は、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を 申告書に添付することができます。

また、税務官公署の職員は、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないとされています。

#### 取組内容

「書面添付制度」は、税理士等が作成した申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることで、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られます。また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。

このようなことから、申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うとともに、添付書面や税理士等に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなどにより、その普及・定着を図ります。

#### 定性的な測定指標

[主要] 実3-3-B-1:書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組

#### (令和6事務年度目標)

書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。

#### (目標の設定の根拠)

書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。

申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。

- ○参考指標1 「税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)」
- ○参考指標 2 「税理士関与割合(所得税・相続税・法人税)」
- ○参考指標3「書面添付制度に関する協議会等の開催回数」

#### 目標の達成度

#### $\bigcirc$

#### (実績)

## 実績及び目標の達成度 の判定理由

書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において具体的な方策などについて積極的に意見交換を実施しました。また、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に活用するほか、税理士会主催研修等への講師派遣依頼についても適切に対応しました。

#### (目標の達成度の判定理由)

書面添付制度の一層の普及・定着のため、上述のとおり、税理士会等との協議会等において 意見交換を実施するなど、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。

#### 施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

#### 実3-3に係る参考情報

#### 参考指標 1:税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)

(単位:%)

年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得税	1.4	1.5	1.5	1. 5	1.5
相続税	22. 2	23. 1	23. 4	24. 3	24.6
法人税	9.8	9.8	10.0	10. 0	10. 2

- (出所) 課稅部個人課稅課、資產課稅課、法人課稅課調
- (注1) 上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。
- (注2) 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和2年度及び3年度については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。
- (注3) 「相続税」は、各年分ともその年の 10 月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)を対象としています。
- (注4)「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

2 3 1A MY - 1		(1771   3   170   1 H   170	170 1-1707		( 1 1-2 - 7 - 7
年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所得税	21. 1	21. 0	20. 4	20. 4	20. 4
相続税	86. 1	86. 1	85. 9	86. 3	86. 5
法人税	89. 4	89. 5	89. 5	89.8	89.8

- (出所) 課税部個人課税課、資產課税課、法人課税課調
- (注1) 「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和2年度及び3年度については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。
- (注2) 「相続税」は、各年分ともその年の 10 月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書(修正申告書を除く。)を対象としています。
- (注3) 「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

#### 参考指標 3:書面添付制度に関する協議会等の開催回数

(単位:回)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数	384	420	626	650	630

(出所) 長官官房税理士監理室、課税部課税総括課調

#### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

評価結果の反映

参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

#### (実3-1:税理士会等との連絡協調の推進)

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士等が果たすべき 役割は、極めて大きなものであることから、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広 い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣等に 当たっては、引き続き改善策を講じて内容の充実を図ることにより、税理士会等との連絡協調を推 進していきます。

#### (実3-2:税理士等に対する指導監督の的確な実施)

税理士業務の適正な運営を確保するため、次のとおり取り組みます。

- ① 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。
- ② 各種情報収集の充実に取り組むとともに、悪質な税理士法違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法違反行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。

#### (実3-3:書面添付制度の普及・定着に向けた取組)

添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に 行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書 面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みます。

## 財務省政策評価懇談 会における外部有識 者の意見

○ 税理士等に対する懲戒処分件数が、昨事務年度は5年間で最大になっており、 少なくとも何らかの注書きなりを記載したほうが良いのではないか。 実績目標に係る予算額 令和3年度 4年度 5年度 6年度当初 行政事業レビュー に係る予算事業 ID

上記の実績目標に関連する予算額はありません。

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報

該当なし

#### (実3-1:税理士会等との連絡協調の推進)

税理士会等と定期的な協議会等の開催を通じて意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等へ積極的に講師派遣等を行うことにより、税理士会等との連絡協調の推進に取り組みました。

#### (実3-2:税理士等に対する指導監督の的確な実施)

# 前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況

税理士等に対して、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士法違反行為の未然防止を図りました。特に、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行いました。

また、関係課室とも連携し各種情報の収集・蓄積を図るとともに、悪質な税理 士法違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、税理士法に基づ く調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対して は、懲戒処分等を行うなど厳正に対処しました。

#### (実3-3:書面添付制度の普及・定着に向けた取組)

税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見 聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の 普及・定着に取り組みました。

担当部局名

長官官房(税理士監理室)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課)

実績評価実施予定時期

令和7年10月

## 【財務省政策評価懇談会における意見(全体に通じるもの)】

- 国税庁の実績評価は毎年丁寧に対応されており、結果も非常に好ましい状況なので、引き 続きこういう形で続けていただきたい。
- 国税庁の評価は大変立派である。
- 国税庁に対する納税者の信頼感というのは、国際比較してみても大変立派なものだと思う。 これから政治が大きく変化、変動をする中で、こういうベースがあることは大変ありがたい。 日本の不安定さに危機感を持つ人に対して、国税庁と日本の納税者との関係が安定している ことを発信すべき。
- 国税庁が上げている実績は、政治や行政が向き合うべき仕事に向き合っているということ の証左だと思う。
- 国税庁は、納税者と直に接するところの行動や振る舞いの重要性を非常に大切な組織文化 として守ってきたと思う。納税者との信頼関係を構築した中で適切な仕事をし続けることは、 非常に素晴らしく、それが実績として表れていることを評価したい。
- 優秀な職員、信頼される職員の確保は、国家公務員全体で大きな問題になっている。この 2、3年来、デジタル人材の採用を頑張っているのは高く評価するが、予定された採用人員 を得られてないように思われる。例えば、デジタル人材については初任給に少し差を設ける などしてはどうか。
- 全官庁に関係することだが、特に国税庁の場合は、経験を積んだ職員が地道に調査をする ために、優秀な人材に長く働いていただくことが必要。給与体系も含め、いかに良い人材に 官に来ていただけるかがとても重要だと思う。

## Ⅲ 参考資料



## 令和6事務年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 [指標名]	実 施 等 対 象 者	実施時期	実施方法	主な質問項目
1	e-Taxについてのア ンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-2-1-1-A-8:e- Taxの利用満足度】 (49ページ)	・e-Taxの利用者等 ・アンケート回答 数 16,403件	令和7年2月 ~5月	・電子申告後にメッセージボックス に格納される受信 通知からアンケートに入力する方式 ・ e-Tax ホームページで実施するアンケートに入力する方式 する方式	無記名による5段階評価 「とても役立つ」、「どちらかと言えば役立つ」、「どちらともいえない」、「あまり役に立たない」、「全く役に立たない」 ①事前手続の操作性 ②e-Taxの操作性 ③利用した手続や利用ソフトの種類 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回答の分かりやすさ
2	国税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」について のアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-1-1-A-10: 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」の利用満 足度】 (51ページ)	<ul> <li>・「確定申告書等作成コーナー」の利用者</li> <li>・アンケート回答数425,665件</li> </ul>		・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 「とても役立つ」、「どちらかと いえば役立つ」、「どちらともい えない」、「あまり役に立たない」、 「全く役に立たない」 ①利用したメニュー ②利用の満足度
3	国税の広報について のアンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-1-1-A-1:国 税の広報に関する評 価】 (81ページ)		<ul><li>6.9.2~13</li><li>6.11.5~15</li></ul>	・税務署の窓口で配付 (確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函又は郵送 ・国税庁メールマガジンでアンケート用URLを送付	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」 ①国税庁が実施している各種の広 報施策の認知度(テレビ、ラジ オ、新聞、雑誌、ポスター、ホー ムページ等) ②国税の広報全般についての印象 ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間についての印象 ⑤税を考える週間についての印象
				・オンライン上で 提出	
4	国税の広報について のアンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-1-1-A-2:確 定申告の広報に関す る評価】 (82ページ)	<ul><li>・「確定申告書等作成コーナー」の利用者</li><li>・アンケート回答数405,946</li></ul>	令和7年1月 ~3月	・「確定申告書等作成コーナー」への書き込み方式	無記名による5段階評価 「とても役立つ」、「どちらかと いえば役立つ」、「どちらともい えない」、「あまり役に立たない」、 「全く役に立たない」 確定申告期の情報提供に関する印象

No.	アンケート名 [指標名]	実 施 等 対 象 者	実施時期	実施方法	主な質問項目
5	租税教育についての アンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-1-2-A-1:租 税教室等受講者の理 解度】 (85ページ)	・全国71の税務署 ・租税教室等受講 者7,818名名から 回答	令和6年4月 ~令和7年3月	・租税教室等実施 時に配付 ・租税教室等実施 後に回収	無記名による4段階評価 「深まった(分かった)」、「や や深まった(やや分かった)」、 「あまり深まらなかった(あまり 分からなかった)」、「深まらな かった(分からなかった)」 租税教育を受けた児童・生徒等の 税に関する理解度
6	税務大学校における 公開講座についての アンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-1-2-A-2:税 務大学校における公 開講座の内容の満足 度】 (86ページ)	<ul><li>・公開講座受講者数7,533名</li><li>・アンケート回答数1,472名</li></ul>	令和6年11月中旬(公開講座開催期間)	・公開講座受講後にアンケートを入力する方式	無記名による5段階評価 「良かった」、「やや良かった」、「普通」、「やや悪かった」、「悪かった」 講座の内容の満足度
7	租税史料室について のアンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-1-2-A-3:租 税史料室(税務情報 センター)見学者の 満足度】 (86ページ)	・税務大学校租税 史料室 ・租税史料室の見 学 者・利 用 者 2,970名からの 回答	令和6年4月 〜令和7年3月 (見学・利用の都 度)	<ul><li>・玄関又は説明室で配付</li><li>・アンケート箱への投函依頼</li></ul>	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、) 「やや悪い」、「悪い」 ①租税史料のご理解(満足度) ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度
8	電話相談センターに ついてのアンケート 【≪定量的≫測定指 標業1-3-2-1-A-2:電 話相談センターにお ける電話相談の満足 度】 (98ページ)	<ul> <li>・電話相談センター</li> <li>・特定日の電話相談を利用した納税者</li> <li>・アンケート実施数8,195</li> </ul>	計8日実施 ※次の期間ごと に各2日実施 ・6.5.7~17 ・6.9.2~13	・相談後に音声ガ イダンスによる アンケート入力 方式	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、) 「やや悪い」、「悪い」 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
9	税務署 (相談会場) についてのアンケート【≪定量的≫測定指標業1-3-2-1-A-3:税務署の窓口・相談対応に対する評価】(99ページ)	<ul> <li>・全国524の税務署</li> <li>・特定日の来署納税者</li> <li>・アンケート回収数67,499</li> </ul>	計8日以上実施 ※次の期間ごと に実施 ・6.5.7~17	<ul><li>・税務署の窓口で配付</li><li>(確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付)</li><li>・アンケート箱への投函又は郵送</li></ul>	「良い」、「やや良い」、「どち) らとも言えない」、「やや悪い」、
10	国際研修における講義についてのアンケート 【≪定量的≫測定指標実1-5-6-A-1:開発途上国に対する技術協力の満足度】 (154ページ)	・研修会場等 ・研修受講者195名 からの回答	令和6年4月 ~令和7年3月	・研修開始時等に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度

No.	アンケート名 [指標名]	実 施 等 対 象 者	実施時期	実施方法	主な質問項目
11	技術相談についてのアンケート 【《定量的》測定指標実2-2-A-1:酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度】(166ページ)	鑑定官室(沖縄国	· ·	・調査対象の酒類製造業者にアンケートを交付、回答を依頼	
12	税理士会への研修会 等についてのアン ケート 【≪定量的≫測定指 標実3-1-A-1:税理士 会等への研修会等の 評価】 (181ページ)	<ul><li>・税理士会</li><li>・説明会等の出席者</li><li>・アンケート回答数 41,908</li></ul>	令和6年4月 ~令和7年3月	・説明会の会場等 で配付及び回収	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

<sup>(</sup>注) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

## 令和6事務年度において実施したサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 【≪定量的≫測定指標実 1-1-1-A-2】 (31ページ)	<ul><li>・全国55の税務署</li><li>・収受した所得税還付申告書</li><li>・サンプル数 19,357</li></ul>	令和7年2月~3月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1%(小数点以下切上げ)を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業1-3-2-1-A-1】 (98ページ)	<ul><li>・電話相談センター</li><li>・特定日の電話相談</li><li>・サンプル数 423,314</li></ul>	特定期間のうち、計20 日実施 ※次の期間ごとに各5 日実施 ・6.5.7~17 ・6.9.2~13 ・6.11.5~15 ・7.2.3~14	調査日に受電した全ての電話相 談について、受付時から終了時ま での時間を測定する。

## (参考) 用語集

## あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳によ る適正な申告の推進を目的として、個人事業 者の青色申告者を中心に結成された団体で す。

#### 青色申告制度

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

#### アジア税務長官会合(SGATAR)

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を行う場であり、令和7年6月現在、18か国・地域の税務当局が加盟しています。 正式名は、Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Researchです。

#### い 移転価格税制

国外の関連企業(国外関連者)との取引価格が第三者間の取引価格(独立企業間価格)と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

#### インボイスコールセンター

消費税の軽減税率制度及び適格請求書等

保存方式に関する一般的な質問・相談に対応 するために設置されている電話相談センタ ーです。

## か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者がスマートフォン、パソコン、タブレット端末を使用して、画面の案内に沿って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信する こともでき、また、印刷して書面で税務署に 提出することができます。

#### 間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な 申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運 営に協力することを目的として結成された 団体です。

## き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に提供し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

#### キャッシュレス納付

現金を使用しない納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による納付、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。

#### 共通報告基準(CRS)

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として策定・公表されたものです。令和7年6月現在、100を超える国・地域の税務当局がこれに基づく情報交換を実施しています。

正式名は、Common Reporting Standardです。

#### 業務センター室

複数の税務署の内部事務を集約処理する 組織で、令和3年7月から各国税局に設置さ れています。

#### く 国別報告事項(CbCR)

多国籍企業グループの国、地域ごとの収入 金額、納付税額及び活動状況等に関する情報 をいいます。BEPS報告書において、グル ープの最終親会社等がその居住地国の税務 当局に提供することが求められており、租税 条約等に基づき、その税務当局からグループ の構成会社等の居住地国に提供されます。

正式名は、Country by Country Reportです。

## け原告訴訟

滞納者が債務超過の状態で国税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をいいます。

## こ公金受取口座

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実

施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、希望者が金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、マイナンバーとともに国に登録し、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座です。

#### 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が 法律の規定に従っていなかったり、計算に誤 りがあったりしたために、税額を過大に申告 した場合や還付金が少なかった場合などに 行う手続です。この手続は、誤りの内容を記 載した更正の請求書などを税務署に提出す ることにより行います。

なお、更正の請求ができる期間は、原則と して法定申告期限から5年以内です。

#### 構造改革特別区域法

地方公共団体が構造改革特別区域を設定し、地域の特性に応じた活性化を図ることで、 国民経済の発展等に寄与することを目的とした法律です。同法の「酒税法の特例」では、 地域で生産される農産物を用いた酒類(濁酒・果実酒等)の製造に際し、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を緩和等することとされています。

#### 公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国 税に充てるため、入札又は競り売りの方法で 強制的に売却する処分をいいます。

#### コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関です。

国際食品規格の策定等を行っています。

#### 国税総合管理(KSK)システム

全国の国税局と税務署をネットワークで 結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力 することにより、国税債権などを一元的に管 理するとともに、これらを分析して税務調査 や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越 えた情報の一元的な管理により、税務行政の 根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を 図るために導入した基幹システムです。

#### 国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づき、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局において委嘱している方をいいます。

## き 詐害行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者(国)を害する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいいます。

#### 差押債権取立訴訟

国が、滞納者の債権を差し押さえた場合に、 差押債権の取立てに応じない債務者に対し てその履行を請求するために提起する訴訟 をいいます。

## シェアリングエコノミー等新分野の経済活動

シェアリングビジネス・サービス、暗号資産 (仮想通貨) 取引、ネット広告 (アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称した経済活動のことをいいます。

#### 事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間 価格の算定方法等について、税務当局が事前 に確認を与えた場合には、納税者がその内容 に基づき申告を行っている限り、移転価格課 税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

#### 自動ダイレクト

e-Taxの申告等データを送信する画面において、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引き落としにより納付ができる機能です。

なお、法定納期限当日に申告手続をした 場合は、翌取引日に引き落とされます。

#### 集中電話催告センター室

新たに発生する滞納事案等について集中的に所掌し、早期かつ反復的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

#### 守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国税通則法により、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税

者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場に あるので、その秘密を漏らさないよう義務付 けることにより、納税者の秘密を保護する必 要があること、②納税者の秘密を漏らしてし まうと、税務職員と納税者との信頼関係が損 なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適 正・公平な課税の実現が困難となって、円滑 な税務行政の運営に重大な支障を来すため です。

#### 酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主 的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取 引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業 者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正 な取引の在り方について国税庁の考え方を 提示するとともに、公正取引委員会との連携 方法等を明らかにしたものです。

#### 酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準(国税庁告示)を定めたものです。

#### 酒類の地理的表示(GI)制度

酒類の地理的表示(G I:Geog raphical Indication)制度とは、地域の共有財産である「産地名」の適切な使用を促進する制度です。

お酒にその産地ならではの特性が確立されており、産地からの申立てに基づき、国税庁長官の指定を受けることで産地名を独占的に名乗ることができ、産地にとっては、地域ブランド確立による「他の製品との差別化」、消費者にとっては、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」とい

う効果があります。

#### 酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における20歳未満の飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

#### 酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき 選任された者をいいます。酒類販売管理者は、 酒類の販売業務に従事する使用人等に対し て、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業 務を実施するために必要となる助言又は指 導を行います。

#### 酒類輸出コーディネーター

海外における日本産酒類の販路拡大を支援するため、日本産酒類のさらなる流通が期待できる国・地域に、酒類流通に関して知見や人脈を有する「酒類輸出コーディネーター」を配置し、商談会の企画・実施、日本産酒類プロモーションセミナーなどの業務を実施することにより、日本産酒類のさらなる輸出促進を図っています。

令和6年度においては、19の国・地域に設置しています。

#### 書面添付制度

申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面を税理士等が申告書に添付することができるという制度です。

この書面が添付されている申告書を提出 した納税者に対してあらかじめ日時、場所を 通知して税務調査を実施する場合には、その 通知前に、税務代理をする税理士等に対して、 添付された書面の記載事項に関する意見を 述べる機会を与えなければならないことと されています。

#### 世 税源浸食と利益移転(BEPS)

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を 巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操 作し、グローバルに租税の軽減を図っている 問題です。

#### 税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申 告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制 を整備することをいいます。

#### 税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士 業務の改善進歩に資するために、支部と会員 の指導、連絡や監督を行うことを目的とする 税理士法に定められた団体です。

## そ 相互協議

租税条約等の規定に基づき、①国際的な二 重課税が移転価格課税等により生じた場合、 又は生じると納税者が考える場合、あるいは ②納税者が独立企業間価格の算定方法等に 係る二国間の事前確認を求める場合におい て、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条 約等締結国・地域の税務当局との間で協議を 行う手続です。

#### 租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、国税庁、 総務省、文部科学省及び日本税理士会連合会 (賛助会員)が連携・協働して租税教育の充 実に向けて取り組むために組織された協議 会をいいます。

#### 租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避 や脱税の防止のための条約をいい、相互協議 や情報交換、徴収共助等に関する規定も置か れています。

#### た 滞納処分免脱罪

納税者が差押えなどの滞納処分の執行や 徴収共助の要請による徴収を免れる目的で その財産の隠蔽等を行う犯罪です。隠蔽等を 行った納税者には、3年以下の拘禁刑若しく は250万円以下の罰金、又はこれらの両方が 科されます。

#### ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる方法です。

#### 単式蒸留焼酎

でん粉質原料(米、大麦及び芋等)などを 発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもの で、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原 料による特色がある我が国固有の蒸留酒で す。

## ち 地方税ポータルシステム (eLTAX)

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

#### 地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などを もって、国税及び地方税の事務運営につき連 絡協調を図るために組織された協議会をい います。

なお、当該協議会には、国税局又は都道府 県単位の地方税務協議会及び税務署単位の 地区税務協議会があります。

#### 調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める 省令に基づき、国税局の調査部が所管する、 原則として資本金1億円以上の大法人と外 国法人のことをいいます。

#### 徴収共助

租税を徴収するための権限は自国の領域 外で行使することはできないという執行管 轄権の制約がある中で、租税条約に基づき、 各国の税務当局が協力して、互いの租税債権 を徴収する制度です。

#### 徴収システム

国税総合管理(KSK)システムのうち、 徴収事務を担っている業務システムをいい ます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的 確に行うことができます。

## つ 通算法人

グループ通算制度の承認を受けた法人(親 法人及び子法人)をいいます。なお、グルー プ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始 する事業年度から適用されています。

## て デジタルインボイス

標準化され構造化された電子インボイス のことであり、請求情報(請求に係る情報) を売り手のシステムから、買い手のシステ ムに対し、人の手を介することなく、直接デ ータ連携し、自動処理される仕組みです。そ の際、売り手・買い手のシステムの差異は問 いません。

#### 電話相談センター

国税に関する質問・相談に対し、適切かつ 効率的に対応するため、各国税局に設置され ている部署をいいます。

## と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めること

を目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

## に 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

酒類製造者と卸売業者のマッチング支援を行うほか、輸出に関する情報提供や、専門家による個別相談など、様々な支援メニューを提供している国税庁及び関係機関を運営主体とするコンソーシアム(共同事業体)です。

#### 日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

## の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の 推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域 社会の発展に貢献」することを目的として、 大阪国税局の各税務署管内に設立された団 体です。

#### 納稅証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがありますが、e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

#### 納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

## ひ 評価倍率

路線価が定められていない地域の土地等 を評価する場合に用いる倍率のことをいい、 相続税や贈与税の税額を算定する際の基準 となります。

#### 標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価 等を実施する地点をいいます。

## ふ 二つの柱

2021年10月にOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において、合意された、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する2つの対応策(第1の柱、第2の柱)のことです。

第1の柱は、①市場国に物理的拠点を置かずにビジネスを行うグローバル企業グループに対しても、市場国で課税を行えるようにするための国際課税原則の見直し及び②移転価格税制の適用の簡素化・合理化、第2の柱は、法人税の引下げ競争に歯止めをかける観点等からのグローバル・ミニマム課税(軽課税国に所在する子会社等の税負担が最低税率に至るまで親会社の所在する国・地域において課税するルール等)の導入のことをいいます。

#### 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

## へ 閉庁日

行政機関の休日に関する法律に定められ た日をいい、具体的には、次の日になります。 なお、これらの日は、通常、業務を行って いません。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 祝日及び休日
- ③ 12月29日から1月3日までの日

## ほ法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

#### 法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で63種類あります。

#### 法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定 資料以外のものをいいます。

## ま マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスであり、子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする個人ごとのポータルサイトです。

#### マイナポータル連携

年末調整・所得税確定申告手続について、マイナポータル経由で、給与所得の源泉徴収票や、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を可能とする機能のことです。

#### マイナンバーカード方式

個人納税者のe-Tax利用における認証手続の方法の一つです。マイナンバーカードを用

いることで、マイナポータル経由又はe-Tax ホームページなどからe-Taxヘログインでき、 e-Taxを利用する際、従来必要であったe-Tax の利用開始届出書の提出やe-Tax用のID・ パスワードの管理が不要になります。

#### マイページ

登録されている本人(法人)情報に加え、 還付金等の処理状況や各税目に関する情報 (各種届出等)をe-Taxで確認することがで きる利用者ごとのページです。

## ゆう有機酒類

環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として一定の要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として一定の要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものとして、酒類における有機の表示基準(平成12年12月国税庁告示第7号、令和4年10月廃止)に基づいて「有機農産物加工酒類」等と表示した酒類又は日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づいて有機加工食品の日本農林規格による格付を受けた酒類をいいます。

## よ 予納制度

納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又は調査等により近日中に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です。

## り リデュース・リユース・リサイクル

循環資源(有用な廃棄物等)の利用と処分 についての重要な取組を順に示したもので、 廃棄物等の発生抑制(リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用(リサイクル)を意 味しています。

## <u>リデュース・リユース・リサイクル推進月</u> 間

「リデュース・リユース・リサイクル (3 R) 推進月間」は、関係省庁において毎年10 月、循環型社会を構築するため、国民一人一人の理解と協力を得るべく、行政、事業者及び消費者の幅広い参加による運動を展開することとしているものです。

## ろ 路線価

路線(道路)に面する標準的な宅地の1平 方メートル当たりの価額のことをいい、相続 税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

## B BEPS報告書

税源浸食と利益移転 (BEPS) の問題に 対処するため、OECDが平成24年に立ち上 げたBEPSプロジェクトの報告書(平成27 年9月公表)をいいます。本報告書では、G 20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により 策定された15項目からなる「BEPS行動計 画」について、国際的に協調してBEPSの 問題に有効に対処していくための対応策が 勧告されています。

## E e-Tax

所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、 印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国 税関係法令に規定されている申請・届出等に ついて、インターネット等を利用して電子的 に手続を行うことができるシステムです。

## G GSS (ガバメントソリューションサー ビス)

GSSは、デジタル庁が提供する標準的な 政府共通の業務実施環境(パーソナルコンピ ュータやネットワーク環境)です。

最新の技術を積極的に活用することで、場所を選ばない働き方の安全な実現、情報共有やコミュニケーションの円滑化と活性化、業務の自動化、IT化を強力に促進します。

なお、国税庁においては、令和7年7月から順次利用を開始する予定です。

## I I T導入補助金

経済産業省及び中小企業庁が所管する、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金です。

## J JFOODO (ジェイフードー)

JFOODOは、独立行政法人日本貿易振 興機構(ジェトロ)に設置された、日本産の 農林水産物・食品のブランディングのために オールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織です。

正式名称は、「日本食品海外プロモーションセンター」です。

## O OECD移転価格ガイドライン

移転価格課税について適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的としてOECD租税委員会において作成されたものです。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図しています。

#### OECD税務長官会議(FTA)

税務行政上の課題について各国のベストプラクティスの共有等を図るため、平成14年にOECD租税委員会の下に設置された税務当局の長官級のフォーラムであり、令和7

年6月現在、OECD加盟38か国に非加盟16か国・地域を加えた54か国・地域が参加しています。

正式名は、Forum on Tax Administration です。

## 

UIは、User Interface の、UXは、User Experience の略であり、一般的に、製品やサービスを利用する際の情報機器等におけるやり取りの仕組みと利用前後を通じて得られる経験等を意味するとされています。